

各国憲法集(4)

カナダ憲法



2012年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2011-1-d

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(4)
カナダ憲法

齋藤 憲司
(政治議会調査室)

2012年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

目次

〔解説〕

年表	1
I 序論	2
1 カナダ憲法の特徴	
2 カナダ憲法の構成	
3 憲法制定過程	
II 憲法の内容	6
1 人権	
2 統治機構	
3 安全保障	
III 憲法改正手続	16
1 憲法改正手続	
2 憲法改正一覧	
IV 最近の動向	22

〔翻訳〕

カナダ憲法翻訳の出典と凡例	23
1867年憲法法（改正統合版）	24
1982年憲法法	70

年表

- 17世紀末 英国による東部の植民地支配
- 1758年 ノヴァ・スコシアで代表政治、のち各地に広まる。
- 1763年 英国国王布告でケベック植民地創設
- 1791年 1791年憲法でケベックがアッパー・カナダ（現オンタリオ）及びロワー・カナダ（現ケベック）の2つに分けられる。
- 1837年 アッパー・カナダ及びロワー・カナダで反乱が起こる。
- 1839年 ダラム卿の改革案「ダラム報告書」まとまる。
- 1840年 連合法の制定。アッパー・カナダ及びロワー・カナダが連合してカナダ州となる。
- 1846年 ノヴァ・スコシアに責任政治（1847年にはアッパー・カナダ及びロワー・カナダが再結合して出来たカナダ並びにニュー・ブランズウィックに、その後、プリンス・エドワード・アイランド（1851年）、ニューファンドランド（1855年）、バンクーバー・アイランド（1856年））
- 1867年 1867年英領北アメリカ法が英国議会で制定される（1982年に1867年憲法法に改称）。
- 1931年 ウェストミンスター法により独立状態が付与される。
- 1949年 1949年英領北アメリカ法（第2号）により、カナダ国内のみで改正できる事項が、一部について定められる。
- 1980年 ケベック州で独立を求めるレファレンダム否決
- 1982年 英国議会でカナダ法制定。カナダの法的独立と1982年憲法法を定める。
- 1983年 憲法改正で先住民の権利を強化
- 1987年 ケベックを憲法体制に組み込むための「ミーチ・レーク合意」。結果的に実現せず。
- 1992年 包括的憲法改正案「シャーロットタウン合意」。結果的に実現せず。
- 1995年 ケベック州の主権確立のためのレファレンダム否決
- 1996年 憲法改正法により憲法改正の発議の手續が定められる。
- 1998年 最高裁判所、ケベックの主権獲得における憲法上の条件について判断
- 1999年 ヌナブット準州創設

I 序論

1 カナダ憲法の特徴

カナダは、君主制の民主主義国家であり、10の州と3つの準州による連邦制を採用している。

10の州のうちケベック州を除く9つの州は、英国の植民地として出発し、統治機構も英国と同様の制度を採用した。憲法を構成する1867年憲法は、その制定文の中で「連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する一つの自治領に連邦として統合」と謳っている。フランスの植民地として出発したケベックも英国領となった後は、英国の政治制度が持ち込まれた。

君主制は、英国の旧植民地で英国型政治制度を採用する多くの国¹と同様に英国国王を共通の元首としている。形式的には、国家の行為は、国王の名の下に行われるが、そのカナダにおける代理人として、連邦は総督（Governor General）、州は副総督（Lieutenant Governor）がそれぞれ置かれる。

英国の政治制度が強く表れているのは、議会制度と議会と政府の関係である。英国型の議会制度である議会主権、議院内閣制、下院の優越などの原理が適用されている。

2 カナダ憲法の構成

カナダ憲法は、カナダの最高法規であって、この憲法の規定に反するいかなる法規も、その抵触する限度において効力を有しない（1982年憲法第52条第1項）。カナダ憲法の成文法の部分は、1982年カナダ法²、1867年から1982年までの複数の憲法（Constitution Act）、マニトバ法をはじめとし植民地の連邦加盟時に制定された諸法令、自治権を付与したウェストミンスター法等の制定法から成っている。制定法に関する定義は、1982年憲法第52条第2項により初めて明文化された。制定法に加えて、議会の特権、判例法、国王大権、慣習、さらに、英国の先例や慣行のうち継受されたもので憲法が構成されている³。

制定法のうち1867年から1982年までの憲法は、制定年を付して、「○○○○年憲法」と呼ばれる。憲法は、憲法という名称を持つ法律で、通常の方法と同様の手続で制定された。このうち重要なのは、1867年憲法及び1982年憲法である。1867年憲法は、1982年に名称変更されるまでは、1867年英領北アメリカ法⁴と呼ばれた。1867年から1982年までに制定された憲法の多くは、この1867年憲法を改正する憲法である。

¹ その概要、歴史的推移については、齋藤憲司「英国型政治制度はなぜ普及したか」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.11-32; 同「イギリス憲法の旧植民地諸国憲法への伝播—比較憲法学的考察」『レファレンス』416号, 1985.9, pp.47-49.

² Canada Act 1982, 1982, c. 11 (U.K.)

³ Peter W. Hogg, *Meech Lake Constitutional Accord Annotated*, Toronto: Carswell, 1988, pp.13-31.

⁴ British North America Act, 1867, 30-31, Vict., c. 3 (U.K.)

また、1867年憲法には、通常は法律事項とされるものも含まれ、のちに別の法律、例えば連邦法の2011年公正代表法などにより、さらに州の法律によって改正された条項は、数多くある。

1867年憲法は、連邦、執行権、立法権、州の組織、立法権の配分、司法、財政など、専ら統治機構を定める。ただし、統治機構のすべてが条文によって規定されているわけではない。国王の助言機関として「カナダのための女王の枢密院（Queen's Privy Council for Canada）」が憲法上規定されているが、内閣に関する規定はない。議院内閣制も明文化されておらず、下院による内閣不信任の手続もない。これらは、すべて憲法慣習に拠るものである。首相及び州首相という文言も1867年憲法にはなく、1982年憲法で初めて登場することになった。

なお、憲法における文言について付言するならば、通常、便宜的に連邦議会、連邦首相などと呼んでいるが、条文上は、連邦議会は、「Parliament of Canada（カナダの議会）」、州の議会は「Legislature（議会）」が用いられ、連邦政府は、「Government of Canada（カナダの政府）」、連邦首相は、「Prime Minister of Canada（カナダの首相）」という呼称である。特に議会については、日本語に訳すと同一になってしまうので、後掲の日本語訳で議会は、連邦議会を指し、州議会との区別が付きにくい部分については、適宜、州という文言を補っている。

1982年憲法は、英国議会の制定法である1982年カナダ法の別表Bとして制定され、人権憲章、先住民の権利、憲法改正手続、憲法の定義などを定める。

このように、憲法の構成が複雑であるので、典拠となる最新の版を維持することが肝要となる。公式の典拠とされるのは、法務省が改正を組み込んで編纂した『1867年から1982年憲法の統合版⁵』である。日本語訳は、これに依拠し、さらに、統合版に反映されていない最新の改正⁶も含めてある。法務省の統合版で特徴的なのは、少なからぬ条項、例えば1867年憲法第83条、第84条、第136条、第139条、第140条などについて、その脚注で「おそらく失効」と曖昧な注釈を加えていることである。さらに第19条、第40条などのように「失効」と判断された条項もあるが、これらが削除されることなく憲法典上、残存していることである。

3 憲法制定過程

(1) 英国議会の制定法

英国の植民地政策は、英国と同様の政治制度を植民地において実現することであった。英国国王の植民地における代理人として総督を置き、政府を総督と内閣に当たる行政評議会（Executive Council）で構成し、英国の貴族院及び庶民院に相当するものとして、それぞれ任命による立法評議会（Legislative Council）及び選挙による立法議院（Legislative

⁵ Consolidation of Constitution Acts, 1867 to 1982, <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/Const/PRINT_E.pdf>

⁶ 2011年公正代表法(カナダ法典2011年法律第26号)による1867年憲法第51条第1項の改正である。

Assembly) を設置した⁷。この制度を代表政治 (Representative Government) といい、1758 年のノヴァ・スコシアを初めに各植民地で採用されていった⁸。

選挙による立法議院は、歳入の大部分について権限を有していたものの、実際の政治を動かしたのは、総督を核とする行政評議会及び立法評議会であり、専ら自分たちの利益になるように運営した⁹。これに対抗して 1837 年に反乱が起こり、英国政府は、1838 年に政治的不満の調査のためにダラム卿を派遣した。1839 年に「ダラム報告書¹⁰」として英国議会に提出された改革案は、内政はカナダに任せ、内閣は選挙された議院の中から選ばれ議院に責任を負うこと、総督は内閣の助言に従うことなどを英国政府に勧告し、責任政治制度 (Responsible Government) と呼ばれる制度の導入を図った。

カナダの各植民地の責任政治は、英国議会の制定法ではなく、決議や慣行によって定められた¹¹。ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックでは、それぞれ 1846 年と 1848 年の立法議院の決議によって導入した。アッパー・カナダ及びローワー・カナダが再結合して出来たカナダでは、1848 年に総督が議院の不信任を受けた者を大臣に任命しなかったことにより確立した。その後、プリンス・エドワード・アイランドでは 1851 年に行政評議会の評議員を立法議院から出すことで確立し、ニューファンドランドでは英国政府の強い意向で 1856 年に確立した。

これらの植民地を統合してカナダ連邦を結成するため、1864 年 9 月のシャーロットタウン会議及び 10 月のケベック会議において、憲法の草案が検討された。1866 年 12 月にロンドンで植民地の代表者と英国政府は、共同で最終草案を準備し¹²、1867 年に英国議会によって 1867 年英領北アメリカ法が制定され、これが連邦憲法を構成する一つの法典となったのである。

責任政治は自治政治 (self-government) に発展してゆく¹³。カナダを始め、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの自治領の自立化の動きに対して英国は、1923 年及び 1926 年の大英帝国会議において自治領の外交自主権を認め、1931 年のウェストミンスター法によりこれらに独立状態を付与した。

⁷ 前掲注(1), pp.16-19.

⁸ プリンズ・エドワード・アイランドは、1773 年、ニュー・ブランズウィックは、1784 年に確立した。ケベックは、仏系と英系の対立やアメリカ独立への懸念などを背景に適用は遅れ、英本国で制定された 1791 年憲法により、ケベックを 2 つに分け、それぞれが総督、行政評議会、任命制の立法評議会、選挙による立法議院を設け、総督及び行政評議会が行政権を行使し、総督、立法評議会及び立法議院で議院を構成するという代表政治を規定した。ニューファンドランドは、1832 年である。

⁹ Reference Division, Central Office of Information, *Constitutional Development in the Commonwealth*, London: HMSO, 1964, p.3.

¹⁰ Report on the Affairs of British North America from the Earl of Durham, *House of Commons Paper*, No.3 of 1839.

¹¹ Arthur Berriedale Keith, *Responsible Government in the Dominions*, Vol.1, Oxford: Clarendon Press, 1912, pp.13-25.

¹² James Ross Hurley, *Amending Canada's constitution: history, processes, problems and prospects*, Ottawa: Canada Communication Group Pub., 1996, p.10.

¹³ Sir William Dale, *The modern Commonwealth*, London: Butterworths, 1983, p.5.

(2) 憲法制定権の移管

ウェストミンスター法は、英国議会の制定法に反することを理由に植民地の立法を無効にできる 1865 年植民地法効力法について、同法が自治領には適用されないこと、英国の法律で自治領の法の一部となっているものについて自治領で改廃できることを定め（第 2 条）、領域外の法的効力を保障した（第 3 条）。第 4 条で「自治領が制定を要請し、それに同意することを明確に表明しない限り、英国議会は自治領に適用のある法律を制定してはならない」と定めた。ただし、カナダについては、カナダ憲法の制定権及び改正権に関する特別留保を規定し、1867 年英領北アメリカ法の改正権及び一般的憲法制定権は、英国側に残された¹⁴。

1949 年の英領北アメリカ法（第 2 号）により、憲法制定権の一部が移管されたが、①州の権限、②州民の権利、③言語、④連邦議会の会期、⑤下院議員の任期、そして憲法制定権そのものは、従来どおり英国に残され、その改廃にはカナダ側の要請と同意が必要であった。

この「要請と同意」の態様は専らその時々の方関係によった。連邦政府は、連邦議会の議決を国内の意見の一致とみなし、州の同意は必ずしも必要としないとの立場をとっていた。連邦と州との関係に影響を及ぼす事項の改正については、1982 年まで 13 回行われ、1867 年から 1940 年代まで州に同意を求めないことを原則としていた。

ところが 1940 年代から連邦－州間関係に影響を及ぼす改正の要請については、単に連邦議会の議決のみでは正当な要請とは見なされず、州の同意が必要とされるようになった。

連邦－州間に影響を与えるような改正は、そのすべてが全州合意で行われたわけではない。全州の合意による改正は 4 回あるものの、部分的合意は 2 回、全く同意を求めなかった改正は 7 回あった。このことは、州の同意の程度について様々に解釈される可能性を残すものであった¹⁵。

連邦と州の間で改正手続を成文化しようとする試みが行われ、改正方式として 1961 年のフルトン方式¹⁶、1964 年のフルトン－ファブロ方式¹⁷、1971 年のヴィクトリア憲章などが提案されたが、結果的にまとまらなかった¹⁸。

1980 年 10 月、連邦政府は、全州の合意が得られなくても連邦単独で憲法制定権の移管を第一の狙いとして改正を進め、憲法改正案¹⁹を発表した。政府の改正案に対し、オンタリオとニュー・ブランズウィックの 2 州のみが支持を表明し、その他は、憲法の移管それ自体には反対しなかったが、人権憲章の憲法レベルでの保障、憲法改正手続規定に強く反

¹⁴ 齋藤憲司「オーストラリアの『独立』—イギリス議会による 1986 年オーストラリア法制定」『ジュリスト』872 号, 1986.11.5, pp.56-63.

¹⁵ 齋藤憲司「1982 年カナダ憲法—憲法構造と制定過程」『レファレンス』381 号, 1982.10, pp.74-118.

¹⁶ Guy Favreau, *The Amendment of the Constitution of Canada*, Ottawa: Queen's Printer, 1965, Appendix 2, pp.106-109.

¹⁷ *ibid.*, Appendix 3, pp.110-115.

¹⁸ Canada Constitutional Conference, *Constitutional Review, 1968-1971: Secretary's Report*, Ottawa: Canadian Intergovernmental Conference Secretariat, 1974.

¹⁹ Proposed Resolution for Joint Address to Her Majesty the Queen respecting the Constitution of Canada.

対し、裁判を提起した。

連邦最高裁判所は、一方で、州の同意は相当程度で足りるとして、連邦政府の主張を認め、他方、州の同意は必要との憲法慣習は存在するとして州の主張も認めたことで、憲法改正問題を改めて政治の場に投げ返し、政治的妥協を求めた²⁰。

ケベックは、仏語系文化に対する脅威になるとして強く反対し、独立を求めるレファレンダムを1980年5月に実施した。しかし、反対が約60%を占め、独立は、否決された²¹。1981年11月の連邦-州首相会議において、ケベックを除く9つの州と連邦間で合意に達した。

連邦最高裁判所の決定及び連邦とケベックを除く9つの州との間で合意が成立したことにより、カナダ法案が英国議会で可決され、1982年3月29日に1982年カナダ法が裁可された。

1982年カナダ法は、憲法制定権をカナダに移管すると同時にカナダ憲法を定める法律であり、わずか4つの条から成る。第1条は、同法の別表Bに掲げる1982年憲法法がカナダのために制定施行されること、第2条は、同法施行後は英国の議会制定法をカナダに施行することはない旨を規定し、第3条は、仏語版と英語版が同等の効力を有すること、第4条が法律の引用である²²。

同年4月17日にカナダを訪れたエリザベス女王は、1982年憲法法を公布した。

II 憲法の内容

1 人権

(1) 人権の憲法典化

人権が憲法上に規定されたのは、1982年憲法法によってであり、その第1章が「権利及び自由に関するカナダ憲章」として人権を規定する。

英国植民地のうち、カナダを始めとする自治領諸国では、英国憲法の影響が強く、英国憲法の法の支配の原則が自治領にも適用されたため、自治領の憲法には基本権に関する部分が脱落していた。もちろん、人権が保障されないわけではなく、連邦は1960年の「カナダ人権憲章」など種々の人権関係法を制定し、州では連邦に先立ちそれぞれ人権法を定めていた²³。

カナダにおいて人権規定の憲法典化が必要とされたのは、以下の理由があった。

第一に、権利保障の強化のためである。その前提として、権利内容が文言の形で明確に

²⁰ Re : Resolution to amend the Constitution, [1981] 1 S. C. R. pp.753-912.

²¹ Edward McWhinney, *Canada and the Constitution 1979-1982: Patriation and the Charter of Rights*, Toronto: University of Toronto Press, 1982, pp.29-38.

²² 全文は、後掲日本語訳文の脚注80に掲げてある。

²³ Neel A. Kinsella, "Tomorrow's Rights in the Mirror of History," Gerald L. Gall, ed., *Civil Liberties in Canada*, Toronto: Butterworths, 1982, pp.33-35 and note 83,89.

表現され、国民が理解できる形で提示されている必要がある。なぜなら権利侵害の場面にあっても、それが保護されるか否かを客観的に判断することができなくなるからである。

第二に、人権が通常法律の形式ではなく、より厳格な改正手続によって保護され、最高の法規としての憲法によって保障されることであり、これをカナダでは、憲法の「塹壕化 (entrenched)」と呼んだ。

第三に、第二次世界大戦後の国際レベルでの権利保障の高まりの影響をうけた。1945年10月に発効した「国際連合憲章」、1948年に採択された「世界人権宣言」、その他「国際人権規約」(A規約及びB規約)、「欧州人権保護条約」により、国際レベルでも、人権が明文化されるべきことを示した。さらに、英国植民地で第二次世界大戦後に次々と独立した国々の独立時の憲法には人権規定が当然のごとく取り入れられたことも大いに影響した。英国の憲法思想は、カナダを始めとする自治領に「輸出²⁴」され、そこでの憲法実践における成果がその他の植民地に取り入れられた。これに対し、人権規定の憲法典化の過程では、これとは逆に、植民地の独立憲法における人権の憲法典化が旧自治領諸国に影響を与え、カナダにおける人権規定の憲法典化となり、その動きは、ニュージーランドの人権憲章となり、さらには世界を一周して英国国内での人権憲章の制定を求める動きに影響を与え、1998年に人権法が制定された。

(2) 自由権及び社会権

「権利及び自由に関するカナダ憲章」は、全体で34の条により構成される。

- ・ 基本的権利及び自由の保障の原則 (第1条)
- ・ 基本的自由 (良心及び信教の自由、思想及び表現の自由、報道の自由、集会・結社の自由等 第2条)
- ・ 民主的権利 (選挙権、連邦議会及び州議会の会期に関する規定等 第3条～第5条)
- ・ 移転の権利 (移動及びどの州に居住するかにかかわらず生計を営む権利等並びに積極的優遇措置計画 (アファーマティブ・アクション・プログラム) 第6条)
- ・ 司法上の権利 (刑事手続に関するいわゆる適正法定手続条項 第7条～第14条)
- ・ 平等権 (人種、宗教、性別等を理由として差別を受けない法の下での平等及び積極的優遇措置計画 (アファーマティブ・アクション・プログラム) 第15条)
- ・ 公用語 (連邦議会、政府等において英語及び仏語を公用語として保障 第16条～第22条)
- ・ 少数言語教育権 (少数言語住民が自己の子弟に少数言語による教育を受けさせることのできる権利 第23条)
- ・ 男女平等保障 (第28条)

²⁴ Arend Lijphart, *Patterns of democracy: government forms and performance in thirty-six countries*, New Haven: Yale University Press, 1999, p.10.

(3) 「権利及び自由に関するカナダ憲章」の特徴

第一に、憲章が対象とするのは、政府の行為に限定される。国家権力の濫用から個人を保護するための手段であり、私人間の行動を統制するものではない。

第二に、権利は、「自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を持ちかつ法律で定める制限にのみ服することを条件に保障」(第1条)されるわけであるが、その証明は政府側に課せられている。すなわち、制限を課す場合に政府は、制限が自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得ることを裁判所に納得させなければならない。裁判所は、「カナダ国民の多文化的伝統の保持及び向上と一致する方法により」憲章を解釈しなければならない(第27条)。

第三に、憲章の一定の条項について、連邦議会又は州議会がそれを適用除外とすることによって、無効にできる規定がある。第2条の基本的自由、第7条から第14条までの司法上の権利及び第15条の平等権の各条項には、第33条第1項で、「適用除外規定(notwithstanding clause)」が設けられている。この適用除外規定が設けられることになったのは、連邦、州双方による妥協の結果であり、各州がすでに制定している人権関係諸法と人権憲章との抵触を回避することを目的とするものである。しかし、人権憲章の一般的適用の観点からすれば多少の疑問の余地がないわけではない。また、少数言語教育権についても今回の憲法に反対しているケベック州がその方針を転換させ、憲法の承認を容易にさせるための手段として、少数言語教育権があるとされる市民のうち第23条a号に該当する市民の権利については、ケベック州が同意するまでその適用が停止されることとなっている。

第四に、移動及び生計を得る権利及び平等権に関して、積極的優遇措置計画(アフターマティブ・アクション・プログラム)を憲法上保障していることであり、移動及び生計を得る権利については、州間格差を是正するための措置を認めている。

(4) 先住民の権利の憲法保障

1982年憲法第2章は、土地に対する権利を含めて、先住民の権利²⁵を一括して保障する条項を憲法上初めて規定した。さらに、先住民の権利の憲法保障は、1983年の憲法改正でより一層の保護がはかられた²⁶。

(5) 義務

権利は、自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を持ちかつ法律で定める制限にのみ服することを条件に保障されるという制限がある(第1条)。憲法上、特に国民の義務を課した規定はない。

²⁵ 齋藤憲司「カナダ先住民に関する法制度－権利の憲法保障化」『外国の立法』184-185号, 1993.12, p.104-117.

²⁶ 齋藤憲司「カナダ憲法を改正する1983年の布告(立法紹介カナダ)」『外国の立法』133号, 1984.9, pp.231-244.

2 統治機構

(1) 君主制

(i) 総督

総督は、枢密院の枢密顧問官の助言に基づき国王に帰属する権限を行使し、責任を負う。

1867年から1931年までは、国王が、英国貴族の中から任命していたが、1931年からカナダ政府が英国に推薦できるようになった。1952年には、英国首相との事前の協議なしに、単一の候補者を推薦できるようになり、その結果、初のカナダ国民の総督が誕生した。1984年には初めて女性が就任した。

1867年憲法は、行政権を国王に付与し、それを総督が代理行使するが、実際は、首相と大臣によって行使される。総督は、首相及び内閣の助言に従って行為しなければならない。総督の役割は形式的であり、1873年から閣議を主宰することを止めている。総督が単独で行為できるのは、総選挙で敗れた首相が新たな議会の開会の前に再度総選挙を求める場合における判断などの場面に限られる。

総督の最も重要な責務は、首相と政府が常に議会の信任を得ているようにすることである。

総督は、首相及びその他の大臣、最高裁判所長官の宣誓就任を主宰する。

総督は、議会を召集し、閉会し、解散する。また、議会の開会に当たり、玉座から演説を行い政府の施政方針を明らかにする。議会で可決された法律に国王裁可を与える。また、公文書に署名し、通常、首相が連署する。

総督は、カナダ軍の最高指揮官である。

(ii) 枢密院

1867年憲法第11条は、「カナダのための女王陛下の枢密院」を設ける。枢密院は、首相及び元首相、大臣及び元大臣、現及び元最高裁長官、元上下両院議長、元総督、その他著名人で構成され、構成員は、枢密顧問官と呼ばれ、その任期は、終身である。

制度上は、政府に助言を行う機関であるが、終身のため人数も多く、全体会議が開催されたことは一度もなく²⁷、現役の大臣とその他の者若干名により、儀式として開かれるにすぎない。

内閣が憲法上明記されておらず、形式上は枢密院が行うので、内閣の命令は、枢密院令 (Order in Council) と呼ばれる。枢密院令は、総督の承認を要する。

(2) 連邦制

1867年憲法法の第2章が連邦制を規定し、第6章が連邦－州間の権限分配を規定する。

州の立法権限は、州の組織、州の財政、民政、公共事業、自治体、市民権、裁判所等15項目²⁸にわたっている (第92条)。教育に関しては、第93条に単独規定が設けられ、

²⁷ Privy Council Office, "The Queen's Privy Council for Canada."

<<http://www.pco-bcp.gc.ca/index.asp?lang=eng&page=information&sub=council-conseil&doc=description-eng.htm>>

²⁸ 項番は、16までであるが、削除により15項目となっている。

州の権限として保護された。

連邦の立法権限は、財政、郵便業務、国防、漁業、銀行法定通貨、インディアン行政、刑法等、30項目²⁹あり（第91条）、さらに、同条の第29は、「この法律により州の議会に専属的に付与された事項の部類の列挙から明らかに除外された事項の部類」と規定し、残余権限は連邦政府に属することを明確にした。これは、同じく連邦制を採用する隣国のアメリカとは逆の規定の仕方である。

連邦専属の事項は、アメリカ連邦議会に付与されている18の項目のすべてを含み、これに加え、銀行、利子等いくつかの新たな事項を含んでいるので、カナダでは、規定上は、連邦優位の連邦制度を採用したとすることができる。

さらに、1867年憲法第90条で連邦が州の立法を無効にする権限を付与し、連邦政府が州の副総督を任命する権限を有し（第58条）、連邦政府が州における高等裁判所、地方裁判所及び県裁判所の裁判官を任命し（第96条）、少数派の教育に関する州の決定は連邦政府において判断し、適当な救済法を制定することができ（第93条）、カナダの議会が「カナダの一般的利益」と宣言した地方の工事を連邦管轄とすることができる（第92条第10(c)）などの連邦優位の規定がある。

この連邦優位の権限分配は、その後の裁判所の解釈により、憲法制定当時の立法者の意図とは逆の方向をたどる。裁判所は早くから次の原則を確立してきた。第一は、二重性の原則とされるもので、一つの角度からみれば第91条に該当するが、別の角度からみると第92条に該当するかもしれない事項があるとしたことである。これは第91条に定められている事項であっても連邦による完全な包摂から州に関する部分を保護しようとする効果を持った。第二として、州の権限は、第92条に明示的に規定されたすべての事項に関し、完全に専属的であるとした。これは、州が、列挙された州の権限領域を侵害するいかなる連邦の立法も阻止できることを意味した³⁰。

憲法上の規定の実際の運用では、州の立法を無効にする連邦の権限は、1943年以降行使されておらず、1992年の連邦－州首相会議における憲法改正のための「シャーロットタウン合意」でもその廃止が規定されていたが、改正が実現しなかったため条文としては残存している。少数派の教育に関する救済法制定の権限も、1896年以降行使されていない。「カナダの一般的利益」も古くは地方鉄道の建設の際に用いられたが、近年は稀になっており、「シャーロットタウン合意」でも州議会の同意が必要との改正案が規定されていた。このように憲法上の規定は、意味を有するものではなくなっている³¹。

(3) 立法

(i) カナダ議会

連邦議会は、国王、上院及び下院により構成される（第17条）³²。

²⁹ 項番は、29までであるが、項目の削除や追加のA項番があるので、数としては、30項目である。

³⁰ F. P. Varcoe, *The Constitution of Canada, 2nd ed.*, Toronto: Casewell, 1965, pp.27-30.

³¹ Peter W. Hogg, *Constitutional Law of Canada*, Toronto: Carswell, 2008, p.132.

³² 齋藤憲司「カナダ議会（特集・主要国における議会改革の動き）」『レファレンス』440号, 1987.9, pp.87-97.

総督は、立法に関して、①議会を召集し、閉会し、解散させること、②議会において可決された法律案を裁可すること、③州議会において可決された法律案に対し、それが憲法違反、法律違反である場合には承認を与えないこと、④上院議員を任命すること、などの権限を有する。これらの権限の行使については、首相の助言が必要となる。

議会制度は、本会議中心主義の三読会制である。法律案は、第一読会で法律名、第二読会で条文が読み上げられたのち討論と採決が行われ、管轄を有する常任委員会に送付される。常任委員会で審査された結果について報告段階で修正が加えられる。そののち第三読会が開かれて、可否が問われる。

常任委員会は、20以上設置されており、法律案の審査のほか、省の行政監視、政策の検討などを行う。特定の問題を扱う特別委員会を設置することもできる。

(ii) 上院

上院の正式名称は、元老院（Senate）である。英国の上院である貴族院は、世襲貴族、一代貴族、法曹貴族などで構成されるが、カナダでは身分ではなく、連邦制度に由来する州代表である。上院の定数は、1999年憲法（ヌナブット）による改正で105名となっている（第21条）。このうち102名を各州に、準州に各1名ずつを割り当てている（第22条）。その他に、国王が必要に応じて任命することのできる上院議員の数を4名又は8名と定めている（第26条）。総議席数の上限は113名である（第28条）。

議席の配分に当たって、アメリカ合衆国の上院のように、厳格な地域代表主義に基づく各州均一の議席数という原則が採用されているわけではない。そこには、州の人口比、英国植民地としての伝統の違い、州の力関係などのため、最初から連邦に加盟した州を優遇し、新たに参加した州を冷遇するという傾向がある。東部沿海3州、ケベック、オンタリオ、西部4州という4つのブロックにそれぞれ24名ずつ、これにニューファンドランド6名、3つの準州が1名ずつとなっている。例えば、ケベック、オンタリオといった有力州に対して、プリンス・エドワード・アイランドは4議席である。

上院議員は、すべて任命制で、首相の助言により、総督が国王の名において任命する。満30歳以上で一定の資産を有することが条件となる。上院議員の任期は、当初、終身であったが、1965年憲法による改正で定年制度が導入され、満75歳となった。さらに、任期にも制限を設ける憲法改正の動きがあるが、実現はしていない。

上院議長は、首相の推薦に基づき総督が任命する。

上院は、①立法機能、②審議機能、③調査機能を有し、「冷静な再考」とたえられる。

立法機能としての法律案の審査では、案文の逐条審査を行い、法案に利害関係を有する者から証言を得る。上院議員の多くは、法曹界、企業、官界などにおいて、大臣、州首相、市長、弁護士などとして専門的経験を積んできた者も多く、法律案の審査は効果的なものとなっている。下院が可決した法案を上院が否決するのは稀である。上院は、会期の終了直前に法案の採択を遅らせ、法律となることを効果的に阻止することができる。上院による法律案の修正は、法律案の構成を簡明にしたり、文言を明解にするために行われる。

審議機能では、公の問題についての全国フォーラムとなる。調査機能は、経済社会の重要事項について調査し、それを報告することで法律の修正や新たな立法を促す。近年では、

防衛、先住民、人権など国民の関心事項を積極的に調査している。

(iii) 下院

下院の正式名称は、庶民院（House of Commons）であり、選挙によって選ばれた議員 308 名で構成される（第 37 条）。定数の配分は、1867 年憲法第 51 条第 1 項に掲げる原則に従い、人口比例で行われる。区割りは、10 年ごとの人口調査に基づき調整される。各州の下院議員の数は、その州に割り当てられた上院議員数を下回ってはならないとされる（第 51A 条）。なお、第 51 条は、最も多く改正されている条項である。

下院議員となることのできる資格は、18 歳以上であれば足りる。選挙権も同様である。選挙制度は、英国の下院と同様に単純小選挙区制を採用している。

1867 年憲法第 50 条及び 1982 年憲法第 4 条で、下院は 5 年を超えて継続してはならないとあるが、4 年以内に解散するのが確立した憲法慣習となっている。2007 年 5 月のカナダ選挙法改正法³³は、総選挙の日を総選挙の 4 年後の 10 月第三月曜日に固定した。もちろん、早期に解散される場合もあり、また、解散されることなく議会が 5 年の期限まで継続することも可能である³⁴。

下院議長は、総選挙ののちの新たな議会ごとに秘密投票によって選ばれる。1985 年に、それまで与党から選ばれていたのを改め、大臣、党首、議会の役職者以外の議員は、立候補できることになった。2006 年から再選が可能となり、また、英仏両語ができるという慣習としての条件が廃止された。議長が英語なら、副議長は仏語となるようにしている。

(iv) 両院の関係

両院は、憲法上は、金銭法案に関する下院の先議権（第 53 条）、憲法改正手続における下院の再議決（1982 年憲法第 47 条）を除き、ほぼ同一の権限を有している。実際は、政府提案の法律案は通常下院で先議されるなど、下院優位の形で運営されている。

両院間で法案に関し意見が異なる場合については、両院協議会を設けるとの慣行があった³⁵。1906 年までは手続が複雑で議題も限定されていたため、1906 年に議事規則を改正して自由討議にしたが、それ以降、13 回開催されたのみで、1947 年以降は一度も開催されていない³⁶。

総督は、4 名又は 8 名の上院議員を追加することができる（第 26 条）が、これは、両院の関係がデッドロックに乗り上げた時に、それを打開するための仕組みであり、過去に 1 回だけ 1990 年に発動されたことがある³⁷。

³³ An Act to amend the Canada Election Act, 2007 c.16.

³⁴ 実際に 2011 年 5 月に総選挙が実施された。

³⁵ Geoffrey Stanford, *Bourinot's Rules of Order: A Manual on the Practices and Usages of the House of Commons of Canada and on the Procedure at Public Assemblies, Including Meetings of Shareholders*, 4th ed., Toronto: McClelland & Stewart, 1995, p.278.

³⁶ G.W. Baldwin, "The Legislative Process - Stages in the Legislative Process," Robert Marleau and Camille Montpetit, eds., *House of Commons Procedure and Practice*, Ottawa: Parliament of Canada, 2000 ed.

<<http://www.parl.gc.ca/MarleauMontpetit/DocumentViewer.aspx?DocId=1001&Sec=Ch16&Seq=6&Language=E>>

³⁷ Eugene A. Forsey, *How Canadians Govern Themselves*, seventh edition, Ottawa: Library of Parliament, 2010, p.33.

<http://www.parl.gc.ca/About/Parliament/Senatoreugeneforsey/book/assets/pdf/How_Canadians_Govern_Themselves7.pdf>

(4) 行政

内閣は、組織そのものについては、憲法上規定されておらず、また、議会との関係なども憲法慣習に拠っている³⁸。内閣は、枢密院より派生し、首相及び大臣はすべて枢密顧問官であるので、枢密院の名のもとに行為する。内閣の命令が、枢密院令と呼ばれるゆえんである。

いわゆる議院内閣制、カナダでは責任政治と呼ばれるが、この制度を採用し、下院の選挙で多数を占めた党の党首が首相に就任する。野党が総選挙で多数を占めたときは、内閣は総辞職し、総督は、多数を占めた野党の党首に対し、首相となり新たな内閣を組織することを求める。どの政党も多数を獲得できなかったときは、2つの選択肢があり、総督が最大野党に組閣を命ずる場合は、内閣は総辞職しなければならない、命じない場合は、内閣は継続し、国民の代表である新たな下院が、少数内閣として認めるかどうかの場面となる。

下院において内閣の不信任動議が可決又は信任動議が否決された場合は、内閣は、総辞職するか、又は議会を解散して総選挙を行うことを総督に求める。総督は、通常、この求めに応じて議会を解散するが、総選挙でどの党も多数を獲得できないまま、首相が新たな議会の召集の前にさらに総選挙を求めてくるなど例外的な場合に限り、総督は、総選挙を拒否することができる。

内閣に任期はなく、首相の就任から辞任又は欠けた時まで存続する。辞任又は欠けた時に、首相の党が下院で過半数を維持している場合は、総督は、直ちに新たな首相を見出さねばならない。後継者について、辞任した首相は、総督が求めない限り、助言してはならず、仮に求めた場合であっても、総督は、その助言に従わなくてもよいとされる。

首相は、内閣を主宰する。通常、首相は、下院議員であることが求められる。上院議員が首相になったのは、1891～1892年、1894～1896年の2回のみである。議席を有しなくても首相となることは可能であるが、直ちに議席を獲得する必要がある。通常は、下院議員を1名辞職させ、補欠選挙で獲得という方法を採用する。かつて首相は、「同輩中の筆頭 (first among equals)」と称されたが、近年はより強力な権限を行使するようになっている。大臣が首相に反旗を翻すような場合は、首相は、総督に助言してその大臣を罷免することができる。また、閣議も全員一致に至るまで討議されることはなく、「首相の意向」が重視される傾向にある。

内閣は、大臣間の合意形成のための首相の会議体であり、重大な決定を行うが、憲法上の正式機関は、枢密院であり、内閣は、非公式な政治組織とされる³⁹。

内閣は、大臣によって構成され、定数はなく、13～40数名の規模となる。大臣は、首相が選び、首相の助言に基づき総督によって任命され、枢密顧問官となる。大臣は、その

³⁸ Andrew Heard, *Canadian Constitutional Conventions: The Marriage of Law and Politics*, Toronto: Oxford University Press, 1991, pp.48-52.

³⁹ Privy Council Office, "How Cabinet Works."

<<http://www.pco-bcp.gc.ca/index.asp?lang=eng&page=information&sub=Cabinet&doc=about-apropos-eng.htm>>

ほとんどすべてが下院議員である。議員でない者を大臣に任命することもできるが、合理的な期間内に議席を得なければならない。得られない場合は、大臣を辞職しなければならない。上院議員も大臣となることができる。憲法慣習では、各州は、少なくとも1名の大臣を出せることになっているので、下院議員の少ない州では、上院議員が任命される場合がある。オンタリオとケベックは、大臣を12名ずつ出せることになっている⁴⁰。

大臣には、各省大臣と、特定の事項を担当する国務大臣とがある。また、議会運営のための役職である両院の院内総務も大臣である⁴¹。この他に、政務次官が各省に1名、大きな省では2名置かれる。

内閣は、政策及び行為について下院に対し連帯して責任を負い、大臣が政策などに不同意の場合は、意を曲げて同意するか、辞任しなければならない。各省大臣は、議会に対する説明責任があり、個人としての責任も負う。

内閣の役割は、政府の優先事項について大臣間で合意形成を確実にし、政府の議会対応を確認し、一般的な利益に関する問題についての議論の場を提供し、的確な情報を提供し、首相のリーダーシップや責任を果たすために首相に情報を提供することなどである。

内閣は、法律案を提出する。金銭法案及び租税法案は、内閣のみが提出することができ、最初に下院に提出しなければならない。下院は、総督の教書という形式をとる国王の勸告がなければ、税を課したり、支出を増加したりすることはできない。上院は、どちらも行うことができない。ただし、どちらの院の議員も、減額の動議を提出することはできる。

内閣は、政府の政策を決定する。政策は法律案に具体化される。内閣は、議会の会期中に40～60件の法案を提出する。そのため、内閣には、事項別の複数の内閣委員会が置かれ、関係する大臣が参加し、政策や法案を検討し、効率的な処理を行っている。

大臣の任命のほか、枢密顧問官、副総督、州の行政官、上院議長、最高裁長官、上院議員、上級公務員の任命は、形式的には、総督の権限であるが、事実上は首相が行っている。総督候補者の国王への推薦も、内閣と協議ののち、首相が行う。

英国と同じように、内閣に対峙するために、野党第一党（Official Opposition）が制度的に認められており、野党第一党の党首は、大臣と同額の給与を受ける。また、12名以上の議員を有する党の党首は、一般の下院議員よりも高額の歳費が支給される。

(5) 司法

1867年憲法法の第7章が司法制度を定める。1949年まで、英国への上訴ができたので、最終の裁判権はなかった。

責任政治は、200年の歴史であるが、司法の独立は、1688年の名誉革命ののち1701年

⁴⁰ Forsey, *op. cit.*, p.39.

⁴¹ カナダにおける大臣の呼称は、省を担当する大臣（Minister）及び国務大臣（Minister of State）である。かつては、外務省など主要な省の大臣は、英国式に、国務大臣（Secretary of State）と呼ばれていた。現在は、政務次官（Secretary of State）がこの名称を使用しているので、ややこしい。英国では、省全体を所掌する国務大臣（Secretary of State）と省内での特定の事項を担当する省内担当大臣（Minister of State）とがあり、前者は内閣を構成するという意味で閣内大臣、後者は構成員ではないので閣外大臣と呼ばれる。

に制定された王位継承法以来 300 年以上の歴史があり、カナダもこれを継受している。司法が独立し、内閣又は議会によるコントロールを受けないことで、公正にその任務を遂行することができる。

1867 年憲法は、ほとんどすべての裁判所が州レベルと規定するが、それらの裁判官は、総督、すなわち連邦政府が任命する（第 96 条）。

最高裁判所は、1875 年に設立され、長官と 8 名の裁判官で構成される。裁判官のうち 3 名はケベックの法曹から選ばれ、内閣の助言に基づき総督が任命する。

裁判所は、法律を解釈し、憲法違反かどうかを審査する。法律の憲法適合性、連邦及び州の法律の解釈、連邦と州間の権限の配分について、連邦政府より付託された場合に、その法的問題を審査する

(6) 州

(i) 州憲法

カナダの州は、アメリカ合衆国の州のような憲法の名を付した成文憲法を有していない。

州憲法は、まず、連邦結成の根拠法となった 1867 年憲法法の州に関する部分、各州でそれぞれ制定された議会法、選挙法、裁判所法、人権法などの法律、さらに、慣習や判例などにより構成される。

(ii) 州の組織

1867 年憲法法の第 5 章は、州の組織を規定する。

各州には総督により任命された副総督が置かれ、国王を代理し、州政府の長としての権限が与えられている。州政府は、憲法上の規定はないものの連邦政府と同様の責任政治のもと、州首相により執行される。州議会は、副総督及び立法議院で構成される。

連邦成立の前までは、選挙制の一院制であったオンタリオを除き、任命制の上院である立法評議会、選挙による下院の立法議院で構成される二院制が採用されていた。連邦成立後の 1870 年に創設されたマニトバには、上院が設けられたが、1871 年のブリティッシュ・コロンビア、1905 年のサスカチュワン及びアルバータは、当初より一院制であり、マニトバ、ニュー・ブランズウィック、ノヴァ・スコシア、ケベックは、のちに上院を廃止し、今日、すべての州で一院制を採用している。

州の立法は、連邦と同様に三読会制を採用し、可決された法律案を副総督が裁可する。1945 年以降、副総督が裁可を拒否した例はない。

(iii) 地方自治

州の立法権限を規定する 1867 年憲法法第 92 条の中に自治体に関する事項も含まれ、地方の機関を決めるのはそれぞれの州である。したがって、州の間で相違が見られることになる。オンタリオやニューファンドランドは、州内のすべての自治体に適用される単一の法律であるのに対し、マニトバでは、大都市について個別法を制定し、その他は共通の法律で規定している。ケベックやサスカチュワンは、類型ごとに法律を制定している。自治体の数は、全体で約 4,000 となっている。

(iv) 先住民の自治政府

1982年憲法により先住民の権利が憲法上規定されたが、さらに、先住の土地における自治を認めるまでになっている。北西準州の東部の先住民イヌイトのヌナブットは、1993年5月に「ヌナブット土地請求協定」を締結し、これにより付与された土地は北西準州の東部の3分の2を占め、1999年4月に、3番目の準州であるヌナブットが誕生した⁴²。ヌナブット準州には、議会、内閣、裁判所が置かれている。

3 安全保障

1867年憲法第15条は、陸海空の最高指揮権が国王に帰属すると定め、国王の代理人である総督が行使する。

非常事態については、1988年非常事態法が定め、総督が布告により必要な措置を採ることができる。

III 憲法改正手続

1 憲法改正手続

(1) 憲法改正手続

これまで見てきたように、憲法制定権が最終的に英国から移管される1982年までは、憲法改正の手続について争いがあった。

憲法改正の手続は、1982年憲法第5章において規定され、非常に複雑な構成となっており、改正方式の場合分けは、論ずる者によって異なる⁴³。

(2) 改正の発議

1996年の憲法改正法により憲法改正の発議の手続が定められた。

まず、①オンタリオ、②ケベック、③ブリティッシュ・コロンビア、④大西洋諸州の2州以上（人口合計50%以上）、⑤大平原諸州の2州（人口合計50%以上）、という5つのカテゴリーの過半数の同意がなければ、改正の発議を行うことが出来ない。

全州の同意を要する重要事項の改正（第41条）、特定の州の権限に関する改正（第43条）、離脱権を主張した場合（第38条第2項）には、この手続は適用されない。

(3) 7つの手続

(i) 「7/50」手続

「一般の改正手続」であり、連邦議会の上院及び下院、3分の2以上の州議会の賛成を

⁴² 齋藤憲司「先住民土地請求協定」『ジュリスト』1028, 1993.8.1-15, p.195.

⁴³ Hurley, *op.cit.*, p.10. は7つとしている。このほか、一般の改正手続に3つのバリエーションを認めるもの、下院が2度にわたって決議することで上院の拒否を無効にすることも手続の一つとする計算もある。

必要とする改正で、それらの州の人口の合計が全州合計人口の 50% 以上となることを要する（第 38 条）。州は 10 あるから 3 分の 2 以上とは 7 州以上のことであり、人口が 50% 以上必要なことから「7/50」手続と呼ばれる。

改正決議は、上院、下院、州議会に上程され（第 46 条第 1 項）、最初に決議された時から手続が進行する。改正決議は、改正が公布される前ならば、別の決議で取り消すことができる（第 46 条第 2 項）。この手続には、期間の制限がある。予め賛成反対を明らかにしていない州議会がある場合は、「7/50」の条件を満たしていても、1 年が経過するまでは、改正を公布できず、また、開始後、3 年が経過した場合は布告できない（第 39 条）。

下院の賛成なしに、「7/50」手続による改正はできない。上院は、一時棚上げできるにすぎない。「7/50」手続により下院が決議してから 180 日以内に上院が、決議を否決したり、下院の決議案を修正もしくはそれと異なる決議案を議決したり、又は何ら行為を行わない場合は、下院は、再議決することによって、覆すことができる（第 47 条）。

50% の人口条件は、有力な州が手を組むことで、例えば、オンタリオとケベックで、また、オンタリオ、ブリティッシュ・コロンビアとアルバータで、改正案を阻止できることを意味する。

「7/50」手続は、法律案ではなく、決議によって行われるため、それぞれの院で三読会を経ることなく、また、国王裁可も必要としない。ただし、決議案は、意見聴取のため委員会に付託することができる。また、両院は、改正手続を容易にするため、合同特別委員会に決議案を付託することもできる。

この「7/50」手続は、①下院における州の比例代表の原則、②上院の権限及び上院議員選出方法、③各州に配分される上院議員定数及び上院議員の居住資格、④連邦最高裁判所（その構成以外）、⑤準州への領域拡張、⑥新州の設置にかかわる改正は、必ずこの手続によらなければならない。

改正のための条件が満たされた場合、総督は、カナダ国璽を押印した布告を公布する。総督に「直ちに」公布するように助言するのは、枢密院、すなわち内閣である。

(ii) 「7/50」手続の離脱

「7/50」手続による改正案が、州の権限、財産権及び特権を損なう場合は、その公布の前に、州議会が過半数の決議により反対を表明して、その改正がその州に関して適用されないとすることができる（第 38 条第 3 項）。これが、「離脱権（opting-out）」である。州議会は、全議員の過半数で不同意を決議しなければならない。離脱した州は、将来的に不同意を撤回して改正の適用を受けることができる。

(iii) 「7/50」手続の離脱権と補償

教育その他の文化的事項に関する州の立法権限を州議会から連邦議会に移譲する改正において、離脱権が行使される場合は、連邦政府はその改正の適用を受けない州に対して合理的な補償を与えなければならない（第 40 条）。

(iv) 全員一致手続

全員一致手続は、①女王、総督及び副総督の地位、②下院議員の定数配分、③英語又は仏語の使用、④連邦最高裁判所の構成、⑤憲法改正手続の改正の場合に採られ、連邦議会

の上下両院及び全州の合意を必要とする(第41条)。改正のための条件が満たされた場合、総督は、カナダ国璽を押印した布告を公布する。

(v) 特定の州に関する手続

州間の境界の変更、州内の英語又は仏語の使用等の事項を含めて、全州ではなく一部の州に適用される憲法の改正については、連邦議会の上下両院及びその改正が適用されるすべての州議会の決議を要する(第43条)。

(vi) 連邦議会のみの手続

連邦議会は、第41条及び第42条に規定された事項以外の連邦政府及び上下両院に関する憲法規定を改正することができる(第44条)。改正案は、決議案ではなく法律案の形をとり、通常法律案と同様に、それぞれの議院で三読会を経なければならない。上院における州の代表数の割当は、この手続で改正できる。

(vii) 州議会のみの手続

各州の議会は、第41条以外について、カナダ憲法に含まれる州の憲法を改正する法律を専属的に制定することができる(第45条)。国王裁可は、州総督によって与えられる。

(4) 憲法会議

「7/50」手続及び全員一致手続には、事前に連邦と州の首相が一堂に会する憲法会議を開催するとの慣習がある。

また、1982年憲法第37条第1項は、連邦政府及び州政府に対し、先住民の権利に関する憲法改正のための憲法会議を施行後1年以内に開催することを求め、これに従い憲法会議が開催され、1983年の憲法改正となった。また、1982年憲法第49条は、憲法改正手続に関する憲法会議を5年以内に開催することを義務づけ、憲法会議は、1987年4月に「ミーチ・レーク合意」に達したが、全州の合意を得られなかったことで廃案となってしまった。

憲法改正手続に必要なのは、連邦及び州の議会における同意であり、国民が直接、意思表示できる機会はない。1992年の憲法改正の際に、連邦及び州の議会の審議に先立ち、カナダ憲法関連問題について有権者の意見を汲み取るために「レファレンダム法」を制定し、レファレンダムを実施したことがある。3つの州と北西準州が賛成したのみで、憲法改正に至らなかった。

(5) 公布の形式

「7/50」手続、全員一致手続、特定の州に関する手続の場合は、カナダ国璽を押印した布告を総督が公布する。この布告は、命令の形式で行われ、「カナダ官報(第2部)⁴⁴」に収録される。1993年の改正までは、表題の中に「布告」の文言があり「○○○○年憲法改正布告」となっていたが、1997年の改正からは「○○○○年憲法改正」と表記されるようになっている。なお、1983年憲法改正布告は、1984年に布告されたが、布告案提案

⁴⁴ Canada Gazette Part II, Queen's Printer for Canada.

時の「1983年」がそのまま残されている。

連邦議会のみの手続の場合は、総督による布告ではなく、法律案の裁可という形式で行われ、「〇〇〇〇年〇〇法」となる。この場合は、「カナダ官報（第3部）」に収録される。1998年に制定された「ヌナブット法及び1867年憲法法を改正する法律⁴⁵」は、その第2部で1867年憲法法の上院定数を改正し、改正部分は、1999年憲法法（ヌナブット）⁴⁶と称される。

州議会のみの手続の場合は、州の法律という形式をとり、州の官報に掲載される。例えば、1867年憲法法第85条は、オンタリオの法律で改正されている⁴⁷。

(6) 憲法改正の限界

憲法の条文上、改正を制限する規定はない。

2 憲法改正一覧

これまでの改正は、表のとおりである。このうち1983年憲法改正布告以降の改正の概要については、別稿⁴⁸を参照されたい。

改正が実現しなかった例としての「ミーチ・レーク合意」及び「シャーロットタウン合意」がある。「ミーチ・レーク合意」は、1982年カナダ法の制定に反対したケベックを憲法体制に参加させるために1987年4月に合意されたものであり、ケベック州の特殊性の承認にあった⁴⁹。「シャーロットタウン合意」は、「ミーチ・レーク合意」が廃案となったあとを受けて、1991年9月の連邦-州首相会議で得られたもので、ケベックの扱いはもとより、議会改革、先住民の権利なども含める包括的な憲法改正案であったが、州及び準州で行われたレファレンダムで必要数を満たさず、実現しなかった。

⁴⁵ An Act to amend the Nunavut Act and the Constitution Act, 1867, 1998, c. 15.

⁴⁶ Constitution Act, 1999 (Nunavut), 1998, c. 15, Part 2, s. 47.

⁴⁷ Legislative Assembly Act, R.S.O. 1990, c. L.10.

⁴⁸ 齋藤憲司「カナダ」『諸外国の憲法事情』（調査資料2001-1）国立国会図書館調査及び立法考査局，2001.4, pp.156-163.

⁴⁹ 齋藤憲司「カナダ憲法の展開—1982年憲法体制と1988年憲法体制」『カナダ研究年報』8号，1988, pp.101-113.

カナダ憲法改正表

国王裁可日 (官報掲載日)	憲法を構成する法律 (1982年以前)	憲法を構成する法律の 名称変更 (1982年以降)	改正対象条項 (条のみの表示は1867年憲法)	改正内容
1867.3.29	1867年領北アメリカ法 (30-31 Vict., c.3 (U.K.))	1867年憲法		連邦憲法
1870.5.12	ヴィクトリア女王治世第32年-第33年法律第3号を改正し存続させ、マニトバ州の政府を設立し規定を設ける1870年の法律 (1870, 33 Vict., c.3 (Canada))	1870年マニトバ法	第21条	マニトバ州政府樹立
1870.6.23	ルパート・ランド及び北西地の連邦加入を認める女王陛下の枢密院令 (1870.6.23)	ルパート・ランド及び北西地令		連邦加入
1871.5.16	ブリティッシュ・コロンビアの連邦加入を認める女王陛下の枢密院令 (1871.5.16)	ブリティッシュ・コロンビア連邦条件	第21条	連邦加入
1871.6.29	1871年英領北アメリカ法 (34-35 Vict., c.28 (U.K.))	1871年憲法		既存の州の同意なしに新しい州を設ける。
1873.6.26	プリンス・エドワード・アイランドの連邦加入を認める女王陛下の枢密院令 (1873.6.26)	プリンス・エドワード・アイランド連邦条件		連邦加入
1875.7.19	1875年カナダ議会法 (38-39 Vict., c.38 (U.K.))	1875年カナダ議会法	第18条	議員の特権等を明確化
1880.7.31	北アメリカにおけるすべての英国領土、領地及び近接する諸島の連邦加入を認める女王陛下の枢密院令 (1880.7.31)	近接領土令		連邦加入
1886.6.25	1886年英領北アメリカ法 (49-50 Vict., c. 35 (U.K.))	1886年憲法		連邦議会の代表権に関する権限を、州の同意を要せず連邦議会のみで付与
1889.8.12	1889年カナダ (オンタリオ境界) 法 (52-53 Vict., c. 28 (U.K.))	1889年カナダ (オンタリオ境界) 法		オンタリオの境界確定
1893.6.9	1893年制定法改訂法 (56-57 Vict., c.14 (U.K.))	1893年制定法改訂法	制定文、第2条、第4条、第25条、第42条、第43条、第51条第1項、第81条、第88条、第89条、第127条、第145条	法典整備に伴う改廃
1895.9.5	1895年カナダ議長 (代理任命) 法 (2nd Sess., 59 Vict., c.3 (U.K.))	(1982年憲法により廃止)		議長代理に関するカナダの法律の有効性を確認
1898.6.13	1898年ユーコン準州法 (61 Vict., c.6 (Canada))	1898年ユーコン準州法		連邦加入
1905.7.20	1905年アルバータ法 (4-5 Edw. VII, c.3 (Canada))	アルバータ法	第21条	連邦加入
1905.7.20	1905年サスカチュワン法 (4-5 Edw. VII, c.42 (Canada))	サスカチュワン法	第21条	連邦加入
1907.8.9	1907年英領北アメリカ法 (7 Edw. VII, c.11 (U.K.))	1907年憲法	第118条	州に対する補助金の分配基準
1915.5.19	1915年英領北アメリカ法 (5-6 Geo. V, c.45 (U.K.))	1915年憲法	第21条、第22条、第26条、第27条、第28条、第51A条	州から選出される上院の議員数を増加させ、議員定数の配分を変更
1916.6.1	1916年英領北アメリカ法 (6-7 Geo. V, c. 19 (U.K.))	(1927年制定法改訂法により廃止)	第50条	議員の任期の延長
1927.12.22	1927年制定法改訂法 (17-18 Geo. V, c.42 (U.K.))	1927年制定法改訂法	第50条	議員の任期の延長の廃止
1930.7.10	1930年英領北アメリカ法 (20-21, Geo. V, c.26 (U.K.))	1930年憲法		連邦政府の土地及び資源の所有権を西部4州に移管
1931.12.11	1931年ウェストミンスター法 (22 Geo. V, c.4 (U.K.))	1931年ウェストミンスター法		自治領と英国との法的関係を明確化
1940.7.10	1940年英領北アメリカ法 (3-4 Geo. VI, c.36 (U.K.))	1940年憲法	第91条第2A号	失業保険に関する立法権限を州から連邦に移す。
1943.7.22	1943年英領北アメリカ法 (6-7 Geo. VI, c.30 (U.K.))	(1982年憲法により廃止)	第51条第1項	戦争終結まで下院における州の議席の調整を延期
1946.7.26	1946年英領北アメリカ法 (-10 Geo. VI, c.63 (U.K.))	(1982年憲法により廃止)	第51条第1項	各州から選出される下院議員数を人口数に基づいて再調整
1949.3.23	1949年英領北アメリカ法 (12-13 Geo. VI, c. 22 (U.K.))	ニューファンドランド法	第21条、第22条	ニューファンドランドの連邦加入
1949.12.16	1949年英領北アメリカ法 (第2号) (13 Geo. VI, c. 81 (U.K.))	(1982年憲法により廃止)	第91条第1部類、第91条第1A部類	英国に要請することなくカナダ国内のみで憲法改正できる事項を一部認める。
1950.5.23	1950年制定法改訂法 (14 Geo. VI, c. 6 (U.K.))	1950年制定法改訂法	第118条	各州への交付金廃止
1951.5.31	1951年英領北アメリカ法 (14-15 Geo. VI, c. 32 (U.K.))	(1982年憲法により廃止)	第94A条	老齢年金に関する立法権限を州から連邦に移管
1952.6.18	1952年英領北アメリカ法 (1 Eliz. II, c. 15 (Canada))	(1982年憲法により廃止)	第51条第1項	下院の議席配分の新方式
1960.12.20	1960年英領北アメリカ法 (9 Eliz. II, c.2 (U.K.))	1960年憲法	第99条第2項	上級裁判所裁判官の任期変更

国王裁可日 (官報掲載日)	憲法を構成する法律 (1982年以前)	憲法を構成する法律の 名称変更(1982年以降)	改正対象条項 (条のみの表示は1867年憲法)	改正内容
1964.7.31	1964年英領北アメリカ法(12-13 Eliz. II, c.73 (U.K.))	1964年憲法	第94A条	老齢年金の付加給付を含め年金に関する連邦議会の立法権限を拡大
1965.6.2	1965年英領北アメリカ法(14 Eliz. II, c.4, Part I (Canada))	1965年憲法	第29条第2項	上院議員及び連邦最高裁判所裁判官の定年を75歳と定める。
1974.12.20	1974年英領北アメリカ法(23 Eliz. II, c.13, Part I (Canada))	1974年憲法	第51条第1項	下院定数の是正
1975.3.13	1975年英領北アメリカ法(23-24 Eliz. II, c.28, Part I (Canada))	1975年憲法(第1号)	第51条第2項	準州の下院代表定数
1975.6.19	1975年英領北アメリカ法(第2号)(23-24 Eliz. II, c.53 (Canada))	1975年憲法(第2号)	第21条、第22条、第26条、第28条	2つの準州から上院議員1名ずつ
1982.3.29		1982年カナダ法(1982, c.11 (U.K.))		憲法制定権のカナダへの移管、新たな憲法体制
		1982年憲法(1982年カナダ法の別表Bとして掲載)	第1条、第20条、第85条、第91条第1部類、第92条第1部類、第92A条第6項、第94A条、別表第6	新たな憲法体制に伴う関係条項の改正
(1984.7.11)		1983年憲法改正布告(SI/84-102)	1982年第25条第b号、1982年第35条第3項・第4項、1982年第35.1条、1982年第4.1章、1982年第54.1条、1982年第61条	先住民の権利拡充
1986.3.4		1985年憲法(代表)(S.C., 1986, c.8, Part I)	第37条、第51条第1項	下院議員の定数是正
(1988.1.20)		1987年憲法改正(ニューファンドランド法)布告(SI/88-11)	第93条の代替規定	ニューファンドランドの宗教教育
(1993.4.7)		1993年憲法改正(ニュー・ブランズウィック)布告(SI/93-54)	1982年第16.1条	ニューブランズウィックの英仏両共同体
1993.6.10		ヌナブット法(S.C., 1993, c.28)		ヌナブット創設
(1994.5.4)		1993年憲法改正(プリンス・エドワード・アイランド)布告(SI/94-50)		連邦の汽船運航義務に関する改正
1996.2.2		1996年憲法改正に関する法律(1996, c.1)		憲法改正の発議の手續
(1997.4.21)		1997年憲法改正(ニューファンドランド法)布告(SI/97-55)	第93条の代替規定	ニューファンドランドの宗教教育
(1997.12.22)		1997年憲法改正(ケベック)布告(SI/97-141)	第93A条	ケベックの適用除外
(1998.1.14)		1998年憲法改正(ニューファンドランド法)布告(SI/98-25)	第93条の代替規定	ニューファンドランドの宗教教育
1998.6.11		1999年憲法(ヌナブット)(S.C. 1998, c.15, Part 2)	第21条、第22条、第26条、第28条、第37条、第51条第2項	ヌナブットのため上院議員定数の1名増加
(2001.12.6)		2001年憲法改正(ニューファンドランド及びラブラドル)布告(SI/2001-117)	第93条の代替規定	ニューファンドランドの宗教教育
2011.12.16		2011年公正代表法(S.C.2011, c.26)	第51条第1項	下院の議席配分

(注)

① (U.K.) は、英国議会の制定法、(Canada) は、カナダ連邦議会の制定法であることを示す。

② 改正対象条項は、1867年憲法法の条文であり、1982年憲法法の改正の場合は、1982年第XX条と表記してある。表記のない場合は、これらのいずれも改正するものではないことを示す。

(出典) 筆者作成

IV 最近の動向

1968年から1992年までの四半世紀にわたり、カナダの人々は、ほとんど絶え間がない「憲法大議論（mega-constitutional debate）」と呼ばれる議論に熱中してきた。

1992年の「シャーロットタウン合意」に基づく憲法改正案は、ケベック問題の解決を最大の目標としていたが、それ以外に先住民族への自治権の付与なども規定していた。それが結果的に実現しなかったことは、もはや何でも盛り込んだ包括的憲法改正案では解決策とはならないことを示した。

他方、1995年に実施されたケベック州の主権確立のためのレファレンダムもわずかの差で否決されてしまった。再びレファレンダムを実施しようという動きも一時はあったが立消えとなってしまったままである。

1998年8月に最高裁判所は、ケベックの主権獲得における憲法上問題について、ケベックが「明確な質問（clear question）」に対して「明確な多数（clear majority）」によって脱退に賛成したなら、カナダの残りがケベックと交渉すべき憲法上の義務を有するとした⁵⁰。

2006年以来、連邦政府は、上院議員に任期を設け8年とする憲法改正案を提出しているが、実現には至っていない。

四半世紀にわたる「憲法大議論」以降、20年近く続けられてきた一連の憲法改正合意の試みは、すべて実現せずに終わった。カナダは、白熱した論議から引き起こされた「憲法疲労⁵¹」の状態が継続しており、新たな憲法体制となってから30年目を迎えた。

⁵⁰ Reference re Secession of Quebec, [1998] 2 S.C.R. pp.217-297.

⁵¹ Richard Simeon, "Recent trends in federalism and intergovernmental relations in Canada: Lessons for the UK?" *Round Table*, Apr 2000 Issue:354, pp.231-243.

カナダ憲法翻訳の出典と凡例

カナダ憲法の翻訳は、カナダの連邦法務省が編纂しインターネットで公開している2012年2月29日現在の『1867年から1982年憲法法の統合版 (Consolidation of Constitution Acts, 1867 to 1982, <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/Const/PRINT_E.pdf>)]に基づいた。さらに、この統合版に反映されていない2011年の改正も含めてある。

統合版には、脚注が付され、過去の改正経緯、改正の根拠法、改正前の条文が解るようになっている。なお、2011年の改正の部分及びその脚注は、訳者によるものである。

翻訳に当たっては、以下の訳を参考にした。

- ・衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館調査及び立法考査局・内閣法制局『カナダ憲法』（和訳各国憲法集(8)）1955.
- ・齋藤憲司「1982年カナダ憲法—憲法構造と制定過程」『レファレンス』381号, 1982. 10, pp.74-118.
- ・齋藤憲司「カナダ憲法を改正する1983年の布告(立法紹介カナダ)」『外国の立法』133号, 1984.9, pp.231-244.

1867 年憲法法
ヴィクトリア女王治世第 30 年 - 第 31 年法律第 3 号 (連合王国)
(改正統合版)

THE CONSTITUTION ACT, 1867
30 & 31 Victoria, c. 3. (U.K.)
(Consolidated with amendments)

カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの連邦、その統治並びにそれに関連する目的のための法律 (1867 年 3 月 29 日)

カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの植民諸州は、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国の王位の下に、連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する一つの自治領に連邦として統合したい旨の希望を表明したので、

また、このような連邦は、これらの州の福祉に寄与し、大英帝国の利益に資すると思われるので、

また、議会の権能による連邦の設置に際し、この自治領における立法権の構成を定めるのみならず、その行政府の性質をも規定するのが適当であるので、

また、英領北アメリカのその他の部分の将来におけるこの連邦への加入のための規定を設けておくことが適当であるので¹、

第 1 章 序文

第 1 条 (略称)

この法律は、「1867 年憲法法」として引用することができる²。

第 2 条 削除³

第 2 章 連邦

第 3 条 (連邦の宣言)

¹「1893 年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第 56 年 - 第 57 年法律第 14 号 (連合王国)) により、次の文言を削除

「このような理由により、ここに参集した議会における宗教貴族及び世襲貴族並びに庶民院議員の助言と承認により女王陛下により、かつ、議会の権能により、次のように制定される。」

²1982 年 4 月 17 日施行の「1982 年憲法法」により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「第 1 条 この法律は、1867 年英領北アメリカ法として引用することができる。」

³「1893 年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第 56 年 - 第 57 年法律第 14 号 (連合王国)) により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「第 2 条 この法律の女王陛下に関する規定は、女王陛下の後継及び継承者であるグレート・ブリテン及びアイルランド連合王国の国王及び女王に適用される。」

女王が、女王陛下の枢密院の助言により、布告をもって、この法律の制定の後6か月以内のその布告において定める日以降、カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの植民諸州が、カナダという名称の下に、一つの自治領を形成すると宣言することは適法であり、その日以降は、これら3つの州が、その名称の下に、一つの自治領を形成するものとする⁴。

第4条（法律の後の規定の解釈）

カナダという名称は、別に明示又は黙示の規定がない限り、この法律により構成されるカナダを意味するものとする⁵。

第5条（4つの州）

カナダは、オンタリオ、ケベック、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックという名の4つの州に分けられる⁶。

第6条（オンタリオ及びケベックの州）

それまで、それぞれアッパー・カナダ州及びロワー・カナダ州を構成していたカナダ州（この法律の制定時に現に存する）の部分は、分割されたものとみなし、二つの分離された州を構成するものとする。それまで、アッパー・カナダ州を構成していた部分は、オンタリオ州を構成し、ロワー・カナダ州を構成していた部分は、ケベック州を構成するものとする。

第7条（ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの州）

ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの州は、この法律の制定時と同一の境界とする。

第8条（10年ごとの調査）

1871年及びその後10年ごとに実施されるカナダの全体的な人口調査において、4つの州のそれぞれの人口は、明確にされなければならない。

⁴ 1867年5月22日の布告により、1867年7月1日と定められた。

⁵ 「1893年制定法改訂法」（ヴィクトリア女王治世第56年－第57年法律第14号（連合王国））により、部分的に改正。もとの条文は次のとおりである。

「**第4条** この法律の後の規定は、別に明示又は黙示の規定がない限り、連邦成立、すなわち女王の布告において連邦が発足すると定めた日以降、発効するものとし、また、後の規定において、別に明示又は黙示の規定がない限り、カナダという名称は、この法律により構成されるカナダを意味するものとする。」

⁶ カナダは、現在、10の州（オンタリオ、ケベック、ノヴァ・スコシア、ニュー・ブランズウィック、マニトバ、ブリティッシュ・コロンビア、プリンス・エドワード・アイランド、アルバータ、サスカチュワン及びニューファンドランド）及び3つの準州（ユーコン準州、北西準州及びヌナブット準州）で構成される。

最初に連邦に加わった領土は、ルパート・ランド及び北西地（その後、北西準州と呼称される）であり、「1867年憲法」第146条及び「1868年ルパート・ランド法」（ヴィクトリア女王治世第31年－第32年法律第105号（連合王国））に基づき、1870年6月23日の「ルパート・ランド及び北西地令」（1870年7月15日施行）により承認された。これらの領土の承認に先立ち、カナダの議会は、「カナダに加わる際のルパート・ランド及び北西地の臨時政府のための法律」（ヴィクトリア女王治世第32年－第33年法律第3号）及びマニトバ州の機構を定める「1870年マニトバ法」（ヴィクトリア女王治世第33年法律第3号）を制定した。

ブリティッシュ・コロンビアは、「1867年憲法」第146条に基づき、1871年5月16日の枢密院令「ブリティッシュ・コロンビア連邦条件」（1871年7月20日施行）により連邦加入を承認された。

プリンス・エドワード・アイランドは、「1867年憲法」第146条に基づき、1873年6月26日の枢密院令「プリンス・エドワード・アイランド連邦条件」（1873年7月1日施行）により承認された。

第3章 執行権

第9条 (執行権が女王にあることの宣言)

カナダの行政府及び執行権は、女王に引き続き帰属することをここに宣言する。

第10条 (総督に関連する規定の適用)

総督に関連するこの法律の規定は、現にその職にあるカナダの総督、その他いかなる職名を付与されているかに関わらず、女王のために女王の名においてカナダ政府を運営し現にその職にあるその他の首席の執行官又は行政官に準用する。

第11条 (カナダ枢密院の構成)

助力と助言のための会議をカナダ政府に置くものとし、カナダのための女王の枢密院と呼称する。枢密院の構成員となるべき者は、時宜に応じて総督により選任され召集され、枢密顧問官として宣誓するものとし、また、枢密顧問官は、時宜に応じて総督により罷免されることができる。

第12条 (総督が枢密院の助言により又は単独で行使できる法律に基づくすべての権力)

グレート・ブリテン議会、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会、又はアッパー・カナダ、ロワー・カナダ、カナダ、ノヴァ・スコシア若しくはニュー・ブランズウィックの議会の法律に基づき、連邦成立時に、これらの州の総督又は副総督に付与され、それぞれの行政評議会の助言若しくは助言と承認により、行政評議会若しくはその構成員との協議により、又は総督若しくは副総督が単独で行使することができるすべての権力、権能及び権限は、それらが連邦成立後カナダの政府に関して存在し続け、行使されることができものである限り、総督に付与され、場合に応じて、カナダのための女王の枢密院若しくはその構成員の助言若しくは助言と承認若しくは協議により又は総督が単独で行使する

1871年6月29日、連合王国議会は、「1871年憲法」(ヴィクトリア女王治世第34年-第35年法律第28号)を制定し、いずれの州にも属さない領土から追加の州を創設することを認めた。この法律に従い、カナダの議会は、「アルバータ法」(1905年7月20日、エドワード7世治世第4年-第5年法律第3号)及び「サスカチュワン法」(1905年7月20日、エドワード7世治世第4年-第5年法律第42号)を制定し、アルバータ及びサスカチュワンの両州をそれぞれ創設した。これら2つの法律は、1905年9月1日に施行された。

一方、北アメリカの残りすべての英国の占有地及び領土並びにそれに近接する諸島は、ニューファンドランド植民地及びその従属地を除き、1880年7月31日の「近接領土令」により、カナダ連合への加入を認められた。

カナダの議会は、1912年に、「オンタリオ境界拡張法」(ジョージ5世治世第2年カナダ法典1912年法律第40号)、「1912年ケベック境界拡張法」(ジョージ5世治世第2年法律第45号)及び「1912年マニトバ境界拡張法」(ジョージ5世治世第2年法律第32号)により、北西準州の一部を近接の州に編入し、さらに、「1930年マニトバ境界拡張法」(ジョージ5世治世第20年-第21年法律第28号)により、マニトバに再追加した。

ユーコン準州は、1898年に、「ユーコン準州法」(ヴィクトリア女王治世第61年法律第6号(カナダ))により、北西準州の一部から創設された。

ニューファンドランドは、ニューファンドランドのカナダへの加入条件を定める「ニューファンドランド法」(ジョージ6世治世第12年-第13年法律第22号(連合王国))により、1949年3月31日に加えられた。

ヌナブットは、「ヌナブット法」(カナダ法典1993年法律第28号)により、1999年に北西準州の一部から創設された。

ことができるものとする。ただし、カナダの議会によって廃止又は変更することができる（グレート・ブリテン議会又はグレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会の法律に基づき存在するものを除く。）⁷。

第13条（枢密院における総督に関連する規定の適用）

この法律の枢密院における総督に関連する規定は、カナダのための女王の枢密院の助言により行為する総督をいうものとして解釈されなければならない。

第14条（総督が代理を任命することを認める女王陛下の権限）

女王陛下が適当と考える場合に、女王が表明又は発した制限又は指示に従うことを条件に、総督が時宜に応じて一人あるいは複数の者をカナダの地方における代理として一括若しくは個別に任命し、その資格において、総督が代理に委任することが必要又は適当と考える総督の権力、権能及び権限を、総督が適当と認める期間、行使させることを女王が許可することは、適法である。ただし、代理の任命は、総督自身による権力、権能及び権限の行使に影響を及ぼさないものとする。

第15条（軍隊の最高指揮権の女王への帰属の継続）

カナダの及びカナダにおける陸及び海の国民軍並びに陸軍及び海軍の最高指揮権は、女王に引き続き帰属することをここに宣言する。

第16条（カナダ政府の所在地）

女王が別に指示するまでは、カナダ政府の所在地は、オタワとする。

第4章 立法権

第17条（カナダの議会の構成）

カナダのために一つの議会を置き、女王、元老院と呼称される上院及び庶民院で構成する。

第18条（両院の特権等）

元老院及び庶民院並びにそれらの議員がそれぞれ保有し、享受し、行使できる特権、免責及び権限は、カナダの議会の法律により時宜に応じて定められ、その制定の際に、この特権、免責及び権限を定めるカナダの議会の法律は、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会の庶民院及びその議員がそれぞれ保有し、享受し、行使できる特権、免責及び権限を超える特権、免責及び権限を付与してはならない⁸。

第19条（カナダの議会の最初の会期）

カナダの議会は、連邦成立の後6か月を超えない日までに召集されなければならない⁹。

⁷ 後掲の第129条脚注を参照のこと。

⁸ 「1875年カナダ議会法」（ヴィクトリア女王治世第38年－第39年法律第38号（連合王国））により削除され再規定された。もとの条文は、次のとおりである。

「第18条 元老院及び庶民院並びにそれらの議員がそれぞれ保有し、享受し、行使できる特権、免責及び権限は、カナダの議会の法律により時宜に応じて定められ、その制定の際に、それらは、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会の庶民院及びその議員がそれぞれ保有し、享受し、行使できる程度を超えてはならない。」

⁹ 失効。最初の議会の最初の会期は、1867年11月6日に開始した。

第20条 削除¹⁰

元老院

第21条 (元老院議員の数)

元老院は、この法律の規定に従い、元老院議員と呼ばれる105名の構成員により構成される¹¹。

第22条 (元老院における州の代表)

元老院の構成に関して、カナダは、次の4つの区域により構成されるものとみなす。

- 1 オンタリオ
- 2 ケベック
- 3 沿海州のノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィック並びにプリンス・エドワード・アイランド
- 4 西部諸州のマニトバ、ブリティッシュ・コロンビア、サスカチュワン及びアルバータ

これらの4つの区域は(この法律の規定に従い)、次のように元老院において平等に代表される。オンタリオは24名の元老院議員により、ケベックは24名の元老院議員により、沿海の2州及びプリンス・エドワード・アイランドは24名の元老院議員で、ノヴァ・スコシアを代表する10名、ニュー・ブランズウィックを代表する10名、プリンス・エドワード・アイランドを代表する4名であり、西部諸州には24名の元老院議員で、マニトバを代表する6名、ブリティッシュ・コロンビアを代表する6名、サスカチュワンを代表する6名及びアルバータを代表する6名であり、ニューファンドランドは、6名を元老院において代表する資格を与えられ、ユーコン準州、北西準州及びヌナブットは、それぞれ1名を元老院において代表する資格を与えられる。

ケベックにおいては、それを代表する24名の元老院議員のそれぞれは、カナダ統合法典法律第1号別表Aに掲げるロワー・カナダの24の選挙区の1つから任命されるものと

¹⁰「1982年憲法」によって削除された第20条は、次のとおりである。

「第20条 カナダの議会の会期は、毎年少なくとも1回とし、ある会期の最終の会議と次の会期の最初の会議の間に12か月を置くことができない。」

第20条は、「1982年憲法」第5条によって削除され、「1982年憲法」第5条は、議会の会議は、12か月ごとに少なくとも1回とすると定める。

¹¹「1915年憲法」(ジョージ5世治世第5年-第6年法律第45号(連合王国))により改正され、「ニューファンドランド法」(ジョージ6世治世第12年-第13年法律第22号(連合王国))、「1975年憲法」(第2号)(カナダ法典1974-75-76年法律第53号)及び「1999年憲法」(ヌナブット)(カナダ法典1998年法律第15号第2章)により修正された。もとの条文は、次のとおりである。

「第21条 元老院は、この法律の規定に従い、元老院議員と呼ばれる72名の構成員により構成される。」
「1870年マニトバ法」は、マニトバのために2名を追加し、「ブリティッシュ・コロンビア連邦条件」は、3名を加え、「1867年憲法」第147条によりプリンス・エドワード・アイランドには4名が追加され、「アルバータ法」及び「サスカチュワン法」は、それぞれ4名を追加した。元老院は、「1915年憲法」により96名により再組織されるとした。ニューファンドランドの連邦加入によりさらに6名の元老院議員が追加され、「1975年憲法」(第2号)により、ユーコン準州及び北西準州のためにそれぞれ1名が加えられ、「1999年憲法」(ヌナブット)によりヌナブットのために1名が追加された。

する¹²。

第23条 (元老院議員の資格)

元老院議員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 元老院議員は、年齢が満30歳に達していなければならない。
- (2) 元老院議員は、出生による女王の臣民であるか、又はグレート・ブリテン議会、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会、連邦成立前のアッパー・カナダ、ロワー・カナダ、カナダ、ノヴァ・スコシア若しくはニュー・ブランズウィックのいずれかの議会又は連邦成立後のカナダの議会の法律により帰化した女王の臣民でなければならない。
- (3) 元老院議員は、任命される州において、法律上若しくは衡平法上、自由鋤奉仕保有の土地若しくは不動産の自己による使用及び収益のために自由土地保有権を有しているか、又は自由所有地若しくは平民所有地の土地若しくは不動産の自己による使用及び収益のために所有若しくは占有していなければならない、それらに関して支払われ、課せられ又は影響を及ぼすすべての地代、賦課金、金銭債務、担保、譲渡抵当及び土地に対する負担を除いて、4,000ドル以上の価値を有していなければならない。
- (4) 元老院議員の不動産及び動産は、金銭債務及び責任を除き、合計4,000ドル以上の価値がなければならない。
- (5) 元老院議員は、任命される州に居住していなければならない。
- (6) ケベックにおいては、元老院議員は、任命される選挙区において物的不動産権の資格を有するか又はその選挙区に居住していなければならない¹³。

第24条 (元老院議員の召集)

総督は、時宜に応じて、女王の名において、カナダ国璽を押印した詔書により、資格の

¹²「1915年憲法法」(ジョージ5世治世第5年-第6年法律第45号(連合王国))、「ニューファンドランド法」(ジョージ6世治世第12年-第13年法律第22号(連合王国))、「1975年憲法法(第2号)」(カナダ法典1974-75-76年法律第53号)及び「1999年憲法法(ヌナブット)」(カナダ法典1998年法律第15号第2章)により修正された。もとの条文は、次のとおりである。

「第22条 元老院の構成に関して、カナダは、次の3つの区域により構成されるものとみなす。

- 1 オンタリオ
- 2 ケベック
- 3 沿海州のノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィック

これらの3つの区域は(この法律の規定に従い)、次のように元老院において平等に代表される。オンタリオは24名の元老院議員により、ケベックは24名の元老院議員により、沿海の2州は24名の元老院議員で、12名がノヴァ・スコシアを代表し、12名がニュー・ブランズウィックを代表する。

ケベックにおいては、それを代表する24名の元老院議員のそれぞれは、カナダ統合法典法律第1号別表Aに掲げるロワー・カナダの24の選挙区の1つから任命されるものとする。」

¹³「1999年憲法法(ヌナブット)」(カナダ法典1998年法律第15号第2章)第44条は、第2章(ヌナブットのために元老院議員を1名追加する。)の目的のために、「1867年憲法法」第23条の「州」という文言を、「解釈法」(改訂カナダ法典1985年法律第I-21号)第35条の「州」の文言と同一の意味を有するとし、「解釈法」で「州」は、「カナダの州並びにユーコン準州、北西準州及びヌナブットを含む」意味であると規定している。

「1975年憲法法(第2号)」(カナダ法典1974-75-76年法律第53号)第2条は、この法律の目的(ユーコン準州及び北西準州のためにそれぞれ元老院議員1名を追加する。)のために、「1867年憲法法」第23条の「州」という文言を、「解釈法」(改訂カナダ法典1970年法律第I-23号)第28条の「州」の文言と同一の意味を有するとし、「解釈法」で「州」は、「カナダの州並びにユーコン準州及び北西準州を含む」意味であると規定している。

ある者を元老院に召集するものとし、この法律に従うことを条件に、召集されたそれぞれの者は、元老院の構成員及び元老院議員となる。

第 25 条 削除¹⁴

第 26 条 (一定の場合における元老院議員の追加)

総督の勧告に基づき、女王が 4 名又は 8 名の議員を元老院に追加することを命ずることが適当と考えるときはいつでも、総督は、カナダの 4 つの区域を平等に代表するように、(事情に応じて) 4 名又は 8 名の資格のある者を召集し、元老院に加えることができる¹⁵。

第 27 条 (元老院の通常の数への削減)

このような追加が行われるときはいつでも、総督は、同様の勧告に基づき女王が同様の指示を重ねて行わない限り、それぞれの区域が 24 名と同数の元老院議員によって代表されるまでは、4 つの区域の一つを代表するものとして、何人も元老院に召集することができない¹⁶。

第 28 条 (元老院議員の上限数)

元老院議員の数は、いかなる場合であっても 113 名を超えてはならない¹⁷。

第 29 条

(1) (元老院における任期)

第 2 項に従うことを条件に、元老院議員は、この法律の規定により、元老院における議席を終身保有するものとする。

(2) (満 75 歳に達した時の退職)

この項の施行の後、元老院に召集された元老院議員は、この法律に従うことを条件に、満 75 歳に達するまで、元老院における議席を保有するものとする¹⁸。

¹⁴「1893 年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第 56 年 - 第 57 年法律第 14 号 (連合王国)) により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「第 25 条 女王陛下の親書書式に基づく命令書により、女王が適当と認める者を最初の元老院に召集するものとし、それらの氏名は、連邦に関する女王布告に明記されるものとする。」

¹⁵「1915 年憲法法」(ジョージ 5 世治世第 5 年 - 第 6 年法律第 45 号 (連合王国)) により改正された。もとの条文は、次のとおりである。

「第 26 条 総督の勧告に基づき、女王が 3 名又は 6 名の議員を元老院に追加することを命ずることが適当と考えるときはいつでも、総督は、カナダの 3 つの区域を平等に代表するように、(事情に応じて) 3 名又は 6 名の資格のある者を召集し、元老院に加えることができる。」

¹⁶「1915 年憲法法」(ジョージ 5 世治世第 5 年 - 第 6 年法律第 45 号 (連合王国)) により改正された。もとの条文は、次のとおりである。

「第 27 条 このような追加が行われるときはいつでも、総督は、同様の勧告に基づき女王が同様の指示を重ねて行わない限り、カナダの 3 つの区域が 24 名と同数の元老院議員によって代表されるまでは、何人も元老院に召集することができない。」

¹⁷「1915 年憲法法」(ジョージ 5 世治世第 5 年 - 第 6 年法律第 45 号 (連合王国))、「1975 年憲法法(第 2 号)」(カナダ法典 1974-75-76 年法律第 53 号) 及び「1999 年憲法法 (ヌナブット)」(カナダ法典 1998 年法律第 15 号第 2 章) により修正された。もとの条文は、次のとおりである。

「第 28 条 元老院議員の数は、いかなる場合であっても 78 名を超えてはならない。」

¹⁸「1965 年憲法法」(カナダ法典 1965 年法律第 4 号) により制定され、1965 年 6 月 2 日施行された。もとの条文は、次のとおりである。

「第 29 条 元老院議員は、この法律の規定により、元老院における議席を終身保有するものとする。」

第 30 条（元老院の議席の辞職）

元老院議員は、総督宛ての自筆の書面により、元老院の議席を辞すことができ、その結果、その議席は、空席となる。

第 31 条（元老院議員の欠格）

次のいずれかに該当する場合に、元老院議員の議席は空席となる。

(1) 議会の連続する 2 つの会期で元老院に出席しなかったとき。

(2) 外国の権力への宣誓又はそれへの忠誠、服従若しくは帰依を宣言若しくは承認し、又は外国の権力の臣民若しくは市民になるための行為若しくはその臣民若しくは市民の権利若しくは特権を享受する行為を行ったとき。

(3) 破産若しくは債務超過を宣告され、支払不能の債務者に関する法の利益の適用を申請し、又は公の債務不履行者となる場合

(4) 反逆罪の判決を受け、又は重罪若しくは破廉恥罪の判決を受けたとき。

(5) 財産又は居住に関する条件を満たさなくなったとき。ただし、元老院議員がカナダ政府の所在地への出勤が求められる官職を有している間、カナダ政府の所在地に居住することのみを理由として、居住に関する条件を失ったものとはみなされない。

第 32 条（元老院における空席の召集）

辞職、死亡その他により元老院に空席が生じた場合は、総督は、適当かつ資格のある者を召集することにより、空席を補充するものとする。

第 33 条（元老院における適格及び空席に関する議題）

元老院議員の適格又は元老院における空席に関して生じた議題は、元老院が審議し決定する。

第 34 条（元老院議長の任命）

総督は、時宜に応じて、カナダ国璽を押印した詔書により、元老院の議長に 1 名の元老院議員を任命し、免職し、代わりに他の元老院議員を任命することができる¹⁹。

第 35 条（元老院の定足数）

カナダの議会が別に定めるまでは、元老院の権限を行使するための会議を構成するには、議長を含め少なくとも 15 名の元老院議員の出席が必要となる。

第 36 条（元老院における投票）

元老院における議題は、投票の過半数で決定し、議長は、すべての場合において 1 票の投票権を有し、可否同数の場合は、否決されたものとみなす。

¹⁹ 議長不在中の議長の職務の行使に関する規定は、「カナダ議会法」（改訂カナダ法典 1985 年法律第 P-1 号（それ以前は、「元老院議長法」（改訂カナダ法典 1970 年法律第 S-14 号））の第 2 章によって設けられた。「元老院議長法」を制定する議会の権限についての疑義は、「1895 年カナダ議長（代理任命）法」（ヴィクトリア女王治世第 59 年第 2 会期、法律第 3 号（連合王国））によって除去され、同法は、「1982 年憲法法」によって廃止された。

庶民院

第 37 条 (カナダにおける庶民院の構成)

庶民院は、この法律の規定に従い、308名の庶民院議員で構成され、オンタリオのための106名、ケベックのための75名、ノヴァ・スコシアのための11名、ニュー・ブランズウィックのための10名、マニトバのための14名、ブリティッシュ・コロンビアのための36名、プリンス・エドワード・アイランドのための4名、アルバータのための28名、サスカチュワンのための14名、ニューファンドランドのための7名、ユーコン準州のための1名、北西準州のための1名及びヌナブットのための1名が選出されるものとする²⁰。

第 38 条 (庶民院の召集)

総督は、時宜に応じて、女王の名において、カナダ国璽を押印した詔書により、庶民院を召集するものとする。

第 39 条 (元老院議員が庶民院に出席することの禁止)

元老院議員は、庶民院の議員として選挙され又は会議に出席し若しくは表決に加わることはできない。

第 40 条 (4つの州の選挙区)

カナダの議会が別に定めるまでは、オンタリオ、ケベック、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックは、庶民院において奉仕する議員を選挙する目的のために、それぞれ次の選挙区に分けられるものとする。

1 オンタリオ

オンタリオは、この法律の別表第1に列挙された郡、郡の選挙区、市、市の一部及び町に分けられ、それぞれが1つの選挙区となり、その別表において番号付けられた選挙区は、1名の議員を選出することができる。

2 ケベック

ケベックは、65の選挙区に分けられ、カナダ統合法典法律第2号、ロワー・カナダ統合法典法律第75号及び女王治世第23年のカナダ州の法律第1号、その他これらの法律を改正する法律で連邦成立時に効力を有するものに基づき、この法律の制定時にロワー・カナダを分けていた65の選挙区で構成され、これらの選挙区のそれぞれは、この法律の目的のために、1名の議員を選出することができる1つの選挙区となる。

3 ノヴァ・スコシア

ノヴァ・スコシアの18の郡は、それぞれ1つの選挙区となる。ハリファックス郡は、2

²⁰ これらの数字は、第51条の適用の結果としてもたらされ、「1985年憲法法(代表)」(カナダ法典1986年法律第8号第1章)により制定され、「1999年憲法法(ヌナブット)」(カナダ法典1998年法律第15号第2章)により改正され、「選挙区画再調整法」(改訂カナダ法典1985年法律第E-3号)に従い再調整された。もとの条文(新たな州の追加及び人口の変動の結果として時宜に応じて改正された。)は、次のとおりである。

「第37条 庶民院は、この法律の規定に従い、181名の庶民院議員で構成され、オンタリオのための82名、ケベックのための75名、ノヴァ・スコシアのための19名及びニュー・ブランズウィックのための15名が選出されるものとする。」

名の議員を選出することができ、その他の郡は、1名の議員を選出することができる。

4 ニュー・ブランズウィック

セント・ジョン市及びセント・ジョン郡を含むニュー・ブランズウィックの14の郡は、それぞれ1つの選挙区とする。セント・ジョン市は、分離された選挙区とする。これら15の選挙区のそれぞれは、1名の議員を選出することができる²¹。

第41条 (カナダの議会が別の定めをするまでの既存の選挙法の継続)

カナダの議会が別の定めをするまでは、連邦成立時にいくつかの州で効力を有する法律で、その州の立法院若しくは立法議院の議員として選出され、出席し、表決に加わることのできる者の資格又は欠格、その議員を選挙する際の投票、投票人による宣誓、選挙管理人及びその権限と職務、選挙手続、選挙の行われる期間、選挙争訟及びその手続、議員の議席の空席、並びに解散以外の議席の空席の場合の新たな選挙詔書の執行に関するものは、それぞれの州を代表して庶民院において奉仕する議員の選挙にそれぞれ適用するものとする。

ただし、カナダの議会が別に定めるまでは、アルゴマ選挙区の庶民院議員の選挙については、カナダ州の法律で投票の資格のあるとされた者に加えて、男性の英国臣民であって、年齢満21歳以上で、自由土地所有者である者も、投票の資格を有する²²。

第42条 削除²³

第43条 削除²⁴

第44条 (庶民院議長選挙)

庶民院は、総選挙の後の最初の集会において、可能な限り速やかに、その議員のうちの1名を議長に選挙するものとする。

第45条 (議長職が空席となった場合の補充)

²¹ 失効。現在、選挙区は、「選挙区画再調整法」(改訂カナダ法典1985年法律第E-3号)に基づき、時宜に応じて発せられる布告により設定される。「選挙区画再調整法」は、特定の選挙区につき議会の制定法により改正され、公法律集の別表で最新版を見ることができる。

²² 失効。現在、選挙は、「カナダ選挙法」(改訂カナダ法典1985年法律第E-2号)、選挙争訟は、「自治領選挙争訟法」(改訂カナダ法典1985年法律第C-39号)、議員の資格及び欠格は、「カナダ議会法」(改訂カナダ法典1985年法律第P-1号)がそれぞれ規定している。市民の投票及び公務就任の権利は、「1982年憲法」第3条が定める。

²³ 「1893年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第56年-第57年法律第14号(連合王国))により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「第42条 総督は、庶民院において奉仕する議員の最初の選挙のために、総督が適当と考える者により、適当と考える書式で、選挙管理人あての選挙詔書を発せさせるものとする。

この条に基づき選挙詔書を発する者は、連邦成立時に、カナダ州、ノヴァ・スコシア又はニュー・ブランズウィックの立法院若しくは立法議院において奉仕する議員の選挙のための選挙詔書を発することを任務とする職員と同様の権限を有し、この条に基づき選挙詔書で指定された選挙管理人は、連邦成立時に、立法院又は立法議院において奉仕する議員の選挙のための選挙詔書に回答することを任務とする職員と同様の権限を有するものとする。」

²⁴ 「1893年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第56年-第57年法律第14号(連合王国))により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「第43条 議会の会議の前又は議会の会議の後、代表の空席に関し議会がその規定を定める前に、庶民における選挙区の代表に空席が生ずる場合は、この法律の前条の規定は、その空席となった選挙区に関する選挙詔書の発行と応答に拡張され適用されるものとする。」

死亡、辞任その他により議長の職に空席が生じた場合は、庶民院は、可能な限り速やかに、その他の議員のうちの1名を議長に選挙するものとする。

第46条（議長の主宰）

議長は、庶民院のすべての会議を主宰する。

第47条（議長が不在の場合の規定）

カナダの議会が別に定めるまで、何らかの理由により議長が庶民院の議長席から引き続き48時間離れる場合は、庶民院は、議長として行為させるために議員の中から別の1名を選出することができ、選出された議員は、議長の不在が継続する間、議長が有する権限、特権及び職務のすべてを享受し行使するものとする²⁵。

第48条（庶民院の定足数）

庶民院の権限を行使するための庶民院の会議を構成するには、庶民院の議員が少なくとも20名出席する必要がある、この目的のために、議長は、1名の議員として計算されるものとする。

第49条（庶民院における表決）

庶民院で生じた議題は、議長を除く過半数の表決で決定するものとし、可否同数の場合に限り、議長は、一つの表決権を有する。

第50条（庶民院の存続）

庶民院は、庶民院を選ぶ選挙詔書の応答の日から5年間（総督によるそれ以前の解散に従うことを条件に）継続するものとし、それ以降は継続しない²⁶。

第51条

(1)（庶民院における代表の再調整）

庶民院の議員の数及びそこにおける州の代表については、10年ごとに実施される人口調査が完了する日に、次の原則に従いカナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、再調整されるものとする。

（原則）

- 1 その州の人口を選挙比率で除し、分数の端数を1に切り上げて得られた数をその州に割り当てられた議員数とする。
- 2 第1の原則及び第51A条の適用により、ある州に割り当てられる議員の数が、「1985年憲法（代表）」の施行日にその州に割り当てられた総数を下回る場合は、施行日に割り当てられた議員数と同数の議員数をその州が有するように、議員の数を追加する。
- 3 第1及び第2の原則並びに第51A条の適用の後、第4の原則に掲げる条件に合致す

²⁵ 現在、議長不在の間の議長の職務の行使に関する規定は、「カナダ議会法」（改訂カナダ法典1985年法律第P-1号）第3章が定める。

²⁶ 第12期議会の期間は、「1916年英領北アメリカ法」（ジョージ5世治世第6年－第7年法律第19号（連合王国））によって延長された。この法律は、「1927年制定法改訂法」（ジョージ5世治世第17年－第18年法律第42号（連合王国））によって廃止された。「1982年憲法」第4条第1項も参照のこと。ここでは、庶民院は、その議員の総選挙の選挙詔書の応答のために指定された日から5年を超えて継続しないと規定し、また同条第2項は、特別な事情における庶民院の継続を定めている。

る州に関しては、調整の完了時に、その州に割り当てられた議員の数をすべての州に割り当てられた議員の数で除して得られた数が、その州の人口をすべての州の人口の合計で除して得られた数にできる限り近くなるように、ただし下回ることなく、議員の数を、必要な限り追加する。

- 4 第3の原則は、前回の再調整の完了時に、その州に割り当てられた議員の数をすべての州に割り当てられた議員の数で除して得られた数が、その州の人口をすべての州の人口の合計で除して得られた数に等しいか又はそれ以上となった州に適用し、それぞれの州の人口は、前回の再調整のために用意された推計に従う再調整に先立つ10年ごとの人口調査の年の7月1日時点の人口とする。
- 5 文脈が別に示す場合を除き、これらの原則においては、州の人口は、直近の10年ごとの人口調査の年の7月1日時点のその州の人口推計とする。
- 6 これらの原則において、「選挙比率」とは、次のいずれも満たすものをいう。
 - (a) 2011年の10年ごとの人口調査に基づく再調整に関して、111,166
 - (b) 次の10年ごとの人口調査の完了に基づく再調査に関しては、前回の再調整のために用意された推計に従う再調整に先立つ10年ごとの人口調査の年の7月1日時点の州の人口でその州の人口を除して得られた数を平均した数で、前回の再調整で適用された選挙比率を乗じて得られた数とし、乗じて得られた分数の端数は、1に切り上げる。

(1.1) (人口推計)

第1項の原則のために、2001年7月1日及び2011年7月1日、並びに2011年の10年ごとの人口調査に続く10年ごとの人口調査が行われる年の7月1日時点のカナダ及び各州の人口の推計が、カナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、準備することが求められる²⁷。

²⁷ (訳者注：この改正は、2012年2月の時点で、法務省の改正統合版には反映されていないが、「2011年公正代表法」(カナダ法典2011年法律第26号)により再改定された。もとの条文は、次のとおりである。

「第51条(1) 庶民院の議員の数及びそこにおける州の代表については、本項の施行日及びそれ以降は10年ごとに実施される人口調査が完了する日に、次の原則に従いカナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、再調整されるものとする。

原則

- 1 すべての州の人口を279で除して得られた商で、それぞれの州の人口を除した数をその州に割り当てられた議員数とし、この割り算の結果生じた端数は四捨五入して計算する。
- 2 第1の原則の適用により、ある州に割り当てられる議員の総数が、本項の施行日にその州に割り当てられた総数を下回る場合は、施行日に割り当てられた議員数と同数の議員数をその州が有するよう、議員の数を追加する。』

「1985年憲法(代表)」(カナダ法典1986年法律第8号第1章)により制定され、1986年3月6日に施行された(命令集86-49参照)。この条の制定当時の条文は、次のとおりである。

「第51条 1871年の人口調査の完了及びその後10年ごとに実施される人口調査が完了する日に、4つの州の代表は、次の原則に従いカナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、再調整されるものとする。

- (1) ケベックは、65議員の固定数を有するものとする。
- (2) その他の州のそれぞれには、ケベックの人口(人口調査で確定)に対する65という数と同一の比率でそれぞれの州の人口(人口調査で確定)に見合う議員数が割り当てられる。

- (3) 州の議員数の計算において、その州に議員数を付与するのに必要な数のうち整数の半分に達しない分数は、切り捨てるものとし、半分を超えるものは、切り上げる。
- (4) 再調整において、ある州の議員数に関する前回の再調整の時のカナダの全人口に対するその州の人口数の比率が、直近の人口調査において 20 分の 1 以上減少することが確定されない限り、その州の議員数は、減じられてはならない。
- (5) このような再調整は、その時に存在する議会の終了まで効力を有しないものとする。」

この条は、「1893 年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第 56 年 - 第 57 年法律第 14 号 (連合王国)) により、「1871 年の人口調査の」及び「その後」の文言が削除される改正を受けた。

「1943 年英領北アメリカ法」(ジョージ 6 世治世第 6 年 - 第 7 年法律第 30 号 (連合王国)) により、1941 年人口調査に基づく議席の再調整は、第二次大戦後の議会の第一期まで延期された。なお、同法は「1982 年憲法法」によって廃止された。この条は、「1946 年英領北アメリカ法」(ジョージ 6 世治世第 9 年 - 第 10 年法律第 63 号 (連合王国)) により、再改定され、同法もまた「1982 年憲法法」によって廃止されるが、その条文は、次のとおりである。

「第 51 条(1) 庶民院の議員の数は、255 とし、そこにおける州の代表については、本項の施行日及びそれ以降は 10 年ごとに実施される人口調査が完了する日に、次の原則に従いカナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、再調整されるものとする。

- (1) これ以降の規定に従うことを条件に、すべての州の人口を 254 で除して得られた数で、それぞれの州の人口を除いた数をその州に割り当てられた議員数とし、この条の後に定める場合を除き、この割り算の結果生じた端数は切り捨てる。
- (2) 第 1 の原則によりすべての州に割り当てられた議員数の合計が、254 を下回る場合は、第 1 の原則による計算で端数を有し、その端数が最も多い州から開始し、その端数の多い順番にしたがって、割り当てられた議員数が 254 に達するまで、追加の議員が州に (1 つの州に 1 名) 割り当てられるものとする。
- (3) この条の規定にかかわらず、第 1 及び第 2 の原則に基づく計算の結果、一つの州に割り当てられる議員の数が、その州を代表する元老院議員の数を下回る場合は、第 1 及び第 2 の原則は、その州に関して適用されないものとし、その州には、その州の元老院議員と同数の議員数が割り当てられるものとする。
- (4) ある州に対し第 1 及び第 2 の原則が適用されない場合に、第 1 及び第 2 の原則が引き続き適用される州に割り当てられる議員の数を計算する目的のために、州の人口の合計は、第 1 及び第 2 の原則が適用されない州の人口数を減じたものとし、254 の数から第 3 の原則に従う州に割り当てられた議員数を減じるものとする。
- (5) このような再調整は、その時に存在する議会の終了まで効力を有しないものとする。

(2) 1901 年カナダ法典法律第 41 号により設立されたユーコン準州は、議会における代表の目的のためにカナダの議会により時宜に応じて州に含まれることができるカナダの地域であって、州に含まれていないものと共に、1 名の議員を付与される。」

この条は、「1952 年英領北アメリカ法」(カナダ法典 1952 年法律第 15 号) により、再改定され、同法もまた「1982 年憲法法」によって廃止されるが、その条文は次のとおりである。

「第 51 条(1) これ以降の規定に従うことを条件に、庶民院の議員の数は、263 とし、そこにおける州の代表については、本項の施行日及びそれ以降は 10 年ごとに実施される人口調査が完了する日に、次の原則に従いカナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、再調整されるものとする。

- 1 すべての州の人口を 261 で除して得られた数で、それぞれの州の人口を除いた数をその州に割り当てられた議員数とし、この条の後に定める場合を除き、この割り算の結果生じた端数は切り捨てる。
- 2 第 1 の原則によりすべての州に割り当てられた議員数の合計が、261 を下回る場合は、第 1 の原則による計算で端数を有し、その端数が最も多い州から開始し、その端数の多い順番にしたがって、割り当てられた議員数が 261 に達するまで、追加の議員が州に (1 つの州に 1 名) 割り当てられるものとする。
- 3 この条の規定にかかわらず、第 1 及び第 2 の原則に基づく計算の結果、一つの州に割り当てられる議員の数が、その州を代表する元老院議員の数を下回る場合は、第 1 及び第 2 の原則は、その州に関して適用されないものとし、その州には、その州の元老院議員と同数の議員数が割り当てられるものとする。
- 4 ある州に対し第 1 及び第 2 の原則が適用されない場合に、第 1 及び第 2 の原則が引き続き適用される州に割り当てられる議員の数を計算する目的のために、州の人口の合計は、第 1 及び第 2 の原則が適用されない州の人口数を減じたものとし、261 の数から第 3 の原則に従う州に割り当てられた議員数を減じるものとする。

- 5 再調整において、ある州の議員の数は、その州の代表に関する前回の再調整の時に第1から第4までの原則に基づきその州に付与されていた代表を15%以上減じられてはならず、直近の10年ごとの人口調査の結果に従い、ある州が、その州より人口が多くないその他の州よりも議員数が少なくなる結果となる場合には、その州の代表を減じてはならず、この条に基づく代表のその後の再調整の目的のために、本原則の適用の結果として庶民院の議員の数の増加は、この項の第1から第4までの原則において言及された除数に含めないものとする。
- 6 このような再調整は、その時に存在する議会の終了まで効力を有しないものとする。
- (2) 1901年カナダ法典法律第41号により設立されたユーコン準州は、1名の議員を付与され、時宜に応じてカナダの議会が定め、州に含まれないカナダのその他の地域は、1名の議員を付与される。」
- 第51条第1項は、「1974年憲法」(カナダ法典1974-75-76年法律第13号)により再改定された。もとの条文は次のとおりである。
- 「第51条(1) 庶民院の議員の数及びそこにおける州の代表については、本項の施行日及びそれ以降は10年ごとに実施される人口調査が完了する日に、次の原則に従いカナダの議会が時宜に応じて定める機関、規定する方法、定める実施日により、再調整されるものとする。
- 1 ケベックには、1971年に行われた10年ごとの人口調査の完了に従う再調整において、75名の議員が割り当てられ、その後の再調整ごとに4名の議員を追加する。
 - 2 第5原則の2及び3に従うことを条件に、大きな州に対しては、ケベックの選挙比率によりその州の人口を除して得られる数と同一の議員数が割り当てられる。
 - 3 第5原則の2及び3に従うことを条件に、小さな州に対しては、次のようにして得られる数と同一の議員数が割り当てられる。
 - (a) 最後から2番目の10年ごとの人口調査の結果に従い決定された150万人未満の州(ケベックを除く。)のその人口調査の結果に従い決定された人口の合計を、その人口調査の完了に従う再調整においてそれらの州に割り当てられた議員の数の合計で除した数
 - (b) aで得られた商で小さな州の人口を除した数
 - 4 第5原則の1a、2及び3に従うことを条件に、中規模の州に対しては、次のようにして得られる数と同一の議員数が割り当てられる。
 - (a) 第3原則並びに第5原則の1b、2及び3に基づき、人口150万未満の州(ケベックを除く。)の人口の合計を、それらの州に割り当てられた議員の数の合計で除した数
 - (b) aで得られた商で中規模の人口を除した数
 - (c) 最後から2番目の10年ごとの人口調査の結果に従う再調整で中規模の州に割り当てられた議員の数に、その数をbで得られた商から引いた差の2分の1を加えた数
 - 5 (1) 次の場合の再調整は、次のとおりとする。
 - (a) 人口150万未満の州がない場合(ケベックを除く。)、第4原則は適用されず、第5原則の2及び3に従うことを条件に、中規模の州に対しては、次のようにして得られる数と同一の議員数が割り当てられる。
 - (i) 最後から2番目の10年ごとの人口調査の結果に従い決定された人口150万以上250万未満の州(ケベックを除く。)のその人口調査の結果に従い決定された人口の合計を、その人口調査の完了に従う再調整においてそれらの州に割り当てられた議員の数の合計で除した数
 - (ii) iで得られた商で中規模の州の人口を除した数
 - (b) ある州(ケベックを除く。)の人口が次のいずれかであって、最後から2番目の10年ごとの人口調査の結果に従い決定された人口よりも多くない場合は、第5原則の2及び3に従うことを条件に、その人口調査の結果に従う再調整で割り当てられた議員の数が割り当てられる。
 - (i) 人口150万未満
 - (ii) 人口150万以上250万未満
 - (2) 次の場合の再調整は、次のとおりとする。
 - (a) 第2原則から第5原則の1までに基づき、ある州(本節では「最初の州」とする。)に割り当てられた議員の数が、最初の州の人口より多くない人口を有するその他の州に割り当てられた議員の数より少ない場合は、これらの原則は、最初の州には適用されないものとし、最初の州の人口より多くない人口を有するその他の州に割り当てられた議員の数のうちで最も大きい数に等しい議員の数を割り当てられるものとする。
 - (b) 第2原則から第5原則の1aまでに基づき、ある州に割り当てられた議員の数が、最後から2番目の10年ごとの人口調査の完了に従う再調整においてその州に割り当てられた議員の数より少ない場合は、これらの原則は、その州には適用されないものとし、再調整の議員の数を割り当てられるものとする。

(2) (ユーコン準州、北西準州及びヌナブット)

改訂カナダ法典 1985 年法律第 Y-2 号の別表で確定され記述されたユーコン準州は、1 名の議員、改訂カナダ法典 1985 年法律第 N-27 号第 2 条で確定され記述され、カナダ法典 1993 年法律第 28 号第 77 条によって改正された北西準州は、1 名の議員、カナダ法典 1993 年法律第 28 号第 3 条で確定され記述されたヌナブットは、1 名の議員をそれぞれ選出する資格を有する²⁸。

第 51A 条 (庶民院の構成)

この法律の規定にかかわらず、州は、その州を代表する元老院議員の数を下回らない数の庶民院の議員を選出する資格を有する²⁹。

第 52 条 (庶民院の数の増加)

庶民院の議員の数は、時宜に応じてカナダの議会により増加することができる。ただし、この法律が定める州の代表比率に反してはならない。

(c) a 及び b ともに一つの州に適用される場合は、これらに基づき生じた数のうち最も大きい数に等しい議員数を割り当てられるものとする。

(3) 次の場合の再調整は、次のとおりとする。

(a) 第 2 原則から第 5 原則の 2 までに基づき、ある州 (本節では「最初の州」とする。) に割り当てられた議員の数でその州の人口を除いて得られるその州の選挙比率が、ケベックの選挙比率より大きい場合は、これらの原則は、最初の州には適用されないものとし、ケベックの選挙比率でその州の人口を除いて得られた数に等しい議員の数が割り当てられるものとする。

(b) 第 6 原則の 2 の a の適用の結果、a に基づきある州に割り当てられた議員の数が、第 2 原則から第 5 原則の 2 までに基づきその州に付与される議員の数に等しい場合は、その数の議員を割り当てるものとし、a は、その州には適用されないものとする。

6 (1) これらの原則におけるそれぞれの意味は、次のとおりである。

「選挙比率」とは、ある州に関して、最新の 10 年ごとの人口調査の結果に従い決定されたその州の人口を、その人口調査の完了に従う再調整において第 1 原則から第 5 原則の 3 に基づきその州に割り当てられた議員の数で除して得られた比率のことをいう。

「中規模の州」とは、最後から 2 番目の 10 年ごとの人口調査の結果に従い決定された人口よりも多くの人口を有し、人口が 150 万以上 250 万未満の州 (ケベックを除く) のことをいう。

「大きな州」とは、250 万以上の人口を有する州 (ケベックを除く) のことをいう。

「最後から 2 番目の 10 年ごとの人口調査」とは、最も直近の 10 年ごとの人口調査の前の 10 年ごとの人口調査のことをいう。

「人口」とは、別に定める場合を除き、最も直近の 10 年ごとの人口調査の結果に基づき決定された人口のことをいう。

「小さな州」とは、最後から 2 番目の 10 年ごとの人口調査の結果に従い決定された人口よりも多くの人口を有し、人口が 150 万未満の州 (ケベックを除く) のことをいう。

(2) これらの原則のために、次のとおりとする。

(a) ある州に割り当てる議員の数を算出するための最終の計算の結果、1 より少ない端数が生じた場合は、その議員の数は、その端数を無視して得られる数と同一とする。

(b) 10 年ごとの人口調査の完了に従い 1 つ以上の再調整が生ずる場合は、最も直近の再調整を、それが効力を有する限り、その人口調査の完了に従う唯一の再調整とみなす。

(c) 再調整は、その時に存在する議会の終了まで効力を有しないものとする。」

²⁸ 「1999 年憲法 (ヌナブット)」 (カナダ法典 1998 年法律第 15 号第 2 章) により制定される。第 51 条第 2 項は、それ以前に、「1975 年憲法 (第 1 号)」 (カナダ法典 1974-75-76 年法律第 28 号) により改正された。もとの条文は、次のとおりである。

「(2) 改訂カナダ法典 1970 年法律第 Y-2 号の別表で確定され記述されたユーコン準州は、1 名の議員を、改訂カナダ法典 1970 年法律第 N-22 号第 2 条で確定され記述された北西準州は、2 名の議員をそれぞれ選出する資格を有する。」

²⁹ 「1915 年憲法 (ジョージ 5 世治世第 5 年 - 第 6 年法律第 45 号 (連合王国)) により制定

金銭法案の表決 国王裁可

第 53 条 (支出及び租税の法律案)

歳入の一部を支出するための法律案又は租税若しくは賦課金を課すための法律案は、庶民院で先議されるものとする。

第 54 条 (金銭法案の表決の勧告)

庶民院は、歳入の一部の支出のための又は租税若しくは賦課金についての表決、決議、上奏又は法律案が提案された会期において、総督の教書により庶民院に当初勧告されなかった目的のための表決、決議、上奏又は法律案を採択又は可決することはできない。

第 55 条 (法律案その他に対する国王裁可)

議会の両院で可決された法律案が女王の裁可のため総督に送付された場合に、総督は、この法律の規定及び女王陛下の命令に従うことを条件に、その裁量により、女王の名においてその法律案を裁可するか、女王の裁可を与えないとするか、又は女王自身による裁可のためその法律案を留保するかどうかを宣言しなければならない。

第 56 条 (総督が裁可した法律の枢密院による不承認)

総督が女王の名において法律案を裁可した場合に、総督は、最初の適当な機会に、その法律の真正な写しを女王陛下の主要な国务大臣の一人に送付するものとし、その国务大臣の受領後 2 年以内に、枢密院における女王がその法律を承認しないことが適当であると考えられる場合は、その不承認は（その法律が国务大臣により受領された日付のある国务大臣の証明書と共に）、議会のそれぞれの院に対する総督の演説若しくは教書により、又は布告により、通知され、その通知の日からその法律は無効となる。

第 57 条 (女王自身による裁可のための法律案の留保)

女王自身による裁可のために留保された法律案は、女王の裁可のために総督に送付された日から 2 年以内に、議会のそれぞれの院に対する総督の演説若しくは教書により、又は布告により、枢密院における女王の裁可を得たことを通知しない限り、効力を有しない。

このような演説、教書又は布告は、それぞれの院の議事録に記載され、正式に認証されたその写しは、カナダの公文書に保存するため適当な職員に送付されるものとする。

第 5 章 州の組織

執行権

第 58 条 (州の副総督の任命)

枢密院における総督がカナダ国璽を押印した詔書により任命する副総督という称号の職員をそれぞれの州に置く。

第 59 条 (副総督の任期)

副総督は、総督の信任のある間、その職を保持するものとし、カナダの議会の第一会期

の開会後に任命された副総督は、その任命の日から5年間、免職されることはない。ただし、免職が命令されてから1か月以内に文書により本人に通知し、議会が開会中は1週間以内、閉会中の場合は次の議会の会期が開始から1週間以内に、元老院及び庶民院への教書により通知することを理由とする場合は除かれる。

第60条（副総督の給与）

副総督の給与は、カナダの議会により決定され支給される³⁰。

第61条（副総督の宣誓等）

それぞれの副総督は、就任に先立ち、総督又は総督が委任した者の前で、総督が行うのと同様の忠誠の宣誓と職の宣誓を行い、署名するものとする。

第62条（副総督に関連する規定の適用）

副総督に関連するこの法律の規定は、現にその職にあるそれぞれの副総督、その他いかなる職名を付与されているかに関わらず、州の政府を運営し現にその職にあるその他の首席の執行官又は行政官に準用する。

第63条（オンタリオ及びケベックの行政府の職員の任命）

オンタリオ及びケベックの行政評議会は、時宜に応じて副総督が適当と考える者により構成され、当面は、法務総裁、州大臣兼記録長官、州財務長官、王領地長官、及び農業公共事業長官とし、ケベック州ではこれに立法評議会の議長及び法務次長を加える³¹。

第64条（ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの行政府）

ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの行政府の構成は、この法律の規定に従うことを条件に、この法律の権能に基づき改められるまでは、連邦成立時に存在した構成を継続するものとする³²。

第65条（オンタリオ及びケベックの副総督が助言により又は単独で行使できる権限）

グレート・ブリテン議会、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会、又はアッパー・カナダ、ロワー・カナダ若しくはカナダの議会の法律に基づき、連邦成立の前又は結成時に、これらの州の総督又は副総督に付与され、それぞれの行政評議会の助言若しくは助言と承認により、行政評議会若しくはその構成員との協議により、又は総督若しくは副総督が単独で行使することができるすべての権力、権能及び権限は、それらが連邦成立後、オンタリオ及びケベックのそれぞれの政府に関して存在し続け、行使されることができ、ものである限り、オンタリオ及びケベックのそれぞれの副総督に付与され、場合に応じて、それぞれの行政評議会若しくはその構成員の助言若しくは助言と承認若しくは協議により又は総督が単独で行使することができるものとする。ただし、オンタリオ及びケベックの議会によって廃止又は変更することができる（グレート・ブリテン議会又はグレート・

³⁰「給与法」（改訂カナダ法典 1985 年法律第 S-3 号）が定める。

³¹現在、オンタリオにおいては、「行政評議会法」（改訂オンタリオ法典 1990 年法律第 E-25 号）が規定し、ケベックでは、「行政権限法」（改訂ケベック法典 1977 年法律第 E-18 号）が規定する。

³²同様の規定は、ブリティッシュ・コロンビア、プリンス・エドワード・アイランド及びニューファンドランドの加入を認めるそれぞれの法令中にも含まれる。マニトバ、アルバータ及びサスカチュワンの行政府は、これらの州を創成した法令により設立された。前掲第5条の脚注を参照のこと。

ブリテン及びアイルランド連合王国議会の法律に基づき存在するものを除く。)33。

第 66 条 (行政評議会における副総督に関する規定の適用)

行政評議会における副総督に関するこの法律の規定は、その行政評議会の助言により、その助言と共に行為する州の副総督をいうものとして解釈されなければならない。

第 67 条 (副総督の不在等における行政)

行政評議会における副総督は、時宜に応じて、その不在、病気、その他不能の間、副総督の職及び職務を遂行する行政官を任命することができる。

第 68 条 (州の行政府の所在地)

州の行政府がその州に関し別に指示しない限りかつそのように指示するまでは、州の行政府の所在地は、次のとおりとする。オンタリオはトロント市、ケベックはケベック市、ノヴァ・スコシアはハリファックス市、ニュー・ブランズウィックはフレデリクトン市とする。

立法権

1 オンタリオ

第 69 条 (オンタリオの議会)

副総督及びオンタリオの立法議院と称される 1 つの議院で構成されるオンタリオの議会の置く。

第 70 条 (選挙区)

オンタリオの立法議院は、この法律の別表第 1 に掲げる 82 の選挙区を代表するよう選挙された 82 名の議員により構成される³⁴。

2 ケベック

第 71 条 (ケベックの議会)

副総督並びにケベックの立法評議会及びケベックの立法議院と称される 2 つの議院で構成されるケベックの議会の置く³⁵。

第 72 条 (ケベックの立法評議会の構成)

ケベックの立法評議会は、24 名の議員により構成され、副総督が女王の名においてケベックの印章を押した詔書により任命し、それぞれの議員は、この法律に掲げるロワー・カナダの 24 の選挙区をそれぞれ代表するよう任命され、この法律の規定に基づきケベックの議会が別に定めない限り、終身その職を保有する。

第 73 条 (立法評議会議員の資格)

ケベックの立法評議会議員の資格は、ケベックを代表する元老院議員の資格と同一とする。

³³ 後掲第 129 条の脚注を参照のこと。

³⁴ 失効。現在は、「2005 年代表法」(オンタリオ法典 2005 年法律第 35 号) 別表第 1 が規定する。

³⁵ ケベックの立法評議会に関する法律(ケベック法典 1968 年法律第 9 号)は、ケベックの議会が副総督及びケベック国民議院で構成されると定め、ケベックの立法評議会に関連した議会法(改訂ケベック法典 1964 年法律第 6 号)の規定を廃止した。現在は、「議会法」(改訂ケベック法典 1977 年法律第 L-1 号)が規定する。その結果、第 72 条から第 79 条は、完全に失効している。

第74条（辞任、欠格等）

ケベックの立法評議会議員の議席は、元老院議員が空席となる場合を準用して、空席となる。

第75条（空席）

辞任、死亡その他により、ケベックの立法評議会に空席が生じた場合は、副総督は、女王の名においてケベックの印章を押した詔書により、適任かつ資格を有する者を任命する。

第76条（空席に関する議題等）

ケベックの立法評議会議員の資格又はケベックの立法評議会の空席に関し議題が生じた場合は、立法評議会が審議し、決定する。

第77条（立法評議会の議長）

副総督は、時宜に応じて、女王の名においてケベックの印章を押した詔書により、ケベックの立法評議会の議員の一人を立法評議会の議長に任命し、その者を罷免し、その代わりに他の議員を任命することができる。

第78条（立法評議会の定足数）

ケベックの議会が別に定めない限り、ケベックの立法評議会がその権限を行使するための会議を開催するには、議長を含めケベックの立法評議会議員の10名の出席を要する。

第79条（立法評議会における投票）

ケベックの立法評議会が生じた議題は、投票の過半数で決定するものとし、すべての場合に議長は、1票を有し、投票が同数である場合は、否決されたものとみなす。

第80条（ケベックの立法議院）

ケベックの立法議院は、65名の議員で構成され、この法律で言及されるローワー・カナダの65の選挙区又は地区を代表するよう選挙される。選挙区又は地区は、ケベックの議会によって変更されることができる。ただし、この法律の別表第2に掲げる選挙区又は地区の境界を変更する法律案については、その法律案の第二読会及び第三読会でその選挙区又は地区を代表する議員の過半数の同意で可決されない限り、その裁可を求めるためにケベックの副総督に提出することは適法ではなく、立法議院によって副総督に提出される上奏文でそのように可決されたことを明示しない限り、その法律案は、裁可されてはならない³⁶。

3 オンタリオ及びケベック

第81条 削除³⁷

第82条（立法評議会の召集）

オンタリオ及びケベックの副総督は、時宜に応じ、女王の名においてそれぞれの州の印章を押印した詔書により、それぞれの州の立法評議会を召集するものとする。

³⁶「選挙区に関する法律」（ケベック法典1970年法律第7号）第1条は、この条が効力を持たないと規定する。

³⁷「1893年制定法改訂法」（ヴィクトリア女王治世第56年－第57年法律第14号（連合王国））により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「**第81条** オンタリオ及びケベックの議会は、連邦成立の後6か月以内にそれぞれ召集されるものとする。」

第 83 条（公職者の選挙の制限）

オンタリオ又はケベックの議会が別に定めるまでは、副総督の任命により、オンタリオ又はケベックにおいて、常勤か非常勤かを問わず、州から年俸又はあらゆる種類の給料、手当、報酬若しくは利益を受ける職、委員又は雇用人となることを引き受け又は保有する者は、それぞれの州の立法評議会の議員となる資格を有さず、議員として出席することも投票することもできない。ただし、この条は、行政評議会の構成員である者、又は次の職、すなわち法務総裁、州大臣兼記録長官、州財務長官、王領地長官、農業公共事業長官及びケベック州ではこれに法務次長を加えた職を保有する者を資格のないものとはせず、また、その職を保持する間に選挙された場合は、選挙された議員において出席又は投票する資格のないものとするものでもない³⁸。

第 84 条（既存の選挙法の継続）

オンタリオ又はケベックの議会が別に定めるまでは、連邦成立時にそれぞれの州で効力を有する法律で、カナダの立法院の議員として選出され、出席し、表決に加わることのできる者の資格又は欠格、その議員を選挙する際の投票、投票人による宣誓、選挙管理人及びその権限と職務、選挙手続、選挙の行われる期間、選挙争訟及びその手続、議員の議席の空席、並びに解散以外の議席の空席の場合の選挙詔書の執行に関するものは、オンタリオ又はケベックの立法議院において奉仕する議員の選挙にそれぞれ適用するものとする。

ただし、オンタリオの議会が別に定めるまでは、アルゴマ選挙区のオンタリオ立法議院の議員の選挙については、カナダ州の法律で投票の資格のあるとされた者に加えて、男性の英国臣民であって、年齢満 21 歳以上で、自由土地所有者である者も、投票の資格を有する³⁹。

第 85 条（立法議院の存続）

オンタリオの立法議院及びケベックの立法議院は、それらを選ぶ選挙詔書の応答の日から 4 年間（それぞれの州の副総督によるオンタリオの立法議院又はケベックの立法議院のそれ以前の解散に従うことを条件に）継続するものとし、それ以降は継続しない⁴⁰。

第 86 条（立法議院の年次会議）

オンタリオ及びケベックの議会の会期は、毎年少なくとも 1 回とし、それぞれの州の議会のある会期の最終の会議と次の会期の最初の会議の間に 12 か月を置くことができない⁴¹。

³⁸ おそらく失効。この条の内容は、現在、オンタリオにおいては、「立法議院法」（改訂オンタリオ法典 1990 年法律第 L-10 号）が規定し、ケベックでは、「国民議院法」（改訂ケベック法典 1977 年法律第 A-23.1 号）が規定する。

³⁹ おそらく失効。この条の内容は、現在、オンタリオにおいては、「選挙法」（改訂オンタリオ法典 1990 年法律第 E-6 号）及び「立法議院法」（改訂オンタリオ法典 1990 年法律第 L-10 号）が規定し、ケベックでは、「選挙法」（改訂ケベック法典 1977 年法律第 E-3.3 号）及び「国民議院法」（改訂ケベック法典 1977 年法律第 A-23.1 号）が規定する。

⁴⁰ オンタリオ及びケベックの立法議院の最大継続期間は、5 年に変更された。「立法議院法」（改訂オンタリオ法典 1990 年法律第 L-10 号）及び「国民議院法」（改訂ケベック法典 1977 年法律第 A-23.1 号）をそれぞれ参照のこと。「1982 年憲法」第 4 条も参照のこと。そこでは、立法議院の最大継続期間を 5 年と定め、また特別な事情における継続を定めている。

⁴¹ 「1982 年憲法」第 5 条を参照のこと。そこでは、州の議会の会議は、12 か月ごとに少なくとも 1 回とすると定める。

第 87 条（議長、定足数等）

カナダの庶民院に関するこの法律の規定中、議長の当初の選挙又は空席の場合の選挙、議長の職務、議長の不在、定足数及び表決の方法に関する規定は、ここに準用し、それぞれの立法議院に適用できるように読み替える。

4 ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィック

第 88 条（ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの議会の構成）

ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの議会の構成は、この法律の規定に従うことを条件に、この法律の権能に基づいて変更されるまでは、連邦成立時に存続していた形で継続する⁴²。

5 オンタリオ、ケベック及びノヴァ・スコシア

第 89 条 削除⁴³

6 4つの州

第 90 条（金銭法案の表決に関する規定の州の議会への適用等）

カナダの議会に関するこの法律の規定中、支出及び租税の法律案、金銭法案の表決の勧告、法律案の国王裁可、法律の不承認及び女王自身による裁可のための法律案の留保に関するものは、これらを準用し、「総督」を「副総督」、「女王及び国務大臣」を「総督」、「2年」を「1年」、「カナダ」を「州」と読み替えそれぞれの州及び議会に適用できるようにし、州の議会に適用するものとする。

⁴²「1893年制定法改訂法」（ヴィクトリア女王治世第56年－第57年法律第14号（連合王国））により、部分的に改正され、もとの条文の最後の部分から次を削除した。

「及びこの法律の可決の時点で存在していたニュー・ブランズウィックの立法院は、直ちに解散されない限り、それが選挙された期間継続するものとする。」

同様の規定は、プリティッシュ・コロンビア、プリンス・エドワード・アイランド及びニューファンドランドの加入を認めるそれぞれの法令中に含まれた。マニトバ、アルバータ及びサスカチュワンの議会は、これらの州を創設する法令により設立された。上記、第5条の脚注を参照のこと。

「1982年憲法」第3条から第5条も参照のこと。そこでは、民主的権利がすべての州に適用されると規定する。さらに、その法律の別表の第2項目第2欄第2号を参照のこと。そこでは、「1870年マニトバ法」第20条を廃止すると規定する。「1870年マニトバ法」第20条は、「1982年憲法」第5条によって差し替えられた。

第20条の規定は、次のとおりである。

「**第 20 条** 議会の会期は、毎年少なくとも1回とし、ある会期の最終の会議と次の会期の最初の会議の間に12か月を置くことができない。」

⁴³「1893年制定法改訂法」（ヴィクトリア女王治世第56年－第57年法律第14号（連合王国））により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「**5 オンタリオ、ケベック及びノヴァ・スコシア**

第 89 条 オンタリオ、ケベック及びノヴァ・スコシアの副総督はそれぞれ、その立法議院の議員の最初の選挙のために、副総督が適当と考える者により、適当と考える書式で、総督が命じた選挙管理人あての選挙詔書を総督が命じた時に発せさせるものとし、ある選挙区又はその分区を代表する立法議院の議員の最初の選挙は、その選挙区を代表するカナダの庶民院の議員の選挙と同一の時間と場所で行われるものとする。」

第6章 立法権の配分

議会の権限

第91条 (カナダの議会の立法権)

女王が、元老院及び庶民院の助言と承認により、この法律が州の議会に専属的に付与する事項の部類の範囲外のすべての事項に関し、カナダの治安、秩序及び善政のために法律を制定することは、適法である。この条の前段の一般性に制限を加えるためではなく一層明確化するために、(この法律の規定にかかわらず) 次の各号に掲げる事項の部類の範囲内にあるすべての事項に関するカナダの議会の専属的立法権をここに宣言する。

1. 削除⁴⁴
 - 1A. 公債及び公有財産⁴⁵
2. 通商の規制
 - 2A. 失業保険⁴⁶
3. 方法又は制度を問わず租税による金銭の徴収
4. 公の信用による金銭の借入
5. 郵便事業
6. 人口調査及び統計
7. 国民軍、陸軍及び海軍、並びに国防
8. カナダの政府の文官その他の職員の給与及び手当の決定及び支給
9. 航路標識、浮標、灯台及びセーブル島
10. 航海及び海運
11. 検疫停泊所並びに海上病院の設置及び維持
12. 沿岸及び内陸の漁業
13. 州と英国の領土若しくは外国との間又は2つの州の間の連絡船
14. 通貨及び貨幣
15. 銀行業務、銀行法人の設立及び紙幣の発行
16. 貯蓄銀行

⁴⁴ 第1部類は、「1949年英領北アメリカ法(第2号)」(ジョージ6世治世第13年法律第81号(連合王国))により追加された。同法及び第1部類は「1982年憲法法」によって廃止された。第1部類で言及された事項は、「1982年憲法法」第4条第2項及び第5章において規定されている。制定時の第1部類は、次のとおりである。

「1. カナダ憲法の時宜に応じた改正。この法律により州の議会に専属的に付与された事項の部類の範囲内の事項、学校に関しこの法律若しくはその他の憲法により州の議会、州の行政府若しくは特定のものに付与若しくは保障された権利若しくは特権、又は、カナダの議会の会期は毎年少なくとも1回開会し、庶民院はそれを選挙詔書応答の日から5年を超えて存続することができないとの要件に関するものを除く。ただし、戦争中若しくはそのおそれのある場合、侵略又は反乱の場合には、庶民院の議員の3分の1の投票によって反対されない限り、カナダの議会によって庶民院は、継続されることができる。」

⁴⁵ 「1949年英領北アメリカ法(第2号)」により、項番変更

⁴⁶ 「1940年憲法法」(ジョージ6世治世第3年-第4年法律第36号(連合王国))により追加

17. 度量衡
18. 為替手形及び約束手形
19. 利率
20. 法定通貨
21. 破産及び支払不能
22. 発明及び発見の特許
23. 著作権
24. インディアン及びインディアン保留地
25. 帰化及び在留外国人
26. 結婚及び離婚
27. 刑事裁判権を有する裁判所の構成を除き、刑事事件の手続を含む刑事法
28. 刑務所の設置、維持及び管理
29. この法律により州の議会に専属的に付与された事項の部類の列挙から明らかに除外された事項の部類

この条に列挙された事項の部類の範囲内にある事項は、この法律により州の議会に専属的に付与された事項の部類の列挙に属する地方的又は私的な事項の部類の範囲内にあるとみなされてはならない⁴⁷。

州の議会の専属的権限

第 92 条 (州の議会の専属的事項)

それぞれの州において、州の議会は、次の各号に掲げる事項の部類の範囲内にある事項

⁴⁷ 立法権限は、次のように他の法律によっても議会に付与されている。

1. 「1871年憲法法」(ヴィクトリア女王治世第34年-第35年法律第28号)

「第2条 カナダの議会は、時宜に応じて、カナダ自治領の一部でどの州にも属さない領土に新たな州を設置し、その設置の際に、その州の憲法及び行政、その州の治安、秩序及び善政のための法律の制定並びにカナダの議会におけるその州の代表について規定を設けることができる。

第3条 カナダの議会は、時宜に応じて、カナダ自治領の州の議会の同意を得て、その州の議会が同意する文言と条件に従い、その州の境界の拡大、縮小又はその他の変更を行うことができ、同様の同意により、影響を受ける州について、領土の拡大、縮小又は変更の影響と作用に関する規定を設けることができる。

第4条 カナダの議会は、時宜に応じて、どの州にも属さない領土の治安、秩序及び善政のための規定を設けることができる。

第5条 カナダの議会により制定され、それぞれ名称を付与された次の法律、すなわち、「カナダに加入する際のルパート・ランド及び北西地の暫定統治に関する法律」及び「ヴィクトリア女王治世第32年-第33年法律第3号を改正し存続させ、マニトバ州の統治について規定を設ける法律」は、女王の名においてカナダ自治領の総督の裁可をそれぞれ得た日から、そのすべての目的のために有効かつ効力を有するものとみなす。

第6条 この法律の第3条により規定される場合を除き、カナダの議会は、マニトバ州に関する限り前条に掲げるカナダの議会の法律又はカナダ自治領において今後新たな州を設置するその他の法律の規定を変更する権限を有しない。ただし、立法議院の選挙人及び議員の資格に関する法の規定を時宜に応じて変更し、マニトバ州における選挙に関する法律を制定するマニトバ州の議会の権利は、常に妨げられない。」

に関し専属的に法律を制定することができる。

1. 削除⁴⁸
2. 州の目的のために歳入を徴収するための州内における直接税
3. 州のみの信用による金銭の借入
4. 州の官職の設置及び任期並びに州の職員の任命及び給与
5. 州に属する公有地並びにそこにある木材及び立木の管理及び売却
6. 州内にある州のための刑務所及び感化院の設置、維持及び管理
7. 州内にある州のための病院、救護院、慈善施設及び慈善機関。ただし、海上病院を除く。
8. 州の地方自治の機関
9. 州、地方又は地方自治のための歳入を徴収するために、商店、酒場、居酒屋、競売人及びその他の免許制度
10. 次の部類以外の地方工事及び事業
 - (a) 蒸気その他の船舶の航路、鉄道路線、運河の流れ、電信線、及び州と他の州を結ぶか又は州の境界を越えるその他の工事及び事業
 - (b) 州と英国の領土若しくは外国との間の汽船の航路
 - (c) 完全に1つの州の中に存在するが、その実施の前又は後に、カナダの議会が、カナダの一般的利益又は2つ以上の州の利益のためと宣言した工事
11. 州の目的を有する会社の設立
12. 州における結婚式
13. 州における財産権及び市民権
14. 刑事及び民事の裁判権の裁判所の構成、維持及び組織及びこれらの裁判所における民事事件の手続を含む州の司法行政
15. この条に列挙された事項の部類の範囲内にある事項に関して制定された州の法律を

これ以前は、「1868年ルパート・ランド法」(ヴィクトリア女王治世第31年-第32年法律第105号(連合王国))、「1893年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第56年-第57年法律第14号(連合王国))により削除)が、ルパート・ランド及び北西地に関し、これらの地域の承認に基づき同様の権限を付与していた。

2. 「1886年憲法法」(ヴィクトリア女王治世第49年-第50年法律第35号(連合王国))

「第1条 カナダの議会は、時宜に応じて、カナダ自治領の一部でどの州にも属さない領土のカナダの元老院及び庶民院又はそのいずれかの代表について、規定を設けることができる。

3. 「1931年ウェストミンスター法」(ジョージ5世治世第22年法律第4号(連合王国))

「第3条 自治領の議会は、その領土外に効力を及ぼす法律を制定する完全な権限を有することをここに宣言し定める。」

4. 「1982年憲法法」第44条に基づき、カナダの行政府又は元老院及び庶民院に関するカナダ憲法を改正する専属的権限を有する。同法の第38条、第41条、第42条及び第43条は、元老院及び庶民院に対し、その他の一定の憲法改正について、決議により承認を与える権限を付与する。

⁴⁸ 第1部類は、「1982年憲法法」により削除された。制定時の第1部類は、次のとおりである。

「1. この法律の規定にかかわらず、副総督の職に関するものを除く、州の憲法の時宜に応じた改正」

「1982年憲法法」第45条は、州の憲法を改正する法律を制定する権限を州の議会に認めている。同法の第38条、第41条、第42条及び第43条は、立法議会に対し、その他の一定のカナダ憲法の改正について、承認する権限を付与する。

執行するための科料、罰金又は拘禁による刑罰

16. 一般に、州において地方的又は私的のみの性質を有するすべての事項

非再生天然資源、森林資源及び電力エネルギー

第 92A 条

(1) (非再生天然資源、森林資源及び電力エネルギーに関する法律)

それぞれの州において、州の議会は、次の各号に掲げる事項について、専属的に法律を制定することができる。

(a) 州内の非再生天然資源の探査

(b) 一次生産物の生産割合に関する法律を含む、州内の非再生天然資源及び森林資源の開発、保全及び管理

(c) 電力エネルギー生産を目的とする州内の用地及び施設の開発、保全及び管理

(2) (州からの資源の輸出)

それぞれの州において、州の議会は、州内の非再生天然資源及び森林資源の一次生産物並びに州内の施設によって生産された電力エネルギーの州外カナダ地域への移出に関して、法律を制定することができる。ただし、これらの法律は、州外カナダ地域へ移出される価格又は供給について差別的取扱いを承認し又は規定するものであってはならない。

(3) (議会の権能)

第 2 項の規定は、第 2 項に掲げる事項に関する議会の立法権限を減ずるものではなく、議会の法律と州の法律とが抵触する場合には、その抵触する限度において議会の法律が優先するものとする。

(4) (資源への課税)

それぞれの州において、州の議会は、次の各号に掲げる事項に関し、それらの生産物の一部又は全部が州外に移出されるかどうかにかかわらず、あらゆる種類の租税及び税制により税収を増加するための法律を制定することができる。ただし、これらの法律は、州外カナダ地域に移出される生産物と州外に移出されない生産物について差異を設ける課税を承認し又は規定するものであってはならない。

(a) 州内の非再生天然資源及び森林資源並びにそれらの一次生産物

(b) 電力エネルギー生産を目的とする州内の用地及び施設並びにそれらの生産物

(5) (「一次生産物」)

本条において「一次生産物」とは、別表第 6 で定めるものをいう。

(6) (既存の権限及び権利)

本条第 1 項から第 5 項までの規定は、本条の施行前に州の立法府又は州の政府が有していた権限又は権利を制限するものではない⁴⁹。

⁴⁹「1982 年憲法」により追加

教育

第 93 条 (教育に関する立法)

州において州のために、州の議会は、次に掲げる規定に従うことを条件に、教育に関し専属的に法律を制定することができる。

(1) 連邦成立時に州において法律により一定の者が有していた宗派学校に関する権利又は特権に不利な影響を与える法律の規定を設けてはならない。

(2) 連邦成立時にアッパー・カナダにおいてローマ・カトリックの女王の臣民の宗教学校及び学校受託者に与えられ、課されていたすべての権限、特権及び義務は存続し、同様に、ケベックにおけるプロテスタント及びローマ・カトリックの女王の臣民の非国教徒の学校にも及ぼされるものとする。

(3) 州において、連邦成立時に宗教又は非国教徒の学校制度が法律により存在している場合、又は連邦成立後に州の議会により設けられる場合は、プロテスタント及びローマ・カトリックの女王の少数派の臣民の教育に関連する権利又は特権に影響を及ぼす法律又は州の機関の決定に対する訴えは、枢密院における総督に対しなされるものとする。

(4) この条の規定の執行のために枢密院における総督が時宜に応じて必要と考える州の法律が制定されていない場合、又はこの条に基づく訴えに対する枢密院における総督の決定が適当な州の機関によりその決定にかなうように適切に執行されない場合は、それぞれの場合に、それぞれの場合の事情に必要な限りにおいて、カナダの議会は、この条の規定を執行し、この条に基づく枢密院における総督の決定を執行するための救済法を制定することができる⁵⁰。

⁵⁰ マニトバについては、「1870年マニトバ法」(ヴィクトリア女王治世第33年法律第3号(カナダ)) (「1871年憲法」により確認) 第22条が代替規定を定める。その条項は、次のとおりである。

「第22条 州において州のために、州の議会は、次に掲げる規定に従うことを条件に、教育に関し専属的に法律を制定することができる。

(1) 連邦成立時に州において法律により一定の者が有していた宗派学校に関する権利又は特権に不利な影響を与える法律の規定を設けてはならない。

(2) プロテスタント及びローマ・カトリックの女王の少数派の臣民の教育に関連する権利又は特権に影響を及ぼす州の法律又は州の機関の決定に対する訴えは、枢密院における総督に対しなされるものとする。

(3) この条の規定の執行のために枢密院における総督が時宜に応じて必要と考える州の法律が制定されていない場合、又はこの条に基づく訴えに対する枢密院における総督の決定が適当な州の機関によりその決定にかなうように適切に執行されない場合は、それぞれの場合に、それぞれの場合の事情に必要な限りにおいて、カナダの議会は、この条の規定を執行し、この条に基づく枢密院における総督の決定を執行するための救済法を制定することができる。」

アルバータについては、「アルバータ法」(エドワード7世治世第4年-第5年1905年法律第3号(カナダ)) 第17条が代替規定を定める。その条項は、次のとおりである。

「第17条 「1867年憲法」第93条は、第93条第1号を次の条文と入れ替えて、当該州に適用するものとする。

(1) 1901年に制定された北西準州命令第29条及び第30条に基づきこの法律の制定の日に州において法律により一定の者が有していた宗教学校に関する権利又は特権、又はその命令において規定された私立若しくは宗教学校における宗教教育に関する権利又は特権に不利な影響を及ぼす法律の規定を設けてはならない。

2. 北西準州命令第29条又はそれを修正若しくは差し替えるよう制定された法律に従い組織され運営される学校を支援するための州の議会による歳出又は州の政府による金銭の配分において、第29条に

規定されたいかなる種類の学校についてこれを差別してはならない。

3. 同法第93条第3号中の「法律により」との文言は、北西準州命令第29条及び第30条に規定する法律を意味するものとし、同号中「連邦成立時」との文言は、この法律の施行日を意味するものとする。」

サスカチュワンについては、「サスカチュワン法」(エドワード7世治世第4年-第5年1905年法律第42号(カナダ))第17条が代替規定を定める。その条項は、次のとおりである。

「第17条 「1867年憲法」第93条は、第93条第1号を次の条文と入れ替えて、当該州に適用するものとする。

(1) 1901年に制定された北西準州命令第29条及び第30条に基づきこの法律の制定の日に州において法律により一定の者が有していた宗教学校に関する権利又は特権、又はその命令において規定された私立若しくは宗教学校における宗教教育に関する権利又は特権に不利な影響を及ぼす法律の規定を設けてはならない。

2. 北西準州命令第29条又はそれを修正若しくは差し替えるよう制定された法律に従い組織され運営される学校を支援するための州の議会による歳出又は州の政府による金銭の配分において、第29条に規定されたいかなる種類の学校についてこれを差別してはならない。

3. 同法第93条第3号中の「法律により」との文言は、北西準州命令第29条及び第30条に規定する法律を意味するものとし、同号中「連邦成立時」との文言は、この法律の施行日を意味するものとする。」

ニューファンドランドについては、ニューファンドランドとカナダの連邦条件(「ニューファンドランド法」(ジョージ6世治世第12年-第13年法律第22号(連合王国)により確認))の第17条が代替規定を定める。ニューファンドランドとカナダの連邦条件第17条は、この脚注の最後から2番目に掲げ、「1998年憲法改正(ニューファンドランド法)」(命令集98-25参照)及び「2001年憲法改正(ニューファンドランド及びラブラドル)」(命令集2001-117参照)により、改正された。現行条文は、次のとおりである。

「第17条(1) 「1867年憲法」第93条に代わり、ニューファンドランド・ラブラドル州に関して、この文言を適用する。

(2) ニューファンドランド・ラブラドル州において、その州のために、州の議会は、教育に関し専属的に法律を制定することができ、宗派を特定しない宗教科目を提供するものとする。

(3) 宗教儀式は、その親が求める場合に限り、学校において許容されることができる。」

「1998年憲法改正(ニューファンドランド法)」の前に、ニューファンドランドとカナダの連邦条件第17条は、「1997年憲法改正(ニューファンドランド法)」(命令集97-55参照)により、改正された。その条文は、次のとおりである。

「第17条 「1867年憲法」第93条に代わり、ニューファンドランド州に関して、次を適用する。ニューファンドランド州において、その州のために、州の議会は、次に掲げる規定に従うことを条件に、教育に関し専属的に法律を制定することができる。

(a) 第b号及び第c号に規定する場合を除き、公の基金で設立され、維持され、運営される学校は、宗派学校とし、1995年1月1日時点のこの条件に基づく権利を有する者の集団は、その学校のその集団の児童のための宗教的な教育、活動及び儀式を提供する権利を有し続けるものとし、1969年の合意により一つの統合学校制度を形成する集団の集合は、単一の集団としての条件に基づく権利と同一の権利を行使することができる。

(b) 学校の設立又は運営の継続のための条件を明示し、すべての学校に一律に適用可能な州の立法に従うこと。

(i) 第a号に規定する者の集団は、その集団のために特別に設立され、維持され、運営される公に基金による宗派学校を保有する権利を有する。

(ii) 州の議会は、宗派学校か否かを問わず、公の基金による学校の設立、維持及び運営を承認することができる。

(c) 学校が第b号(i)に従い設立され、維持され、運営されている場合に、同号に規定する者の集団は、宗教的な教育、活動及び儀式を提供し、その学校における宗教的信念に影響を及ぼす課程の教育的側面、学生の入学政策及び教師の採用と解雇を監督する権利を有し続けるものとする。

(d) 第a号及び第b号に規定するすべての学校は、州の議会が時宜に応じて公平な基礎で定める基準に従い、公の基金の割当分を受けるものとする。

(e) この条件に従い権利を有する者の集団が望む場合は、その集団は、教育委員会の委員の3分の2を超えない委員を選ぶ権利を有し、いかなる集団も希望する場合は、教育委員会の管轄下にある地域のその集団の人口に比例した割合で委員を選ぶ権利を有するものとする。」

「1997年憲法改正(ニューファンドランド法)」の前に、ニューファンドランドとカナダの連邦条件第17条は、「1987年憲法改正(ニューファンドランド法)」(命令集88-11参照)により、改正された。その条文は、次のとおりである。

第 93A 条 (ケベック)

第 93 条第 1 項から第 4 項は、ケベックには適用されない⁵¹。

オンタリオ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックにおける法の統一**第 94 条** (3つの州における法の統一のための立法)

この法律の規定にかかわらず、カナダの議会は、オンタリオ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックにおける財産権及び市民権に関する法律の全て又はその一部の統一並びにこれら3つの州における裁判所のすべて又はその一部の手続の統一のために規定を設けることができ、そのための法律が制定された後は、その法律に含まれる事項に関して法律を制定するカナダの議会の権限は、この法律の規定にかかわらず、制限されるこ

「第 17 条(1) 「1867 年憲法」第 93 条に代わり、ニューファンドランド州に関して、次の条件を適用する。

ニューファンドランド州において、その州のために、州の議会は、教育に関し専属的に法律を制定することができる。ただし、州の議会は、連邦成立時にニューファンドランドにおいてある者の集団が有していた宗派学校、普通（混合）学校又は宗派大学に関する権利又は特権に不利な影響を及ぼす法律を制定する権限を有さず、また、教育のために提供されるニューファンドランド州の公の基金から次のように支出するものとする。

- (a) これらすべての学校は、州の議会の権限に基づき運営するすべての学校に対し州の議会が時宜に応じて公平な基礎で定める基準に従い、公の基金の割当分を受けるものとする。
- (b) これらすべての大学は、州の議会の権限に基づき運営するすべての大学のために時宜に応じて議決した補助金の割当分を受けるとし、その補助金は、公平な基礎で定める基準に従い配分されるものとする。

(2) この条件の第 1 項のために、ニューファンドランドのペンテコステ派会議は、その他の集団が連邦成立時にニューファンドランドにおいて法律により有していた宗派学校及び宗派大学に関する権利及び特権と同一のものを有するものとし、この条件の第 1 項第 a 号中「これらすべての学校」との文言及びこの条件の第 1 項第 b 号中「これらすべての大学」との文言は、それぞれニューファンドランドのペンテコステ派会議の学校及び大学と読み替えるものとする。」

ニューファンドランドとカナダの連邦条件（「ニューファンドランド法」（ジョージ 6 世治世第 12 年 - 第 13 年法律第 22 号（連合王国）により確認）の第 17 条は、ニューファンドランドのための代替規定を定め、制定当時の条文は、次のとおりである。

「第 17 条 「1867 年憲法」第 93 条に代わり、ニューファンドランド州に関して、次の条件を適用する。

ニューファンドランド州において、その州のために、州の議会は、教育に関し専属的に法律を制定することができる。ただし、州の議会は、連邦成立時にニューファンドランドにおいてある者の集団が有していた宗派学校、普通（混合）学校又は宗派大学に関する権利又は特権に不利な影響を及ぼす法律を制定する権限を有さず、また、教育のために提供されるニューファンドランド州の公の基金から次のように支出するものとする。

- (a) これらすべての学校は、州の議会の権限に基づき運営するすべての学校に対し州の議会が時宜に応じて公平な基礎で定める基準に従い、公の基金の割当分を受けるものとする。
- (b) これらすべての大学は、州の議会の権限に基づき運営するすべての大学のために時宜に応じて議決した補助金の割当分を受けるとし、その補助金は、公平な基礎で定める基準に従い配分されるものとする。」

「1982 年憲法」第 23 条、第 29 条及び第 59 条も参照のこと。第 23 条は、少数言語教育権を規定し、第 59 条は、これらの権利がケベックにおける施行に関する猶予を認める。第 29 条は、「権利及び自由に関するカナダ憲章」のいかなる規定も、宗派学校、宗教学校又は非国教派の学校に関し、カナダ憲法により又はそれに基づき保障された権利若しくは特権を廃止し、又はそれらを減少するものではないと規定している。

⁵¹「1997 年憲法改正（ケベック）」により追加。命令集 97-141 参照

とはしないものとする。ただし、この統一のための規定を設けるカナダの議会の法律は、州の議会により法律として採択され制定されない限り、その州において効力を有しないものとする。

老齢年金

第 94A 条（老齢年金及び追加給付に関する立法）

カナダの議会は、老齢年金並びに年令を問わない遺族給付及び障害者給付を含む追加給付に関する法律を制定することができるものとする。ただし、このような法律は、その事項に関する州の議会の目下の若しくは将来の法律の効力に影響を及ぼさない⁵²。

農業及び移民

第 95 条（農業等に関し共存する立法権限）

それぞれの州において、州の議会は、その州における農業及びその州への移民に関する法律を制定することができ、カナダの議会は、州のすべて又はその一部における農業及び州のすべて又はその一部への移民に関する法律を時宜に応じて制定することをここに宣言し、農業又は移民に関する州の議会の法律は、カナダの議会の法律に違反しない限り、その州においてその州のために効力を有するものとする。

第 7 章 司法

第 96 条（裁判官の任命）

総督は、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックにおける検認裁判所を除き、それぞれの州における高等裁判所、地方裁判所及び県裁判所の裁判官を任命する。

第 97 条（オンタリオ等の裁判官の選任）

オンタリオ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックにおける財産権及び市民権に関する法律が統一されるまでは、総督により任命されるこれらの州の裁判所の裁判官は、それぞれの州の弁護士会から選任されるものとする。

第 98 条（ケベックの裁判官の選任）

ケベックの裁判所の裁判官は、ケベック州の弁護士会から選任されるものとする。

第 99 条

(1)（裁判官の職の任期）

⁵²「1964年憲法」(エリザベス2世女王治世第12年-第13年法律第73号(連合王国))により追加。当初「1951年英領北アメリカ法」(ジョージ6世治世第14年-第15年法律第32号(連合王国))により制定され「1982年憲法」により削除された第94A条の規定は、次のとおりである。

「第94A条 カナダの議会は、カナダにおける老齢年金に関する法律を時宜に応じて制定することができることをここに宣言する。ただし、老齢年金に関しカナダの議会が制定した法律は、老齢年金に関する州の議会の目下の若しくは将来の法律の効力に影響を及ぼさない。」

この条の第2項に従うことを条件に、上級裁判所の裁判官は、非行のない限り、その職を保有するものとし、元老院及び庶民院の罷免要求に基づき、総督により罷免されることができる。

(2) (満75歳の任期満了)

上級裁判所の裁判官は、この条の施行の前か又は後に任命されたかにかかわらず、満75歳に達した日、又はすでに満75歳に達している場合は、この条の施行日に職を辞するものとする⁵³。

第100条 (裁判官の給与等)

高等裁判所、地方裁判所及び県裁判所の裁判官(ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックにおける検認裁判所を除く)並びに一時的に給与を支給される場合の海事裁判所の裁判官の給与、手当及び年金は、カナダの議会によって決定され支給される⁵⁴。

第101条 (一般控訴裁判所等)

カナダの議会は、この法律の規定にかかわらず、一般控訴裁判所の設置、維持及び管理のための規定並びにカナダの法の円滑な運営のためにその他の裁判所を設置するための規定を時宜に応じて設けることができる⁵⁵。

第8章 歳入、債務、資産、課税

第102条 (統合歳入基金の設立)

連邦成立の前及び成立時に、カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの州の議会がそれぞれ支出権限を有していた税及び歳入は、この法律によりそれぞれの議会に留保された部分、又はこの法律により州に付与された特別な権限に基づき州が徴収する部分を除き、この法律が規定する方法により、それが定める義務に従って、カナダの公共サービスのために支出する一つの統合歳入基金を構成するものとする。

第103条 (徴収の費用等)

統合歳入基金は、その徴収、管理及び受領に関する費用、負担及び支出金を恒久的に負担するものとし、それらは、統合歳入基金の第1番目の負担を構成するものとし、カナダの議会が別に定めるまでは、枢密院における総督が命じる方法により精査され監査される。

第104条 (州の公債の利息)

連邦成立時におけるカナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックのそれぞれの州公債の年利息は、統合歳入基金の第2番目の負担を構成するものとする。

第105条 (総督の給与)

⁵³ 1960年憲法法(エリザベス2世女王治世第9年法律第2号(連合王国))により削除され再規定され、1961年3月1日に施行された。もとの条文は、次のとおりである。

「第99条 上級裁判所の裁判官は、善行の間、その職を保有するものとし、元老院及び庶民院の罷免要求に基づき、総督により罷免されることができる。」

⁵⁴ 現在は、「裁判官法」(改訂カナダ法典1985年法律第J-1号)が定める。

⁵⁵ 「最高裁判所法」(改訂カナダ法典1985年法律第S-26号)、「連邦裁判所法」(改訂カナダ法典1985年法律第F-7号)及び「カナダ租税裁判所法」(改訂カナダ法典1985年法律第T-2号)を参照のこと。

カナダの議会が改正するまでは、総督の給与は、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国のスターリング貨幣で1万ポンドとし、統合歳入基金から支出され、統合歳入基金の第3番目の負担を構成するものとする⁵⁶。

第106条（時宜に応じた支出）

この法律により統合歳入基金が負担すべき一定の支出に従うことを条件に、カナダの議会は、公共サービスのために支出を行うものとする。

第107条（株式等の移転）

連邦成立時にそれぞれの州が保有していたすべての株式、現金、銀行預金及び金銭証券は、この法律に掲げるものを除き、カナダの財産とし、連邦成立時のそれぞれの州の債務額の減少に充てられるものとする。

第108条（別表の財産の移転）

この法律の別表第3に掲げるそれぞれの州の公共の事業及び財産は、カナダの財産とする。

第109条（土地、鉱山等の財産）

連邦成立時にカナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックのそれぞれの州に属していたすべての土地、鉱山、鉱物及び鉱区使用料並びにこれらの土地、鉱山、鉱物及び鉱区使用料のために支払われるべき又は支払い可能な総額は、それらに関して存在する信託関係及びそれらに関する州以外の利益に従うことを条件に、それらが存在又は産出するオンタリオ、ケベック、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックのそれぞれの州に属するものとする⁵⁷。

第110条（州の公債に関連する資産）

それぞれの州が引き受けた州の公債の割り当てとして関連付けられたすべての資産は、その州に属するものとする。

第111条（州の公債に関するカナダの責任）

カナダは、連邦成立時に存在するそれぞれの州の公債及び債務について責任を負うものとする。

第112条（オンタリオ及びケベックの公債）

オンタリオ及びケベックは、連邦成立時にカナダ州の公債6250万ドルを超える額について（その額がある場合は）、カナダに対して連帯して責任を負い、それについて年5%の利率で利息を負担するものとする。

⁵⁶ 現在は、「総督法」（改訂カナダ法典1985年法律第G-9号）が定める。

⁵⁷ マニトバ、アルバータ及びサスカチュワンは、「1930年憲法」（ジョージ5世治世第20年-第21年法律第26号）により、当初の州と同一の地位を付与された。

ブリティッシュ・コロンビアに関して、これらの事項は、「ブリティッシュ・コロンビア連邦条件」及び「1930年憲法」で扱われた。

ニューファンドランドも同様に、「ニューファンドランド法」（ジョージ6世治世第12年-第13年法律第22号（連合王国））により、同一の地位を付与された。

プリンス・エドワード・アイランドに関しては、「プリンス・エドワード・アイランド連邦条件」の別表を参照のこと。

第 113 条（オンタリオ及びケベックの財産）

この法律の別表第 4 に掲げられ連邦成立時にカナダ州に属する財産は、オンタリオ及びケベックの共有財産とする。

第 114 条（ノヴァ・スコシアの公債）

ノヴァ・スコシアは、連邦成立時に公債のうち 800 万ドルを超える額について（その額がある場合は）、カナダに対して責任を負い、それについて年 5% の利率で利息を負担するものとする⁵⁸。

第 115 条（ニュー・ブランズウィックの公債）

ニュー・ブランズウィックは、連邦成立時に公債のうち 700 万ドルを超える額について（その額がある場合は）、カナダに対して責任を負い、それについて年 5% の利率で利息を負担するものとする。

第 116 条（ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックに対する利息の支払）

連邦成立時にノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの公債が、それぞれ 800 万ドル及び 700 万ドルに達しない場合は、これらの額とそれらの公債の実際との差額について、年 5% の利率で利息を半年毎の支払いにより、カナダの政府から前もってそれぞれ受けるものとする。

第 117 条（州の公用財産）

国の要塞化又は国防のために必要な土地又は公用財産に対するカナダの権利に従うことを条件に、それぞれの州は、この法律において別に処分される場合を除き、その州のすべての公用財産を保持するものとする。

第 118 条 削除⁵⁹

⁵⁸ 本条、第 115 条及び第 116 条により課せられる義務並びに他の州の創設又は加入を認める法令に基づく義務は、カナダの議会の立法に移され、現在は、「州助成金法」（改訂カナダ法典 1985 年法律第 P-26 号）において規定されている。

⁵⁹ 「1950 年制定法改訂法」（ジョージ 6 世治世第 14 年法律第 6 号（連合王国））により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「**第 118 条** 州の政府及び議会を支援するために、カナダより次の金額がそれぞれの州に支払われるものとする。

オンタリオ	8 万ドル
ケベック	7 万ドル
ノヴァ・スコシア	6 万ドル
ニュー・ブランズウィック	5 万ドル
計	26 万ドル

さらに、それぞれの州を支援するために、1861 年の人口調査で確定された人口の一人当たり 80 セントに相当する補助金が毎年支払われ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックについては、2 つの州のそれぞれの人口が 40 万人に達するまでは、今後の 10 年ごとの人口調査によって確定され、それに達した後は、40 万人の比率による補助金を継続するものとする。この補助金は、カナダに対する将来のすべての要求の完全な解決のためのものであり、それぞれの州に半年ごとに前もって支払われる。ただし、カナダの政府は、州に対して、この法律に明記された金額を超える州の公債にかかるすべての利息をその補助金から控除するものとする。」

本条は、次のように規定する「1907 年憲法」（エドワード 7 世治世第 7 年法律第 11 号（連合王国））により、削除された。

「**第 1 条**(1) この法律の施行の際に自治領の州であるすべての州に対し、その地方の目的並びに政府及び議会を支援するために、カナダより次の補助金を毎年交付するものとする。

第 119 条（ニュー・ブランズウィックへの追加補助金）

ニュー・ブランズウィックは、連邦成立から 10 年間、年 6 万 3000 ドルの追加の割当金を、半年毎の支出により、前もってカナダから受け取るものとし、その州の公債が 700 万ドル未満にとどまる間は、その不足分に対し年 5% の利率による利息に等しい差引額が 6 万 3000 ドルの割当金から控除されるものとする⁶⁰。

第 120 条（支出の形式）

この法律に基づく支出又はカナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックのそれぞれの州の法律に基づいて生じた債務でカナダによって引き受けられたものの履行のための支出は、すべて、カナダの議会が別に指示するまでは、枢密院における総督が時宜に応じて命じる形式及び方法により行われるものとする。

(a) 定額補助金

- 州の人口が 15 万未満のときは、10 万ドル
- 州の人口が 15 万以上 20 万未満のときは、15 万ドル
- 州の人口が 20 万以上 40 万未満のときは、18 万ドル
- 州の人口が 40 万以上 80 万未満のときは、19 万ドル
- 州の人口が 80 万以上 150 万未満のときは、22 万ドル
- 州の人口が 150 万以上のときは、24 万ドル

(b) ブリティッシュ・コロンビア及びプリンス・エドワード・アイランドに関するこの法律の特別の規定に従うことを条件に、人口 250 万未満までは、州の人口の一人当たり 80 セントの比率により、250 万以上は、州の人口の一人当たり 60 セントの比率による補助金

(2) ブリティッシュ・コロンビアに対しては、この法律の施行後 10 年間、毎年 10 万ドルの追加補助金を交付するものとする。

(3) 州の人口は、マニトバ、アルバータ及びサスカチュワンの各州については、直近の 5 年ごとの人口調査又はこれらの州を設立した法律若しくはその目的のための規定を有するカナダの議会のその他の法律に基づき行われる法的な人口推計により、その他の州の場合は、当分の間、直近の 10 年ごとの人口調査により、時宜に応じて確認されるものとする。

(4) この法律に基づき支出可能な補助金は、各州に対し、半年ごとに前もって支出される。

(5) この法律に基づき支出可能な補助金は、「1867 年憲法」第 118 条の規定、州を設立する枢密院令の規定又はこのような補助金若しくは助成金を支出するための指示を含むカナダの議会の法律の規定に基づき、この法律の施行時に同様の目的のために、自治領の州に支出可能な補助金又は助成金（以下、この法律において「現に存する補助金」という。）に代わるものとし、これらの規定は、その効力を失うものとする。

(6) カナダの政府は、この法律に基づき州に対し支出可能な補助金の場合についても、現に存する補助金における場合と同様に、公債の利息のために州に負担させる金額を控除する権限を有するものとする。

(7) この法律の規定は、この法律に基づき代替となる現に存する補助金以外の補助金で、州に支出可能な補助金をその州に支出するカナダの政府の義務に、影響を及ぼすものではない。

(8) ブリティッシュ・コロンビア及びプリンス・エドワード・アイランドについては、この法律に基づき人口一人当たりを基礎にその州に支払い可能な補助金のために支払われる金額は、この法律の施行時に支払い可能で対応する補助金の金額を常に下回ってはならず、10 年ごとの人口調査でその州の人口がその前の人口調査よりも減少したことが判明したときは、人口の減少にかかわらず、その補助金のために支出される金額は、その時支出可能であった金額を減額されることはない。」

「州助成金法」（改訂カナダ法典 1985 年法律第 P-26 号）及び「連邦州間財政配分・連邦中等後教育・健康分担金法」（改訂カナダ法典 1985 年法律第 F-8 号）を参照のこと。

「1982 年憲法」第 3 章も参照のこと。同章は、機会均等、経済開発及び基本的公共サービスの提供に関する議会及び州の議会の責務並びに平衡交付金支出の原則に対するカナダの議会及びカナダの政府の責務を掲げる。

⁶⁰ 失効

第 121 条 (カナダの生産等)

いずれかの州の栽培、生産又は製造によるすべての物品は、連邦成立の後には、その他の州へのいずれへも自由に移入されるものとする。

第 122 条 (関税及び物品税に関する法律の継続)

関税及び物品税に関するそれぞれの州の法律は、この法律の規定に従うことを条件に、カナダの議会が変更するまでは、その効力を継続するものとする⁶¹。

第 123 条 (2 州間の輸出入)

連邦成立時に、2 つの州における物品、製品又は商品に関税を課することができる場合は、それらの物品、製品又は商品は、連邦成立後は、輸出する州において課すことのできる関税の支払証明により、かつ輸入する州において課すことのできる関税の追加金額（その額がある場合）の支払いにより、一つの州から他の州に輸入することができるものとする⁶²。

第 124 条 (ニュー・ブランズウィックの材木税)

この法律は、改訂ニュー・ブランズウィック法典第 3 編法律第 15 号に規定する材木税、又は連邦成立の前後にかかわらずこの法律を改正し材木税の額を加重させることのない法律において規定する材木税を課すことのできるニュー・ブランズウィックの権限に影響を及ぼすものではない。ただし、ニュー・ブランズウィック以外の州の材木は、この材木税を課されないものとする⁶³。

第 125 条 (公有地等の除外)

カナダ又は州に帰属する土地又は財産は、課税されない。

第 126 条 (州の統合歳入基金)

連邦成立の前に、カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの州の議会がそれぞれ支出権限を有していた税及び歳入のこの法律によりそれぞれの政府又は議会に留保された部分、及びこの法律により州に付与された特別な権限に基づき州が徴収するすべての税及び歳入の部分は、それぞれの州において、その州の公共サービスのために支出する一つの統合歳入基金を構成するものとする。

第 9 章 雑則**総則****第 127 条 削除**⁶⁴

⁶¹ 失効。現在は、「関税法」(改訂カナダ法典 1985 年法律第 1 号 (第 2 次追補版))、「関税表」(カナダ法典 1997 年法律第 36 号)、「物品法」(改訂カナダ法典 1985 年法律第 E-14 号)、「2001 年物品法」(カナダ法典 2002 年法律第 22 号) 及び「物品税法」(改訂カナダ法典 1985 年法律第 E-15 号) がそれぞれ規定している。

⁶² 失効

⁶³ これらの税金は、1873 年にヴィクトリア女王治世第 36 年法律第 16 号 (ニュー・ブランズウィック) によって廃止された。「材木等に課される輸出税に関する法律」(ヴィクトリア女王治世第 36 年法律第 41 号 (カナダ)) 及び「州助成金法」(改訂カナダ法典 1985 年法律第 P-26 号) 第 2 条も参照のこと。

⁶⁴ 「1893 年制定法改訂法」(ヴィクトリア女王治世第 56 年 - 第 57 年法律第 14 号 (連合王国)) により削

第 128 条（忠誠の宣誓）

カナダの元老院又は庶民院の議員は、その就任に先立ち、総督又は総督の委任を受けた者の面前で、また、州の立法院又は立法議院の議員は、その就任に先立ち、その州の副総督又は副総督の委任を受けた者の面前で、それぞれ、この法律の別表第 5 に掲げる忠誠の宣誓を行い、それに署名するものとし、カナダの元老院及びケベックの立法評議会の議員は、その就任に先立ち、総督又は総督の委任を受けた者の面前で、それぞれ、この法律の別表第 5 に掲げる資格の宣誓を行い、それに署名するものとする。

第 129 条（既存の法律、裁判所、公務員の存続）

この法律で別に定める場合を除き、連邦成立時に、カナダ、ノヴァ・スコシア又はニュー・ブランズウィックにおいて効力を有するすべての法律、並びに、連邦成立時に存在する民事及び刑事の裁判権を有するすべての裁判所、権限及び権能を有するすべての法的な委員会、及び司法、行政及び政府のすべての職員は、連邦が成立しなかった場合と同様に、カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックにおいて、存続するものとする。ただし（グレート・ブリテン議会又はグレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会の法律により、又はこれに基づき制定されたものに関する場合を除き）、この法律に基づくカナダの議会又はそれぞれの議会の権能に従い、カナダの議会又はそれぞれの州の議会により、削除、廃止又は改正することを妨げない⁶⁵。

第 130 条（州の職員のカナダへの転籍）

カナダの議会が別に定めるまでは、この法律により州の議会に専属的に付与された事項の部類の範囲内にあるもの以外の事項を履行する義務を負う州の職員は、すべて、カナダの職員となり、連邦が成立しなかった場合と同様の義務、責任及び罰則の下で、それぞれの職の義務を果たすことを継続するものとする⁶⁶。

第 131 条（新たな職員の任命）

カナダの議会が別に定めるまでは、枢密院における総督は、時宜に応じて、この法律の効果的な執行のために枢密院における総督が必要又は適当と考える職員を任命することができる。

第 132 条（条約上の義務）

カナダの議会及び政府は、大英帝国と外国との間の条約に基づき、外国に対する大英帝

除。もとの条文は、次のとおりである。

「**第 127 条** この法律の可決の際にカナダ、ノヴァ・スコシア又はニュー・ブランズウィックの立法評議会の議員である者が、元老院の議席を提示され、その後 30 日以内に、カナダ州の総督又はノヴァ・スコシア若しくはニュー・ブランズウィックの副総督宛の自筆の書面により、それを受諾しない場合は、その議席を辞退したものとみなし、この法律の可決の際にノヴァ・スコシア又はニュー・ブランズウィックの立法評議会の議員である者が、元老院の議席を受諾する場合は、それぞれの立法評議会におけるその者の議席は空席となる。」

⁶⁵ 連合王国の法令により、又はこれに基づき制定された法律に関する改正又は廃止に対する制限は、一定の憲法的な文書に関する場合を除き、「1931 年ウェストミンスター法」（ジョージ 5 世治世第 22 年法律第 4 号（連合王国））により、除去された。カナダ憲法を構成する法令の改正に関する包括的な手続は、「1982 年憲法法」（1982 年法律第 11 号（連合王国））第 5 章が規定する。

⁶⁶ 失効

国の一部として負うべきカナダ又は州の義務を履行するために必要又は適当なすべての権限を有するものとする。

第 133 条（英語及び仏語の使用）

英語又は仏語は、カナダの議会の議院及びケベックの議会の議院の討論において使用することができ、両語とも、それぞれの議院の会議録及び議事公報において用いられなければならない。これらの言語のいずれも、この法律に基づき設立されたカナダの裁判所及びケベックの裁判所における弁論又は手続において、又はそれらが発する文書において、使用することができる。

カナダの議会及びケベックの議会の法律は、これら両語で印刷され公刊されるものとする⁶⁷。

オンタリオ及びケベック

第 134 条（オンタリオ及びケベックの行政府の職員の任命）

オンタリオ又はケベックの議会が別に定めるまでは、オンタリオ及びケベックの副総督は、それぞれの州の印章を押印した詔書により、副総督が望む間その職に就くよう次の職、すなわち法務総裁、州大臣兼記録長官、州財務長官、王領地長官、農業公共事業長官及びケベック州ではこれに法務次長を加えた職を任命することができ、また、枢密院における副総督の命令により、これらの職員、これらの職員が主宰又は所属する省及びその省の職員及び事務員の義務を時宜に応じて定めることができ、さらに、副総督が望む間その職に就くようその他の付属的職員を任命し、付属的職員、付属的職員が主宰又は所属する省及びその省の職員及び事務員の義務を時宜に応じて定めることができる⁶⁸。

第 135 条（行政府の職員の権力、義務等）

オンタリオ又はケベックの議会が別に定めるまでは、この法律の可決の際に、この法律に反しないアッパー・カナダ、ロワー・カナダ又はカナダの法律、法令又は布告により、法務総裁、法務次長、カナダ州大臣兼記録長官、州財務長官、王領地長官、農業公共事業長官に付与されるか又は課せられていた権利、権力、義務、権限、責任又は権能は、それ

⁶⁷ 同様の規定は、「1870年マニトバ法」（ヴィクトリア女王治世第33年法律第3号（カナダ））（1871年憲法法により確認）第23条により、マニトバのために制定された。第23条は、次のとおりである。

「第23条 英語又は仏語は、マニトバの議会の議院の討論において使用することができ、両語とも、それぞれの議院の会議録及び議事公報において用いられなければならない。これらの言語のいずれも、1867年英領北アメリカ法に基づき設立されたカナダの裁判所及びマニトバ州の裁判所における弁論又は手続において、又はそれらが発する文書において、使用することができる。マニトバの議会の法律は、これら両語で印刷され公刊されるものとする。」

「1982年憲法法」第17条から第19条は、「1867年憲法法」に基づき設立された議会及び裁判所に関する第133条の言語権を再述し、ニュー・ブランズウィックの議会及び同州の裁判所に関する言語権も保障する。

「1982年憲法法」第16条並びに第20条、第21条及び第23条は、英語及び仏語に関する追加的言語権を認める。第22条は、英語及び仏語以外の言語の言語権及び特権を保護している。

⁶⁸ 失効。現在、オンタリオにおいては、「行政評議会法」（改訂オンタリオ法典1990年法律第E-25号）が規定し、ケベックでは、「行政権限法」（改訂ケベック法典1977年法律第E-18号）が規定する。

と同一の職又はその一部を行うために副総督により任命される職員に付与されるか又は課せられるものとし、農業公共事業長官は、この法律の可決の際にカナダ州の法律により課されていた農業大臣の義務及び権限を、公共事業長官の義務及び権限とともに行使するものとする⁶⁹。

第 136 条（印章）

枢密院における総督が改めるまでは、オンタリオ及びケベックの印章は、カナダ州として連邦となる前に、アッパー・カナダ及びロワー・カナダでそれぞれ使用されていたものと同一の印章又は同一の意匠によるものとする。

第 137 条（暫定法の解釈）

連邦成立の前に無効とはならないカナダ州の暫定法において用いられている「その時から州の議会の次の会期の終わりまで」との文言又は同様の効果を有する文言は、その法律の対象事項がこの法律によって定められたカナダの議会の権限の範囲内にある場合に、カナダの議会の次の会期に延長され適用されるものと解釈され、その法律の対象事項がこの法律によって定められたオンタリオ及びケベックの議会の権限の範囲内にある場合に、それぞれオンタリオ及びケベックの議会の次の会期に延長され適用されるものと解釈される。

第 138 条（名称の誤りに関する規定）

連邦成立以降は、証書、令状、召喚令状、訴答、文書、事項又は事物において、「オンタリオ」の代わりに「アッパー・カナダ」、又は「ケベック」の代わりに「ロワー・カナダ」の文言を使用しても、無効とはならない。

第 139 条（連邦成立後に施行される連邦成立前の布告の発布に関する規定）

連邦成立後のある時点で効力を有するよう連邦成立の前に発せられたカナダ州の印章が押された布告で、カナダ州又はアッパー・カナダ若しくはロワー・カナダに関係するもの並びにその布告で宣言されている事項及び事物は、連邦が成立しなかった場合と同様の効力及び効果を引き続き有するものとする⁷⁰。

第 140 条（連邦成立後の布告に関する規定）

カナダ州の議会の法律により承認された布告で、カナダ州又はアッパー・カナダ若しくはロワー・カナダに関係し、連邦成立の前に発せられなかったものは、その対象事項に必要ながあれば、オンタリオ又はケベックの副総督がそれぞれの州の印章を押して発することができ、その布告が発せられた後は、その布告並びにその布告で宣言されている事項及び事物は、オンタリオ又はケベックにおいて、連邦が成立しなかった場合と同様の効力及び効果を引き続き有するものとする⁷¹。

第 141 条（刑務所）

カナダ州の刑務所は、カナダの議会が別に定めるまでは、オンタリオ及びケベックの刑務所として存続するものとする⁷²。

⁶⁹ おそらく失効

⁷⁰ おそらく失効

⁷¹ おそらく失効

⁷² 失効。刑務所は、現在、「更生及び条件付釈放法」（カナダ法典 1992 年法律第 20 号）が規定する。

第 142 条（金銭債務等に関する調停）

アッパー・カナダ及びロワー・カナダの金銭債務、債権、債務、財産及び資産の分割及び調整は、オンタリオ政府が選任する 1 名、ケベック政府が選任する 1 名及びカナダ政府が選任する 1 名の合計 3 名の調停人の調停に付されるものとし、調停人の選任は、カナダの議会並びにオンタリオ及びケベックの議会が集会するまでは、行ってはならず、カナダ政府が選任する調停人は、オンタリオ又はケベックの居住者であってはならない⁷³。

第 143 条（記録の分割）

枢密院における総督は、時宜に応じて、相当と考えるカナダ州の記録、書籍及び文書をオンタリオ又はケベックに割り当て引き渡すことを命ずることができ、その後、それらは、その州の財産となる。その謄本又は抄本は、その原本を保管する職員により正式に認証されると、公証力を認められるものとする⁷⁴。

第 144 条（ケベックの町区の構成）

ケベックの副総督は、時宜に応じて、州の印章が押されその発効日が指定された布告により、町区が未だ設立されていないケベック州の部分に町区を設立し、その土地境界を定めることができる。

第 10 章 植民地間鉄道**第 145 条** 削除⁷⁵**第 11 章 他の植民地の加入****第 146 条**（ニューファンドランド等の連邦加入を認める権限）

女王が、女王陛下の枢密院の助言により、カナダの議会の議院の要請及びニューファンドランド、プリンス・エドワード・アイランド及びブリティッシュ・コロンビアの植民地又は州のそれぞれの議会の議院の要請に基づき、これらの植民地若しくは州又はそのいずれかを連邦に加入させること、並びにカナダの議会の議院の要請に基づき、ルパート・ランド及び北西地又はそのいずれかを連邦に加入させることは、この法律に規定に従い、その要請において表明されかつ女王が承認するのに相当と考える文言及び条件の下で、適法

⁷³ 失効。1902-03 年公会計の xi ページ及び xii ページを参照のこと。

⁷⁴ おそらく失効。1868 年 1 月 24 日にこの条に基づき 2 件の命令が発せられた。

⁷⁵ 「1893 年制定法改訂法」（ヴィクトリア女王治世第 56 年 - 第 57 年法律第 14 号（連合王国））により削除。もとの条文は、次のとおりである。

「第 10 章 植民地間鉄道

第 145 条 カナダ、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの各州が、植民地間鉄道の建設が英領北アメリカ連邦の強化に不可欠であるとの宣言を共同で行い、かつノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックがそれに同意を与え、カナダ政府による速やかな建設のための規定が制定されるべきことについて合意する場合は、その合意に効力を与えるために、連邦成立後 6 か月以内に、セント・ローレンス川とノヴァ・スコシアのハリファックスを結ぶ鉄道の開業のための規定並びに中断することなき建設及び実行可能な速さでの完成のための規定を定めることは、カナダの政府及び議会の義務とする。」

であり、その目的のための枢密院令の規定は、それがグレート・ブリテン及びアイルランド連合王国議会によって制定された場合と同様の効力を有する⁷⁶。

第 147 条（元老院におけるニューファンドランド及びプリンス・エドワード・アイランドの代表に関する規定）

ニューファンドランド及びプリンス・エドワード・アイランド又はそのいずれかの加入の場合に、それぞれは、カナダの元老院に 4 名の議員の代表を送る権利を有し、ニューファンドランドの加入の場合は（この法律の規定にかかわらず）、元老院議員の通常の定数を 76 名とし、その最高限度数を 82 名とする。ただし、プリンス・エドワード・アイランドの加入が認められた場合は、プリンス・エドワード・アイランドは、元老院の構成に関し、この法律によりカナダを区分けした第 3 区分に含まれるものとみなされ、従って、プリンス・エドワード・アイランドの加入の後は、ニューファンドランドの加入が認められているかどうかにかかわらず、元老院におけるノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの代表は、空席が生じるたびに、12 名から 10 名に減員されなければならない。この法律の規定に従い女王の指示に基づき 3 名又は 6 名の追加の元老院議員が任命される場合を除き、常に、10 名を超えてはならない⁷⁷。

別表

別表第 1 ⁷⁸

オンタリオの選挙区

A. 既存の選挙区

郡

1. プレスコット
2. グレンガリ
3. ストアモント
4. ダンダス
5. ラッセル
6. カールトン
7. プリンス・エドワード
8. ハルトン
9. エセックス

⁷⁶ この条で言及されたすべての領地は、現在、カナダの一部となっている。前掲第 5 条の脚注を参照のこと。

⁷⁷ 失効。前掲第 21 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条及び第 28 条の脚注を参照のこと。

⁷⁸ 失効。「代表法」（改訂オンタリオ法典 1990 年法律第 R-26 号）

郡の選挙区

10. ラナーク北選挙区
11. ラナーク南選挙区
12. リーズ北選挙区及びグレンビル北選挙区
13. リーズ南選挙区
14. グレンビル南選挙区
15. ノーサンバーランド東選挙区
16. ノーサンバーランド西選挙区（サウス・モナハン町区を除く）
17. ダーラム東選挙区
18. ダーラム西選挙区
19. オンタリオ北選挙区
20. オンタリオ南選挙区
21. ヨーク東選挙区
22. ヨーク西選挙区
23. ヨーク北選挙区
24. ウェントワース北選挙区
25. ウェントワース南選挙区
26. エルジン東選挙区
27. エルジン西選挙区
28. ウォータールー北選挙区
29. ウォータールー南選挙区
30. ブラント北選挙区
31. ブラント南選挙区
32. オックスフォード北選挙区
33. オックスフォード南選挙区
34. ミドルセックス東選挙区

市、市の一部及び町

35. ウェスト・トロント
36. イースト・トロント
37. ハミルトン
38. オタワ
39. キングストン
40. ロンドン
41. ブロックビル町、同町に接続するエリザベス町区を加える。
42. ナイアガラ町、同町に接続するナイアガラ町区を加える。
43. コーンウォール町、同町に接続するコーンウォール町区を加える。

B. 新たな選挙区

44. アルゴマ暫定裁判所管轄地区

ブルース県を2つの選挙区に分け、それぞれ、北選挙区及び南選挙区と呼び、次のように定める。

45. ブルース北選挙区は、ベリー、リンジイ、イーストナー、アルバマール、アマール、アラン、ブルース、エルダズリー及びソウギーンの各町区並びにサザンプトン村から成る。

46. ブルース南選挙区は、キンカーディン（キンカーディン村を含む）、グリーンノック、ブラント、ヒューロン、キンロス、クルロス及びカーリックの各町区から成る。

ヒューロン県を2つの選挙区に分け、それぞれ、北選挙区及び南選挙区と呼び、次のように定める。

47. 北選挙区は、クリントン村を含め、アッシュフィールド、ワワノシュ、ターンベリー、ホーウィック、モリス、グレイ、コルボーン、ヒューレット及びマッキロップの各町区から成る。

48. 南選挙区は、ゴデリッチ町及びゴデリッチ、タッカーミス、スタンレー、ハイ、ウスボーン並びにスティーブンの各町区から成る。

ミドルセックス県を3つの選挙区に分け、それぞれ、北選挙区、西選挙区及び東選挙区と呼び、次のように定める。

49. 北選挙区は、マッギリブレイ及びビドゥルーフ（ヒューロン県より編入）、ウィリアムズ・イースト、ウィリアムズ・ウェスト、アデレード並びにロボの各町区から成る。

50. 西選挙区は、デラウェア、カラドック、メトカルフェ、モサ及びエクフリッドの各町区並びにストラスロイ村から成る。

[東選挙区は、現在そこに含まれ、現時点でそこにあるように区画された町区から成る。]

51. ラムトン県は、ボサンケット、ワーウィック、プリプトン、サルニア、ムーア、エニスレン及びブルックの各町区並びにサルニア町から成る。

52. ケント県は、チャタム、ドーバー、イースト・ティルバリー、ロムニー、ローリー及びハーウィチの各町区並びにチャタム町から成る。

53. ボスウェル県は、サンブラ、ドーン及びユーフェミア（ラムトン県より編入）の各町区並びにゾーン、ゴアを加えたカムデン、オアフォード及びホワード（ケント県より編入）の各町区から成る。

グレイ県を2つの選挙区に分け、それぞれ、南選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

54. 南選挙区は、ベンティンク、グレネルグ、アルテメシア、オスプリー、ノルマンビー、エグレメント、プロトン及びメラクソンの各町区から成る。

55. 北選挙区は、コーリングウッド、ユーフラシア、ホランド、セント・ビンセント、シドナム、サリバン、ダービー、ケッペル、サラワク及びブルックの各町区並びに

オーウェン・サウンド村から成る。

パース県を2つの選挙区に分け、それぞれ、南選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

56. 北選挙区は、ワレス、エルマ、ローガン、エリス、モーニングトン及びノース・イースロープの各町区並びにストラットフォード町から成る。
57. 南選挙区は、ブランチャード、ダウニー、サウス・イースロープ、フーラトン、ヒバートの各町区並びにミッチェル及びセント・メリーの各村から成る。

ウェリントン県を3つの選挙区に分け、それぞれ、北選挙区、南選挙区及び中央選挙区と呼び、次のように定める。

58. 北選挙区は、アマランス、アーサー、ルーサー、ミントー、メアリボロ、ピールの各町区及びマウント・フォレスト村から成る。
59. 中央選挙区は、ガラフラクサ、エリン、エラモサ、ニコル及びピルキントンの各町区並びにファーガス及びエローラの各村から成る。
60. 南選挙区は、ゲルフ町並びにゲルフ及びパスリンチの各町区から成る。

ノーフォーク県を2つの選挙区に分け、それぞれ、南選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

61. 南選挙区は、シャーロットビル、ホートン、ウォルジンガム及ウッドハウス並びに近接するゴアを含めた各町区から成る。
62. 北選挙区は、ミドルトン、タウンゼント及びウインダムの各町区並びにシムコー町から成る。
63. ホールダイヤモンド県は、オナイダ、セネカ、カユガ・ノース、カユガ・サウス、レイナム、ウォルポール及びダンの各町区から成る。
64. マンク県は、キャンボロ・モールトン及びシェアブルックの各町区並びにダンビル村(ホールダイヤモンド県より編入)、ケイスター及びゲーンズバラの各町区(リンカーン県より編入)、及びベルハム及びウェインフリートの各町区(ウェラント県より編入)から成る。
65. リンカーン県は、クリントン、グランサム、グリムズビー及びラウスの各町区並びにセント・キャサリン町から成る。
66. ウェラント県は、バーティー、クロウランド、ハンバーストーン、スタムフォード、ソロルド及びウイロビーの各町区並びにチペワ、クリフトン、フォート・エリー、ソロルド及びウェラントの各村から成る。
67. ピール県は、チングアコーシー、トロント及びトロント・ゴアの各町区並びにブランプトン及びストリートビルの各村から成る。
68. カードウェル県は、アルビオン及びカレドンの各町区(ピール県より編入)並びにアジャラ及びモノの各町区(シムコー県より編入)から成る。

シムコー県を2つの選挙区に分け、それぞれ、南選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

69. 南選挙区は、ウエスト・グウィリンバリー、テカムセス、イニスフィル、エッサ、

トソロンティオ、ムルマーの各町区及びブラッドフォード村から成る。

70. 北選挙区は、ノッタワサガ、サニーデール、ヴェスプラ、フロス、オロ、メドンテ、オリリア及びマッチェダッシュ、タイニイ及びタイ、バラクラバ及びロビンソンの各町区並びにバリー及びコーリングウッドの各村から成る。

ヴィクトリア県を2つの選挙区に分け、それぞれ、南選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

71. 南選挙区は、オプス、マリポーサ、エミリー、ヴェルラムの各町区及びリンゼイ町から成る。
72. 北選挙区は、アンソン、ベクスリー、カーデン、ダルトン、ディグビー、エルドン、フェネロン、ヒンドン、ラクストン、ルターワース、マコーリー及びドレーパー、ゾンマービル、及びモリソン、マスコカ、マンク及びワット（シムコー県より編入）の各町区並びに北選挙区の北に位置するその他の測量された町区から成る。

ピーターバラ県を2つの選挙区に分け、それぞれ、西選挙区及び東選挙区と呼び、次のように定める。

73. 西選挙区は、サウス・モナハン（ノーサンバーランド県より編入）、ノース・モナハン、スミス及びエニスモアの各町区並びにピーターバラ町から成る。
74. 東選挙区は、アスフォデル、ベルモント及びメシュエン、ドーロ、ダマー、ガルウェイ、ハーベイ、ミンデン、スタンホープ及びディサート、オトナビー、及びスノーデンの各町区、及びアシュバーンハム村、並びに東選挙区の北に位置するその他の測量された町区から成る。

ヘースティングズ県を3つの選挙区に分け、それぞれ、西選挙区、東選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

75. 西選挙区は、ベルヴィル町、シドニー町区及びトレントン村から成る。
76. 東選挙区は、サーロウ、タイエンディナガ及びハンガーフォードの各町区から成る。
77. 北選挙区は、ロードン、ハンティンドン、マドック、エルゼヴィル、チューダー、マルマラ及びレイクの各町区、及びスターリング村、並びに北選挙区の北に位置するその他の測量された町区から成る。
78. レノックス県は、リッチモンド、アドルフファスタウン、ノース・フレデリックスバーグ、サウス・フレデリックスバーグ、アーネスト・タウン、及びアムハースト・アイランドの各町区、並びにナパネー村から成る。
79. アディントン県は、キャムデン、ポートランド、シェフィールド、ヒンチンブルーク、カラダール、ケネベック、オールデン、オーソ、アングルシー、バリー、クラレンドン、パーマストーン、エフィンガム、アビンジャー、ミラー、キャノント、デンビー、ラフバラ及びベッドフォードの各町区から成る。
80. フロントナック県は、キングストーン、ウルフ・アイランド、ピッツバーグ及びハウ・アイランド、及びストリングトンの各町区から成る。

レンフルー県を2つの選挙区に分け、それぞれ、南選挙区及び北選挙区と呼び、次のように定める。

81. 南選挙区は、マクナブ、バゴット、ブリスフィールド、ブルーアム、ホートン、アダムストーン、グラタン、マタウォッチアン、グリフィス、リンドック、ラグラン、ラドクリフ、ブラドネル、セバストポルの各町区並びにアーンプライア及びレンフルーの各村から成る。
82. 北選挙区は、ロス、ブロムリー、ウェストミーズ、スタッフォード、ペンブルック、ウィルバーフォース、アリス、ペタワワ、ブキャナン、サウス・アルゴナ、ノース・アルゴナ、フレイザー、マッケイ、ワイリー、ロルフ、ヘッド、マリア、クララ、ハガティ、シャーウッド、バーンズ、及びリチャーズの各町区、並びに北選挙区の北西に位置するその他の測量された町区から成る。

連邦成立時において、町及び正式に認められた村のすべては、この別表で特に言及する場合を除き、それが地方的に含まれる県又は選挙区の部分として扱われるものとする。

別表第 2

特に指定されたケベックの選挙区

以下の郡

ポンティアック
 ミシスクオイ
 コンプトン
 オタワ
 ブローム
 ウルフ及びリッチモンド
 アルジャントウイユ
 シェフォード
 ハンティンドン
 スタンステッド
 メガンティック
 シャーブルック町

別表第 3

カナダの財産となるべき州の公共の事業及び財産

1. 運河。それに繋がる土地及び水力も含む。
2. 公共港
3. 灯台及び埠頭並びにセーブル島
4. 汽船、浚渫船及び公の船舶

5. 河川及び湖沼の利用
6. 鉄道並びに鉄道株、抵当証券及び鉄道会社が負うべきその他の負債
7. 軍用道路
8. 税関、郵便局及びその他すべての公共建築物。ただし、カナダの政府が、州の議会及び政府の使用のため適当と認めたものを除く。
9. 帝国政府により移管された財産及び軍需財産と呼ばれているもの
10. 兵器庫、軍事訓練場、軍服及び戦争のための弾薬、並びに一般的な公共目的を有さない土地

別表第 4

オンタリオ及びケベックの共有財産とすべき財産

アッパー・カナダ建設基金
精神障害者保護施設
普通学校
エイルマー、モントリオール、カモウラスカの裁判所（ロワー・カナダ）
アッパー・カナダ法曹協会
モントリオール有料道路基金
大学永続基金
王立協会
アッパー・カナダ統合地方債基金
ロワー・カナダ統合地方債基金
アッパー・カナダ農業協会
ケベック火災融資
テミスコウアタ貸付勘定
ケベック有料道路基金
教育－東部
ロワー・カナダ建物及び陪審基金
地方自治体基金
ロワー・カナダ高等教育収益基金

別表第 5

忠誠の宣誓

私、○○は、常に誠実であり、ヴィクトリア女王陛下に真の忠誠を誓う。

(注) グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国の国王又は女王の名前は、当座のものであり、時宜に応じて、その適当な名称に入れ替えるものとする。

資格の宣誓

私、〇〇は、法律によりカナダの元老院（又は場合により他の名称）の議員として任命される正式な資格を有すること、ノヴァ・スコシア州（又は場合により他の名称）において、法律上若しくは衡平法上、自由鋤奉仕保有の土地若しくは不動産の自己による使用及び収益のために自由土地保有権を有し〔又は自由所有地若しくは平民所有地（場合による）の土地若しくは不動産の自己による使用及び収益のために所有若しくは占有し〕それらに関して支払われ、課せられ又は影響を及ぼすすべての地代、賦課金、金銭債務、担保、譲渡抵当及び土地に対する負担を除いて、4,000 ドル以上の価値を有していること、共謀若しくは偽計をもって称号を得たのではなくまたカナダの元老院（又は場合により他の名称）の議員になる目的のためにその土地若しくは不動産又はその一部を所有するに至ったのではないこと、並びに私が所有する不動産及び動産が金銭債務及び責任を除き合計 4,000 ドル以上の価値を有することを宣言し確証する。

別表第 6⁷⁹**非再生天然資源及び森林資源の一次生産物**

1. この法律の第 92A 条の目的のために、非再生天然資源の生産物及び森林資源の生産物とは、それぞれ次の各号のものを言う。

- (a) 非再生天然資源の生産物とは、次のいずれかに該当する一次生産物を言う。
 - (i) 自然の状態から取り出され又はその状態から分離した形態をとるもの
 - (ii) 天然資源を加工又は精製したもので、工業製品又は原油の精製、重質原油の精製、石炭から抽出したガス若しくは液体の精製、若しくは原油と同質の合成油の精製による製品ではないもの
- (b) 森林資源の生産物とは、それが製材用丸太、棒材、用材、木材チップ、おがくず若しくはその他の一次林産品、又は木材パルプから構成されている森林資源の一次生産物をいい、木材を原料とする工業製品でないもの

⁷⁹「1982 年憲法」により制定

1982 年憲法⁸⁰
別表 B
1982 年憲法
CONSTITUTION ACT, 1982
SCHEDULE B
CONSTITUTION ACT, 1982

第 1 章 権利及び自由に関するカナダ憲章

カナダは、至高の神及び法の支配を承認する原則に基づき建国されたことに鑑み、次のとおり定める。

権利及び自由の保障

第 1 条 (カナダにおける権利と自由)

権利及び自由に関するカナダ憲章は、自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を持ち、かつ、法律で定める制限にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利及び自由を保障する。

基本的自由

第 2 条 (基本的自由)

何人も、次の各号に掲げる基本的自由を有する。

- (a) 良心及び信教の自由
- (b) 出版その他のコミュニケーション・メディアの自由を含む思想、信条、意見及び表

⁸⁰「1982 年カナダ法」(1982 年法律第 11 号 (連合王国)) の別表 B として制定され、1982 年 4 月 17 日に施行された。「1982 年カナダ法」の別表 A 及び B 以外の規定は、次のとおりである。

「カナダの元老院及び庶民院の要請に効力を与える法律

カナダが次に掲げる規定に効力を与える連合王国議会の法律の制定を要請し、それに同意し、また、カナダの議会に参集した元老院及び庶民院が女王陛下に対しこの目的のため連合王国議会の法律案を提出せしめられんことを奏請したので、

よって、この議会に参集した上院の聖職貴族議員及び貴族議員並びに庶民院議員の助言と承認により、かつ連合王国議会の権限により、女王陛下は、次のとおり定める。

第 1 条 この法律の別表 B に掲げる「1982 年憲法」は、ここにカナダのために制定され、カナダにおける法律としての効力を有し、及び同法の定めるところにより施行する。

第 2 条 「1982 年憲法」が施行された後に、連合王国議会によって制定されるいかなる法律も、カナダの法律の一部として、カナダに適用されることはない。

第 3 条 別表 B に含まれるものを除いて、この法律の仏語版は、この法律の別表 A に掲げるものとし、カナダにおいては英語版と同等の効力を有するものとする。

第 4 条 この法律は、「1982 年カナダ法」として引用することができる。」

- 現の自由
- (c) 平穩に集会する自由
- (d) 結社の自由

民主的権利

第3条 (市民の民主的権利)

すべてのカナダ市民は、庶民院及び州の立法議院の議員の選挙における選挙権及び被選挙権を有する。

第4条

(1) (立法機関の最大存続期間)

庶民院及び州の立法議院は、その議員の総選挙の詔書の応答のために定められた日から5年を超えて存続しないものとする⁸¹。

(2) (特別な事情における継続)

戦時若しくは準戦時、侵略又は反乱時においては、それぞれ庶民院又は州の立法議院の3分の1を超える議員の反対があるときを除き、庶民院は議会により、州の立法議院は州の議会によって、5年を超えて継続することができる⁸²。

第5条 (立法機関の年次会議)

議会及び各州の議会の集会は、12か月ごとに少なくとも1回とする⁸³。

移転の権利

第6条

(1) (市民の移動)

すべてカナダ市民は、カナダに入国し、滞在し、及び出国する権利を有する。

(2) (移動及び生計を得る権利)

すべてのカナダ市民及びカナダに永住権を有する者は、次に掲げる権利を有する。

(a) いかなる州に移動し、いかなる州においても住居を定める権利

(b) いかなる州においても生計を得ることを追求する権利

(3) (制限)

第2項に掲げる権利は、次の各号に規定する法律又は慣習のあるときには、それに従うものとする。

(a) 現在若しくは過去の住居がいずれの州にあるかを第一次的根拠として人々を差別するものを除く、州で施行されている法律又は一般に適用される慣行

⁸¹「1867年憲法」第50条並びに第85条及び第88条の脚注を参照のこと。

⁸²「1867年憲法」第91条第1部類の部分を置き換えるものであり、第1部類は、この法律の別表第1項目第2欄第3号により削除された。

⁸³「1867年憲法」第20条、第86条及び第88条の脚注を参照のこと。

- (b) 公的に提供される社会サービスの受給資格として合理的な居住要件を定める法律
- (4) (積極的優遇措置計画)

第2項及び第3項の規定は、州の就業率がカナダ全体の就業率より低い場合に、その州において社会的又は経済的に不利な立場にある個人のその州における状態を改善することを目的とする法律、計画又は事業を妨げるものではない。

司法上の権利

第7条 (個人の生命、自由及び身体の安全)

何人も、生命、自由及び身体の安全の権利を有し、司法の基本原則によらなければ、その権利を奪われない。

第8条 (捜索又は押収)

何人も、正当な理由を有しない捜索又は押収を受けることのない権利を有する。

第9条 (拘束又は拘禁)

何人も、恣意的な拘束又は拘禁を受けることのない権利を有する。

第10条 (逮捕又は勾留)

何人も、逮捕又は勾留に際し、次の各号に掲げる権利を有する。

- (a) 直ちにその理由を告げられる権利
- (b) 遅滞なく弁護人に依頼し、指示する権利並びにその権利を告げられる権利
- (c) 拘束の効力は人身保護令状に基づいて決定され、及びその拘束が違法な場合には釈放される権利

第11条 (刑事及び刑罰事件における手続)

犯罪の嫌疑で告発された者は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (a) 不当に遅滞することなく特定の罪名を告げられる権利
- (b) 合理的期間内に裁判を受ける権利
- (c) 犯罪に関し、その訴訟手続において自己に不利益な証人となることを強要されない権利
- (d) 独立かつ公平な裁判所による公正かつ公開の審理において、法に従い有罪の認定が下されるまでは、無罪の推定を受ける権利
- (e) 正当な事由なしに合理的な保釈を拒否されない権利
- (f) 軍事裁判所で審理される軍事法規上の犯罪を除いて、刑罰の上限が5年以上の拘禁刑である場合に、陪審による裁判の利益を受ける権利
- (g) 作為又は不作為の時点で、カナダの法律又は国際法に基づく犯罪を構成し、又は国際社会で認められた法の一般原則により犯罪とされる場合を除いて、いかなる作為又は不作為を理由としても有罪とされることのない権利
- (h) 無罪が最終的に確定した場合に、それに関し重ねてその責任を問われない権利、及び、最終的に有罪とされ、その犯罪に対し刑罰を受けた場合に、重ねてその責任を問われ又は刑罰を課せられることのない権利

(i) その犯罪が有罪とされ、実行時と判決時との間に刑罰の変更があった場合に、その軽いものの適用を受ける権利

第12条 (処遇又は刑罰)

何人も、残虐かつ異常な処遇又は刑罰を受けることのない権利を有する。

第13条 (自己負罪)

訴訟手続において宣誓供述を行う証人は、偽証又は矛盾する証言により訴追を受ける場合を除き、他の訴訟手続において、有罪となるような証言をその証人を有罪とするために用いられることのない権利を有する。

第14条 (通訳)

いかなる訴訟手続においても、その手続で用いられる言語を理解できず若しくは話すことができず、又は聞くことができない訴訟当事者又は証人は、通訳の補助を受ける権利を有する。

平等権

第15条

(1) (法の前及び法の下での平等並びに法の公平な保護及び利益)

すべて個人は、法の前及び法の下に平等であり、とりわけ、人種、民族若しくは種族、皮膚の色、宗教、性別、年齢又は精神的若しくは肉体的障害により差別されることなく、法による公平な保護及び利益を受ける権利を有する。

(2) (積極的優遇措置計画)

第1項の規定は、人種、民族若しくは種族、皮膚の色、宗教、性別、年齢又は精神的若しくは肉体的障害の理由で不利な境遇にある人々を含む恵まれない個人又は団体の状態の改善を目的とする法律、計画又は事業を妨げるものではない⁸⁴。

カナダの公用語

第16条

(1) (カナダの公用語)

英語及び仏語はカナダの公用語であり、カナダの議会及び政府のすべての機関における使用に関し、同等の地位並びに同一の権利及び特権を有する。

(2) (ニュー・ブランズウィックの公用語)

英語及び仏語はニュー・ブランズウィックの公用語であり、ニュー・ブランズウィックの議会及び政府のすべての機関における使用に関し、同等の地位、権利及び特権を有する。

(3) (地位又は使用の促進)

⁸⁴ 第32条第2項は、第32条の施行の日から起算して3年が経過するまでは第15条は効力を有しないと規定する。第32条は、1982年4月17日に施行されたので、第15条は、1985年4月17日に効力を有することになった。

この憲章のいかなる規定も、英語及び仏語の地位又は使用の平等化を促す議会又は州の議会の権限を制限するものではない。

第 16.1 条

(1) (ニュー・ブランズウィックの英語及び仏語の言語社会)

ニュー・ブランズウィックの英語社会及び仏語社会は、これらの言語社会の保持及び促進に必要な独特な教育施設に対する権利を含め、同等の地位並びに同一の権利及び特権を有する。

(2) (ニュー・ブランズウィックの議会及び政府の役割)

第 1 項に掲げる地位、権利及び特権を保持し促進するニュー・ブランズウィックの議会及び政府の役割は、ここに容認される⁸⁵。

第 17 条

(1) (議会の議事手続)

何人も、議会の討論その他の議事手続において、英語又は仏語を使用する権利を有する⁸⁶。

(2) (ニュー・ブランズウィックの議会の議事手続)

何人も、ニュー・ブランズウィックの議会の討論その他の議事手続において、英語又は仏語を使用する権利を有する⁸⁷。

第 18 条

(1) (議会の法令及び会議録)

議会の法令、会議録及び議事公報は、英語及び仏語で印刷され発行されるものとし、英語文及び仏語文は同等の権威を有する⁸⁸。

(2) (ニュー・ブランズウィックの法令及び会議録)

ニュー・ブランズウィックの議会の法令、会議録及び議事公報は、英語及び仏語で印刷され発行されるものとし、英語文及び仏語文は同等の権威を有する⁸⁹。

第 19 条

(1) (議会が設置した裁判所における手続)

英語及び仏語はいずれも、議会によって設置された裁判所において、又はその裁判所における訴答書面若しくは裁判所の発する令状において、何人を見問わず、用いることができる⁹⁰。

(2) (ニュー・ブランズウィックの裁判所における手続)

英語及び仏語はいずれも、ニュー・ブランズウィックの裁判所において、又はその裁判所における訴答書面若しくは裁判所の発する令状において、何人を見問わず、用いることができる⁹¹。

⁸⁵ 第 16.1 条は、「1993 年憲法改正 (ニュー・ブランズウィック)」により、追加された。命令集 93-54 を参照のこと。

⁸⁶ 「1867 年憲法」第 133 条及びその脚注を参照のこと。

⁸⁷ 同上

⁸⁸ 同上

⁸⁹ 同上

⁹⁰ 同上

⁹¹ 同上

第 20 条

(1) (公衆による連邦機関との連絡)

カナダのいかなる公衆も、英語又は仏語で、カナダの議会又は政府の機関の本庁又は中央事務局と連絡し、利用可能なサービスを受ける権利を有し、及び、次に掲げるいずれかの場合には、それらの機関のその他の事務所についても同様の権利を有する。

(a) 英語又は仏語でその事務所と連絡し、サービスを受けるにつき相当の要求がある場合

(b) 事務所の性質により、英語及び仏語によりその事務所と連絡し、サービスを受けることに正当な理由がある場合

(2) (公衆によるニュー・ブランズウィックの機関との連絡)

ニュー・ブランズウィックのいかなる公衆も、英語又は仏語で、ニュー・ブランズウィックの議会又は政府の機関のいかなる事務所とも連絡し、利用可能なサービスを受ける権利を有する。

第 21 条 (既存の憲法規定の継続)

第 16 条から第 20 条までの規定は、カナダ憲法の他の規定に基づき、英語及び仏語又はそれらの一方に関し存在し又は継続する権利、特権及び義務を廃止し又は減少するものではない⁹²。

第 22 条 (保持された権利及び特権)

第 16 条から第 20 条までの規定は、この憲章の施行の前後を問わず、英語又は仏語以外の言語に関して取得され又は享受されている法律上又は慣習上の権利又は特権を廃止し又は減少するものではない。

少数言語教育権**第 23 条**

(1) (教育言語)

カナダ市民で、次の各号のいずれかに該当する者は、その州において自己の子どもに、当該言語による初等及び中等学校教育を受けさせる権利を有する⁹³。

(a) 教育を受けかつ現在理解し得る第一言語が、居住する州において英語又は仏語の少数住民言語である者

(b) カナダにおいて英語又は仏語の初等学校教育を受け、その教育を受けた言語が英語又は仏語の少数住民言語である州に居住する者

(2) (教育言語の継続)

カナダ市民で、カナダにおいて自己の子どもが英語又は仏語で初等又は中等学校教育を受けたか又は現に受けている者は、自己の子どものすべてに同一の言語による初等及び中

⁹² 例えば、「1867 年憲法法」第 133 条、及び同条の脚注における「1870 年マニトバ法」への言及を参照のこと。

⁹³ 第 23 条第 1 項第 a 号は、ケベックについては施行されない。後掲第 59 条を参照のこと。

等学校教育を受けさせる権利を有する。

(3) (人数が保証される場合の適用)

第1項及び第2項の規定により、ある州において英語又は仏語の少数住民言語で自己の子どもに初等及び中等学校教育を受けさせる権利は、次の第a号の場合に適用され、かつ第b号を含むものとする。

(a) その州に公費を少数言語教育に支出するに十分な人数がいる場合

(b) そのような子供の数が保証される時は、公費による少数言語の教育施設における教育を子供に受けさせる権利

執行

第24条

(1) (保障された権利及び自由の執行)

何人も、この憲章で保障する権利若しくは自由が侵害され又は否定された場合には、裁判所が事情に応じて適当かつ正当であると認める救済を求めて、管轄権を有する裁判所に訴えを提起することができる。

(2) (司法の信用を失墜させる証拠の排除)

第1項の規定に基づく訴訟手続において、裁判所は、証拠がこの憲章で保障する権利若しくは自由を侵害し又は否定する方法で得られたものであると決定し、かつ、すべての状況に鑑み、この訴訟手続においてその証拠を採用すれば司法の信用を失墜せしめると確認したときは、その証拠は、排除されるものとする。

一般規定

第25条 (憲章の影響を受けない先住民の権利及び自由)

この憲章における一定の権利及び自由の保障は、次の各号を含むカナダの先住民に関する先住民の、条約の又はその他の権利若しくは自由を廃止し又は減少するものと解釈されてはならない。

(a) 1763年10月7日の国王布告によって認められた権利又は自由

(b) 土地請求紛争の和解により現に存在するか又はそのようにして獲得されることのできる権利又は自由⁹⁴

第26条 (憲章の影響を受けない先住民のその他の権利及び自由)

この憲章における一定の権利及び自由の保障は、カナダにおいて存在するその他の権利又は自由の存在を否定するように解釈されてはならない。

第27条 (多文化的伝統)

⁹⁴ 第25条第b号は、「1983年憲法改正布告」により削除され再規定された。命令集84-102を参照のこと。第25条第b号のもとの条文は、次のとおりである。

「(b) 土地請求紛争の和解によりカナダの先住民が取得することのできる権利又は自由」

この憲章は、カナダ国民の多文化的伝統の保持及び向上と一致する方法により解釈されるものとする。

第 28 条 (両性に等しく保障される権利)

この憲章のいかなる規定にもかかわらず、この憲章に掲げる権利及び自由は男性及び女性に等しく保障される。

第 29 条 (一定の学校に関し保持された権利)

この憲章のいかなる規定も、宗派学校、宗教学校又は非国教派の学校に関し、カナダ憲法により又はそれに基づき保障された権利又は特権を廃止し、又はそれらを減少するものではない⁹⁵。

第 30 条 (準州及び準州の機関への適用)

この憲章において、州又は州の立法議院若しくは州の議会への言及は、それぞれ、ユーコン準州及び北西準州又は場合によりそれらの適当な立法機関を含むものとみなす。

第 31 条 (拡張されない立法権限)

この憲章の規定は、いかなる団体又は機関の立法権限をも拡張するものではない。

憲章の適用

第 32 条

(1) (憲章の適用)

この憲章は、次の各号に掲げる機関に対して適用される。

- (a) ユーコン準州及び北西準州に関するすべての事項を含め議会の権限の範囲内にあるすべての事項に関して、カナダの議会及び政府
- (b) それぞれの州の議会の権限の範囲内にあるすべての事項に関しては、それぞれの州の議会及び政府

(2) (例外)

第 1 項の規定にかかわらず、第 15 条は本条が施行された日から起算して 3 年を経過した日から施行する。

第 33 条

(1) (宣言が表明される場合の例外)

議会又は州の議会は、この憲章の第 2 条及び第 7 条から第 15 条に含まれる規定にかかわらず、議会若しくは州の議会の法律又は法律の規定が適用される旨を、その法律において宣言することができる

(2) (例外の適用)

本条に基づいてなされた宣言が有効である法律又は法律の条項は、その宣言に指定するこの憲章の規定がないものとして適用されるものとする。

(3) (5 年の期限)

⁹⁵「1867 年憲法」第 93 条及びその脚注を参照のこと。

第1項に基づいてなされた宣言は、その施行の日から起算して5年を経過した日又はその宣言において指定する5年より早い日に失効する。

(4) (再制定)

議会又は州の議会は、第1項に基づきなされた宣言を再制定することができる。

(5) (5年の期限)

第3項は、第4項に基づく再制定についても適用される。

引用

第34条 (引用)

この章は、権利及び自由に関するカナダ憲章として引用することができる。

第2章 カナダの先住民の権利

第35条

(1) (既存の先住民及び条約上の権利の承認)

カナダの先住民の現に有する先住民の権利及び条約上の権利は、ここに承認され確定される。

(2) (「カナダの先住民」の定義)

この法律において、「カナダの先住民」とは、カナダのインディアン、イヌイト及びメティスをいう。

(3) (土地請求訴訟の和解)

第1項における「条約上の権利」には、土地請求紛争の和解により現に存在する権利又は土地請求紛争の和解により獲得されることのできる権利が明らかに含まれる。

(4) (先住民の権利及び条約上の権利の両性に対する平等の保障)

この法律のその他の規定にもかかわらず、第1項に掲げる先住民の権利及び条約上の権利は、男性及び女性に対し平等に保障される⁹⁶。

第35.1条 (憲法会議参加の義務)

カナダの政府及び州の政府は、「1867年憲法法」第91条第24部類、この法律の第25条又はこの章の改正の前に、次の原則を義務付けられる。

(a) カナダの首相及び州の首相によって構成され、その議題の内に憲法改正提案に関する事項を含む憲法会議が、首相により招集されること。

(b) カナダの首相は、その事項に関する会議への参加をカナダの先住民の代表に対し要請すること⁹⁷。

⁹⁶ 第35条第3項及び第4項は、「1983年憲法改正布告」により追加された。命令集 84-102を参照のこと。

⁹⁷ 第35.1条は、「1983年憲法改正布告」により追加された。命令集 84-102を参照のこと。

第3章 平等化及び地域的不均衡

第36条

(1) (機会均等の助長の義務)

議会及び州の議会は、カナダの政府及び州の政府とともに、議会若しくは州の議会の立法権限又はそれらの立法権限の行使に関連するそれらの権利を変更することなく、次の各号に掲げることを行う義務がある。

- (a) カナダ国民の幸福のため機会均等を助長すること。
 - (b) 機会の不均衡を是正するための経済発展を促進すること。
 - (c) すべてのカナダ国民に合理的な質の基本的な公共サービスを提供すること。
- (2) (公共サービスに関する義務)

カナダの議会及び政府は、州政府が合理的に比較し得る課税水準で、合理的に比較し得る水準の公共サービスを提供するに足る歳入を確保できることを保障する平衡交付金支出の原則を義務付けられるものとする⁹⁸。

第4章 憲法会議

第37条 削除⁹⁹

第4.1章 憲法諸会議

第37.1条 削除¹⁰⁰

⁹⁸ 「1867年憲法」第114条及び第118条の脚注を参照のこと。

⁹⁹ 第54条は、第4章が第7章の施行の日から起算して1年が経過した日に削除されると定める。第7章は、1982年4月17日に施行されたので、第4章は、1983年4月17日に削除された。

第4章のものの条文は、次のとおりである。

「第37条(1) カナダの首相及び州の首相によって構成される憲法会議は、この章の施行の日から起算して1年以内にカナダの首相により招集されるものとする。

(2) 第1項の規定により招集される憲法会議は、カナダ憲法に含まれるべきカナダの先住民の権利の確認及び定義を含み、カナダの先住民に直接影響のある憲法問題に関する事項を議題とするものとし、カナダの首相はカナダの先住民の代表に対しその事項の討議への参加を要請するものとする。

(3) カナダの首相は、第1項の規定に基づき招集される憲法会議の議題のいずれかの項目のうちで、カナダの首相がユーコン準州及び北西準州に直接影響すると認めるものについての討議への参加をそれぞれの準州の政府の選挙された代表に対し要請するものとする。」

¹⁰⁰ 第4.1章は、「1983年憲法改正布告」(命令集 84-102 参照)により追加され、第54.1条により、1987年4月18日に削除された。

第4.1章のものの条文は、次のとおりである。

「第37.1条(1) 1983年3月に招集された憲法会議に加えて、カナダの首相及び州の首相によって構成される憲法会議は、カナダの首相により少なくとも2回招集され、第1回目の会議は1982年4月17日より3年以内に、第2回目の会議は第1回目の会議の日より5年以内にそれぞれ招集されるものとする。

(2) 第1項に基づき招集されるそれぞれの憲法会議は、その議題にカナダの先住民に直接影響する憲法事項を含むものとし、カナダの首相は、それらの事項に関する討議への参加をカナダの先住民の代表に対し要請するものとする。

(3) カナダの首相は、第1項に基づき招集される憲法会議の議題の項目のうちで、カナダの首相がユー

第5章 カナダ憲法の改正手続¹⁰¹

第38条

(1) (カナダ憲法改正の一般手続)

カナダ憲法の改正は、次の各号の決議により承認された場合に、カナダ国璽を押印した総督の発布する布告により行われる。

(a) 元老院及び庶民院の決議

(b) 3分の2以上の州の立法議院の決議、ただし、それらの州の人口の合計が改正時に最も近い国勢調査において全州の人口の50%以上であることを要する。

(2) (議員の過半数)

第1項に規定する改正で、州の議会又は政府の立法権、財産権その他の権利若しくは特権を侵害するものは、第1項により要求される元老院、庶民院並びに立法議院のそれぞれの議員の過半数の賛成による決議を要するものとする。

(3) (反対の表明)

第2項の改正は、その改正に係る布告が発布される前に、立法議院がその議員の過半数の決議により反対を表明した州においては、立法議院が後に議員の多数による議決をもってその反対の決議を取り消し、改正を承認しない限り、適用されないものとする。

(4) (反対の取消し)

第3項の目的のために行われる反対の決議は、その改正に関する布告の発布の前後を問わず、いつでもこれを取消することができる。

第39条

(1) (布告に関する制限)

布告は、各州の立法議院があらかじめ賛成又は反対の決議を可決している場合を除いて、その改正手続を発議する決議の可決の日から1年が経過するまでは、第38条第1項に基づき発布してはならない。

(2) (同上)

布告は、改正手続を発議する決議の可決の日から3年を経過したときは、第38条第1項に基づき発布してはならない。

第40条 (補償)

第38条第1項の規定に基づき、教育その他の文化的事項に関する州の立法権限を州の議会からカナダの議会に移譲する改正が行われた場合には、カナダは、その改正の適用を受けない州に対して合理的な補償を与えるものとする。

第41条 (全員一致による改正)

コン準州及び北西準州に直接影響すると認めるものについての討議への参加をそれぞれの州の政府の選挙された代表に対し要請するものとする。

(4) 本条のいかなる規定も第35条第1項の趣旨を損なうように解釈されてはならない。」

¹⁰¹ 第5章の制定の前までは、カナダ憲法及び州憲法の一定の条項は、「1867年憲法法」に従ってのみ改正することができた。前掲、第91条第1部類及び第92条第1部類の脚注を参照のこと。それ以外の憲法改正は、連合王国の議会の制定法によってのみ行われることができた。

次の各号に掲げる事項に関するカナダ憲法の改正は、元老院及び庶民院並びに各州の立法議院の決議により承認された場合にのみ、カナダ国璽を押印した総督の発布する布告により、これを行うことができる。

- (a) 女王、総督及び州の副総督の地位
- (b) この章の施行の時点で、それぞれの州に割り当てられている元老院議員数を下回らない人数の庶民院議員を代表として送る各州の権利
- (c) 第 43 条に従うことを条件とする英語又は仏語の使用
- (d) カナダ最高裁判所の構成
- (e) この章の改正

第 42 条

- (1) (一般手続による改正)

次の各号に掲げる事項に関するカナダ憲法の改正は、第 38 条第 1 項の規定に従ってのみ、これを行うことができる。

- (a) カナダ憲法が規定する庶民院における州の代表の比例原則
- (b) 元老院の権限及び元老院議員の選出方法
- (c) 元老院において州が代表として送ることができる議員の数及び元老院議員の居住資格
- (d) 第 41 条第 d 号に従うことを条件とするカナダ最高裁判所
- (e) 既存の州の準州への領域拡張
- (f) 他のいかなる法律又は慣習にかかわらず、新たな州の設置
- (2) (除外)

第 38 条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項に掲げる事項に関する改正については、これを適用しないものとする。

第 43 条 (全州ではなく一部の州に関連する規定の改正)

次の各号に掲げる事項を含め、一以上の州に適用されるが全州に適用されない規定に関するカナダ憲法の改正は、元老院及び庶民院並びにその改正が適用される各州の立法議院の決議によって承認される場合に限り、カナダ国璽を押印した総督の発布する布告により、これを行うことができる。

- (a) 州間の境界の変更
- (b) 州内における英語又は仏語の使用に関する規定の改正

第 44 条 (議会による改正)

議会は、第 41 条及び第 42 条に従うことを条件として、カナダの行政府又は元老院及び庶民院に関するカナダ憲法を改正する法律を専属的に制定することができる。

第 45 条 (州の議会による改正)

各州の議会は、第 41 条に従うことを条件として、州の憲法を改正する法律を専属的に制定することができる。

第 46 条

- (1) (改正手続の発議)

第 38 条、第 41 条、第 42 条及び第 43 条に基づく改正の手続は、元老院若しくは庶民院

又は州の立法議院のいずれかが、これを発議することができる。

(2) (承認の取消し)

この章の目的のためになされる賛成の決議は、それにより承認を受けた布告の発布の前であれば、いつでもこれを取り消すことができる。

第 47 条

(1) (元老院の決議なしの改正)

第 38 条、第 41 条、第 42 条又は第 43 条に基づく布告により行われるカナダ憲法の改正は、庶民院における布告の発布を承認する決議の可決の後 180 日以内に元老院が同旨の決議を可決せず、かつ、その期間の満了の後いつでも庶民院が決議を再び可決した場合には、布告の発布を承認する上院の決議なしに、これを行うことができる。

(2) (期間の計算)

第 1 項で定める 180 日の期間計算にあたっては、議会の閉会中又は解散の期間はこれを算入しないものとする。

第 48 条 (布告の発布の助言)

カナダのための女王の枢密院は、この章に基づく布告による改正に必要な決議が可決されたときは、総督に対してこの章に基づく布告の発布をすみやかに助言するものとする。

第 49 条 (憲法会議)

カナダの首相は、この章の施行の後 15 年以内にこの章の規定について再検討するため、カナダの首相及び各州の首相により構成される憲法会議を招集するものとする。

第 6 章 1867 年憲法法の改正

第 50 条¹⁰²

第 51 条¹⁰³

第 7 章 総括規定

第 52 条

(1) (カナダ憲法の最高法規)

カナダ憲法は、カナダの最高法規であって、この憲法の規定に反するいかなる法規も、その抵触する限度において効力を有しないものとする。

(2) (カナダ憲法)

カナダ憲法は、次に掲げる法律から成る。

(a) この法律を含む「1982 年カナダ法」

(b) 別表に掲げる法律及び命令

¹⁰² この改正は、「1867 年憲法法」の改正統合版の第 92A 条に掲げてある。

¹⁰³ この改正は、「1867 年憲法法」の改正統合版の別表第 6 に掲げてある。

(c) 第 a 号又は第 b 号に掲げる法律又は命令の改正

(3) (カナダ憲法の改正)

カナダ憲法は、カナダ憲法に含まれている権能に従ってのみ改正されるものとする。

第 53 条

(1) (削除及び新たな名称)

別表の第 1 欄に掲げる法令は、第 2 欄で指示する範囲内で削除され、又は改正され、第 3 欄で表示する名称のもとにカナダにおける法として存続するものとする。

(2) (必然的な改正)

「1982 年カナダ法」を除き、別表の第 1 欄にその名称を掲げられた法令を引用するすべての法令は、当該名称に替えて第 3 欄に掲げる名称に置き換えることによって改正されるものとし、別表に掲げられていない英領北アメリカ法は、制定年及び法律番号がある場合にはそれらを付して「憲法法」と引用することができる。

第 54 条 (削除及び必然的な改正)

第 4 章の規定は、カナダ国璽を押印した総督の発布する布告により、本章の施行の日から起算して 1 年を経過した日に廃止するものとし、従って本条も削除することができ、第 4 章が廃止され又は本条が削除されたときは、それに伴ってこの法律の条文整理を行うことができる¹⁰⁴。

第 54.1 条 削除¹⁰⁵

第 55 条 (カナダ憲法の仏語文)

別表に掲げるカナダ憲法を構成する法令の仏語文は、カナダの法務大臣ができ得る限り速かにこれを作成するものとし、その部分が総督の裁可を受けるのに十分な整備がなされたときは、カナダ憲法の同一の条項の改正に適用される手続に従って、カナダ国璽を押印した総督の発布する布告によって制定するために手続を進めるものとする。

第 56 条 (一定の憲法条文の英語文及び仏語文)

カナダ憲法を構成するいかなる部分も英語文及び仏語文で制定されている場合又は第 55 条に従いカナダ憲法を構成する部分が仏語文で制定されている場合には、憲法のその部分の英語文及び仏語文は、同等の権威を有する。

第 57 条 (この法律の英語文及び仏語文)

この法律の英語文及び仏語文は、同等の権威を有する。

第 58 条 (施行)

この法律は、第 59 条に従うことを条件として、カナダ国璽を押印した女王又は総督の発布する布告によって定められた日から施行されるものとする¹⁰⁶。

¹⁰⁴ 第 7 章は、1982 年 4 月 17 日に施行された。命令集 82-97 を参照のこと。

¹⁰⁵ 第 54.1 条は、「1983 年憲法改正布告」により追加され (命令集 84-102 参照)、第 4.1 章及び第 54.1 条が 1987 年 4 月 18 日に廃止されることを定めていた。

第 54.1 条のものの条文は、次のとおりである。

「第 54.1 条 第 4.1 章及び本条は、1987 年 4 月 18 日に廃止される。」

¹⁰⁶ この法律は、ケベックに関する第 23 条第 1 項第 a 号の適用除外とともに、女王が発布した布告により 1982 年 4 月 17 日に施行された。命令集 82-97 を参照のこと。

第 59 条

(1) (ケベックに関する第 23 条第 1 項第 a 号の施行)

第 23 条第 1 項第 a 号の規定は、ケベック州に関しては、カナダ国璽を押印した女王又は総督の発布する布告によって定められた日から施行されるものとする。

(2) (ケベックの承認)

第 1 項に基づく布告は、ケベック州の立法議院又は政府が承認する場合に限り、発布されるものとする¹⁰⁷。

(3) (本条の廃止)

カナダ国璽を押印した女王又は総督の発布する布告により、第 23 条第 1 項第 a 号がケベックに関して施行される日に、本条は、削除されることができ、その削除に伴い、この法律は改正され、その条文番号は改められる。

第 60 条 (略称及び引用)

この法律は、「1982 年憲法法」と引用することができ、1867 年から 1975 年第 2 号までの憲法法及びこの法律は「1867 年から 1982 年までの憲法法」として引用することができる。

第 61 条 (言及)

「1867 年から 1982 年までの憲法法」に対する言及は、「憲法を改正する 1983 年の布告」に対する言及を含むものとみなされる¹⁰⁸。

1982 年憲法法別表

憲法の現代化

項目	第 1 欄 関係法令	第 2 欄 改正	第 3 欄 新名称
1	1867 年英領北アメリカ法 (ヴィクトリア女王治世第 30 年 - 第 31 年法律第 3 号 (連合王国))	(1) 第 1 条を削除し、次と差し替える。 「 第 1 条 本法は、「1867 年憲法法」として引用することができる。」 (2) 第 20 条を削除する。 (3) 第 91 条第 1 部類を削除する。 (4) 第 92 条第 1 部類を削除する。	1867 年憲法法

¹⁰⁷ 第 59 条に基づく布告は、発布されていない。

¹⁰⁸ 第 61 条は、「1983 年憲法改正布告」により追加された。命令集 84-102 を参照のこと。

「1985 年憲法法 (代表)」(カナダ法典 1986 年法律第 8 号第 1 章) 第 3 条及び「1987 年憲法改正 (ニューファンドランド法)」(命令集 88-11) も参照のこと。

項目	第1欄 関係法令	第2欄 改正	第3欄 新名称
2	ヴィクトリア女王治世第32年－第33年法律第3号を改正し存続させ、マニトバ州の政府を設立し規定を設ける1870年の法律（ヴィクトリア女王治世第33年法律第3号（カナダ））	(1) 長い法律名を削除し、次と差し替える。 [[1870年マニトバ法]] (2) 第20条を削除する。	1870年マニトバ法
3	ルパート・ランド及び北西地の連邦加入を認める女王陛下の枢密院令（1870年6月23日）		ルパート・ランド及び北西地令
4	ブリティッシュ・コロンビアの連邦加入を認める女王陛下の枢密院令（1871年5月16日）		ブリティッシュ・コロンビア連邦条件
5	1871年英領北アメリカ法（ヴィクトリア女王治世第34年－第35年法律第28号（連合王国））	第1条を削除し、次と差し替える。 「 第1条 この法律は、「1871年憲法法」として引用することができる。」	1871年憲法法
6	プリンス・エドワード・アイランドの連邦加入を認める女王陛下の枢密院令（1873年6月26日）		プリンス・エドワード・アイランド連邦条件
7	1875年カナダ議会法（ヴィクトリア女王治世第38年－第39年法律第38号（連合王国））		1875年カナダ議会法
8	北アメリカにおけるすべての英国領土、領地及び近接する諸島の連邦加入を認める女王陛下の枢密院令（1880年7月3日）		近接領土令
9	1886年英領北アメリカ法（ヴィクトリア女王治世第49年－第50年法律第35号（連合王国））	第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この法律は、「1886年憲法法」として引用することができる。」	1886年憲法法
10	1889年カナダ（オンタリオ境界）法（ヴィクトリア女王治世第52年－第53年法律第28号（連合王国））		1889年カナダ（オンタリオ境界）法

項目	第1欄 関係法令	第2欄 改正	第3欄 新名称
11	1895年カナダ議長（代理任命）法（ヴィクトリア女王治世第59年第2会期法律第3号（連合王国））	この法律を廃止する。	
12	1905年アルバータ法（エドワード7世治世第4年－第5年、法律第3号（カナダ））		アルバータ法
13	1905年サスカチュワン法（エドワード7世治世第4年－第5年法律第42号（カナダ））		サスカチュワン法
14	1907年英領北アメリカ法（エドワード7世治世第7年法律第11号（連合王国））	第2条を削除し、次と差し替える。 「 第2条 この法律は、「1907年憲法法」として引用することができる。」	1907年憲法法
15	1915年英領北アメリカ法（ジョージ5世治世第5年－第6年法律第45号（連合王国））	第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この法律は、「1915年憲法法」として引用することができる。」	1915年憲法法
16	1930年英領北アメリカ法（ジョージ5世治世第20年－第21年法律第26号（連合王国））	第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この法律は、「1930年憲法法」として引用することができる。」	1930年憲法法
17	1931年ウェストミンスター法（ジョージ5世治世第22年法律第4号（連合王国））	この法律は、カナダへの適用に限り、次のように改正する。 (a) 第4条を削除する。 (b) 第7条第1項を削除する。	1931年ウェストミンスター法
18	1940年英領北アメリカ法（ジョージ6世治世第3年－第4年法律第36号（連合王国））	第2条を削除し、次と差し替える。 「 第2条 この法律は、「1940年憲法法」として引用することができる。」	1940年憲法法
19	1943年英領北アメリカ法（ジョージ6世治世第6年－第7年法律第30号（連合王国））	この法律を廃止する。	
20	1946年英領北アメリカ法（ジョージ6世治世第9年－第10年法律第63号（連合王国））	この法律を廃止する。	
21	1949年英領北アメリカ法（ジョージ6世治世第12年－第13年法律第22号（連合王国））	第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この法律は、ニューファンドランド法ととして引用することができる。」	ニューファンドランド法

項目	第1欄 関係法令	第2欄 改正	第3欄 新名称
22	1949年英領北アメリカ法(第2号)(ジョージ6世治世第13年法律第81号(連合王国))	この法律を廃止する。	
23	1951年英領北アメリカ法(ジョージ6世治世第14年-第15年法律第32号(連合王国))	この法律を廃止する。	
24	1952年英領北アメリカ法(エリザベス2世治世第1年法律第15号(カナダ))	この法律を廃止する。	
25	1960年英領北アメリカ法(エリザベス2世治世第9年法律第2号(連合王国))	第2条を削除し、次と差し替える。 「 第2条 この法律は、「1960年憲法法」として引用することができる。」	1960年憲法法
26	1964年英領北アメリカ法(エリザベス2世治世第12年-第13年法律第73号(連合王国))	第2条を削除し、次と差し替える。 「 第2条 この法律は、「1964年憲法法」として引用することができる。」	1964年憲法法
27	1965年英領北アメリカ法(エリザベス2世治世第14年法律第4号第1章(カナダ))	第2条を削除し、次と差し替える。 「 第2条 この章は、「1965年憲法法」として引用することができる。」	1965年憲法法
28	1974年英領北アメリカ法(エリザベス2世治世第23年法律第13号第1章(カナダ))	エリザベス2世治世第25年-第26年法律第28号(カナダ)第38条第1項により改正された第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この章は、「1974年憲法法」として引用することができる。」	1974年憲法法
29	1975年英領北アメリカ法(エリザベス2世治世第23年-第24年法律第28号第1章(カナダ))	エリザベス2世治世第25年-第26年法律第28号(カナダ)第31条により改正された第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この章は、「1975年憲法法(第1号)」として引用することができる。」	1975年憲法法(第1号)
30	1975年英領北アメリカ法(第2号)(エリザベス2世治世第23年-第24年法律第53号(カナダ))	第3条を削除し、次と差し替える。 「 第3条 この法律は、「1975年憲法法(第2号)」として引用することができる。」	1975年憲法法(第2号)

「基本情報シリーズ」

既刊

①外国の付加価値税（2008年版）	2008年10月
②主要国の各種法定年齢	2008年12月
③わが国が未批准の国際条約一覧	2009年3月
④諸外国の上院の選挙制度・任命制度	2009年12月
⑤主要国の議会制度	2010年3月
⑥諸外国と中国	2010年9月
⑦各国憲法集(1)スウェーデン憲法	2012年1月
⑧各国憲法集(2)アイルランド憲法	2012年3月
⑨各国憲法集(3)オーストリア憲法	2012年3月

調査資料 2011-1-d

基本情報シリーズ⑩

各国憲法集(4) カナダ憲法

平成 24 年 3 月 30 日発行

ISBN 978-4-87582-730-6

国立国会図書館調査及び立法考査局

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

・「調査の窓」の「刊行物」のページ

・国立国会図書館ホームページ< <http://www.ndl.go.jp/> >

トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成 24 年刊行分

Constitutions of the World (4) Canada

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2011-1-d

ISBN 978-4-87582-730-6
*紙へリサイクル可